

古河市公共施設適正配置基本計画

2020年度～2029年度
(令和2年度～令和11年度)

令和2年3月
茨城県 古河市



目次

第1章 公共施設適正配置基本計画について . . . 1

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象施設
- 5 計画策定に当たっての基本的な考え方

計画構成

第2章 施設分類ごとの適正配置方針 . . . 9

1 市民集会等施設		(6) 子育て支援系施設	
(1) 市民文化系施設		ア 保育所	. . . 99
ア 公民館的施設	. . . 9	イ 児童クラブ	. . . 105
イ 隣保館	. . . 21	ウ その他子育て支援施設	. . . 116
ウ 集会施設	. . . 23	(7) 保健・福祉施設	
(2) 社会教育系施設		ア 保健・福祉施設	. . . 121
ア 図書館	. . . 32	イ 高齢者福祉施設	. . . 126
イ 博物館等施設	. . . 37	(8) 医療施設	. . . 130
(3) スポーツ・レクリエーション施設		2 行政施設	
ア スポーツ施設	. . . 45	(1) 庁舎施設	. . . 134
イ 地域振興施設	. . . 58	(2) 消防施設	. . . 139
(4) 産業系施設	. . . 64	(3) 環境衛生施設	. . . 144
(5) 学校教育施設		3 インフラ等関連施設	
ア 学校	. . . 67	(1) 公園	. . . 149
イ 学校給食施設	. . . 94	(2) 市営住宅	. . . 154

第3章 計画の推進 . . .

第1章 公共施設適正配置基本計画について

1 計画の目的

本市では、高度経済成長期からバブル経済期にかけて、人口の急増や行政サービスに関する市民ニーズ等に対応するため、多くの公共施設を整備してきました。

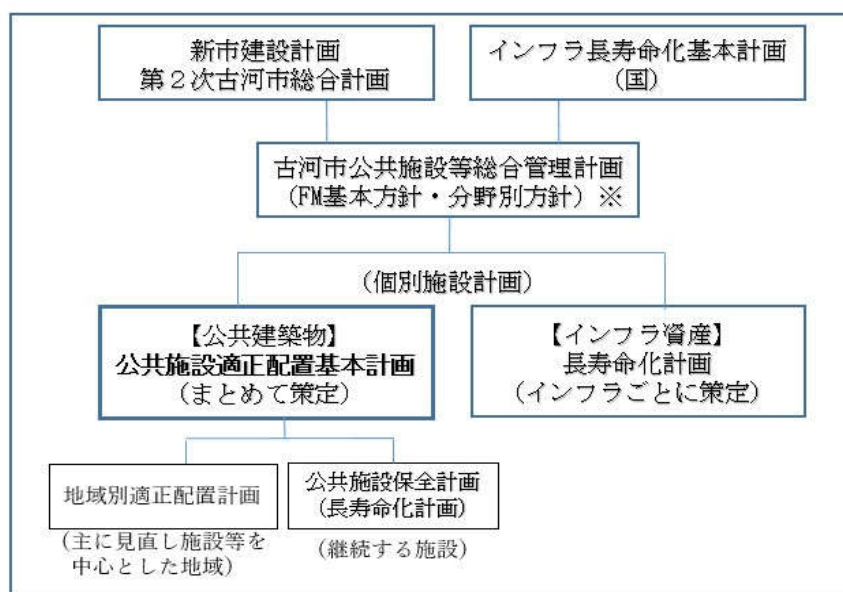
今後において、これらの公共施設は次々と建替え等の更新時期を迎えることとなりますが、人口減少や少子高齢化が進展するとともに、財政的にも扶助費などの社会保障費が増大すること等を鑑みると、将来にわたって、現在の公共施設をこれまでと同様に全て維持していくことは困難になっています。

こうした状況に対応するため、平成27年3月に、今後の公共施設のあり方について基本的な考え方を示した「古河市公共施設等総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針（以下「FM基本方針」という。）」を、さらには、平成28年5月に「古河市公共施設等総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針〈分野別施設方針〉（以下「分野別方針」という。）」を策定しました。

これらの方針に基づき、市民の貴重な財産である公共施設を、次代の市民に健全な状態で継承するとともに、今後も効果的かつ効率的に利活用して市民サービスの維持向上を図るため、公共施設の最適化に取り組むこととし、「古河市公共施設適正配置基本計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画である「新市建設計画」及び「第2次古河市総合計画」を踏まえ、古河市公共施設等総合管理計画（「FM基本方針」及び「分野別方針」）で定めた、公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針に即して策定します。本計画の推進に当たっては、都市計画マスタープラン、立地適正化計画など、関連計画と整合を図ります。なお、本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく個別施設計画として位置付けます。



※古河市では、FM基本方針と分野別方針を併せて公共施設等総合管理計画としています。

3 計画の期間

古河市公共施設等総合管理計画では、2015年度（平成27年度）から2054年度（令和36年度）までの40年間の計画期間としています。本計画では、2020年度（令和2年度）から2029年度（令和11年度）までの10年間の計画期間とします。また、計画期末には必要な見直しを行い、次期10年間の計画を策定します。

なお、毎年度計画の進捗状況等について点検・検証するとともに、本市を取り巻く社会情勢や、法令・国の施策等の変化の状況に応じて、計画期間内であっても適宜見直しを図るものとします。

計画名	計画期間
公共施設等 総合管理計画	2015年～2054年（40年間）
公共施設 適正配置基本計画	2020年 ～2029年(10年間) (適宜見直し)

4 計画の対象施設

公共施設等総合管理計画に掲げた公共施設等のうち、インフラ資産以外の公共建築物（ハコモノ）から以下の対象外施設を除いた公共建築物189施設、335,495㎡（2019年度＝令和元年度末時点）を対象とします。

【対象外施設】

- トイレ・車庫などで延床面積が100㎡未満の小規模施設（消防施設は対象）
- インフラ資産として別に計画を策定する施設（上水道、下水道など）

大分類			施設数	対象施設	担当課
	中分類				
	小分類				
1. 市民集會等施設					
	(1) 市民文化系施設				
	ア 公民館的施設	13	①中央公民館②中田公民館③古河東公民館④つつみ公民館⑤さくら公民館⑥ふれあい公民館⑦生涯学習センター総和⑧ユースセンター総和⑨地域交流センター（はなももプラザ）⑩駅西地域交流センター（いちようプラザ）⑪三和地域交流センター（コスモスプラザ）⑫古河庁舎併設市民集會施設（スペースU古河）⑬三和農村環境改善センター	社会教育施設課、財産活用課、スポーツ振興課	
	イ 隣保館	1	①隣保館	市民協働課	
	ウ 集會施設	8	①コミュニティセンター出城②みどりヶ丘ふれあいの家③コミュニティセンター平和④三和いこいの家⑤コミュニティセンターなかよこ⑥コミュニティセンター総和⑦中田集會所⑧大山集會所	市民協働課、社会教育施設課	
	(2) 社会教育系施設				
	ア 図書館	7	①古河図書館②三和図書館（燦SUN館）③公民館等に併設の図書室5施設	社会教育施設課	
	イ 博物館等施設	8	①古河歴史博物館②鷹見泉石記念館③奥原晴湖画室④古河文学館⑤篆刻美術館⑥古河街角美術館⑦永井路子旧宅⑧三和資料館（燦SUN館）	生涯学習課 文化教育施設室	
	(3) スポーツ・レクリエーション施設				
	ア スポーツ施設	16	①古河体育館②古河スポーツ交流センター ③古河リバーサイド倶楽部 ④古河ゴルフリンクス⑤古河市サッカー場 ⑥古河市民球場⑦古河市テニスコート ⑧中央運動公園（古河はなもも体育館）⑨中央運動公園（温水プール）⑩中央運動公園（テニスコート）⑪中央運動公園（陸上競技場）⑫丘里公園野球場⑬上大野グラウンド⑭三和健康ふれあいスポーツセンター⑮三和野球場⑯小堤スポーツ広場	スポーツ振興課	
	イ 地域振興施設	4	①お休み処坂長②道の駅まくらがの里こが③酒井蔵④富岡蔵	商工政策課	
	(4) 産業系施設	1	①古河市勤労青少年ホーム・古河市働く女性の家（サークル館）	商工政策課	
	(5) 学校教育施設				
	ア 学校	33	小学校23校（①～②③） 中学校9校（④～⑬） ⑭セミナーハウス誠心館	教育総務課、学校教育施設課	
	イ 学校給食施設	8	①古河第一小学校（給食室）②古河第二小学校（給食室）③古河第三小学校（給食室）④古河第四小学校（給食室）⑤古河第五小学校（給食室）⑥古河第六小学校（給食室）⑦古河第七小学校（給食室）⑧学校給食センター	学校給食課	
	(6) 子育て支援系施設				
	ア 保育所	7	①第一保育所②第二保育所③第三保育所④第四保育所⑤第五保育所⑥上辺見保育所⑦関戸保育所	子ども福祉課	
	イ 児童クラブ	26	専用施設8施設、学校庁舎内17施設、コミュニティ施設の一室に設置1施設	子ども福祉課	
	ウ その他子育て支援施設	3	①駅前子育て広場②ネーブル子育て広場③ファミリー・サポート・センター	子ども福祉課	
	(7) 保健・福祉施設				
	ア 保健・福祉施設	3	①古河福祉の森会館②総和福祉センター（健康の駅）③三和地域福祉センター	健康づくり課、福祉総務課	
	イ 高齢者福祉施設	2	①古河老人福祉センター②総和老人福祉センター	高齢福祉課	
	(8) 医療施設	2	①古河福祉の森診療所②尾崎国民健康保険診療所	古河福祉の森診療所	
2. 行政施設					
	(1) 庁舎施設	3	①古河庁舎②総和庁舎③三和庁舎	財産活用課	
	(2) 消防施設	27	古河地区8分団詰所・車庫（①～⑧ 第1～8分団） 総和地区10分団詰所・車庫（⑨～⑱ 第9～18分団） 三和地区9分団詰所・車庫（⑲～⑳ 第19～27分団）	消防防災課	
	(3) 環境衛生施設	2	①古河市斎場②古河クリーンセンター	環境課 環境施設管理室	
3. インフラ等関連施設					
	(1) 公園	3	①古河総合公園内建物②ネーブルパーク内建物③三和ふるさとの森内建物	都市計画課	
	(2) 市営住宅	12	①赤松市営住宅②大山市営住宅（上耕地）③大山市営住宅（第二）④城郭外市営住宅⑤クヤ台市営住宅⑥上辺見第一市営住宅⑦上辺見市営住宅⑧鹿養市営住宅⑨磯部市営住宅⑩磯部第一市営住宅⑪沼影市営住宅⑫尾崎市営住宅	営繕住宅課	
	計	189			

5 計画策定に当たっての基本的な考え方

(1) 施設の点検・評価

公共施設は、新市建設計画及び第2次古河市総合計画に掲げるまちづくりの施策実現に向けた必要な行政サービスを提供するための手段として設置するものであり、施設で行われているサービス（機能）と施設の性能の双方の観点から最適化を図ることが必要です。

このため、各施設の現状を施設の性能面と施設の機能面から、次の視点により点検し、その結果について施設評価を行い、さらに「(2) 施設適正配置の検討の留意点」で示す7つの観点から総合的に検討し、施設ごとの方向性を示しています。

【施設の性能】

① 老朽化状況

固定資産台帳の資産老朽化比率※を基に点検します。

※当該施設の減価償却累計額÷建築物・工作物の取得価額

② 耐震状況

新耐震基準に適合しているか、新耐震基準でない施設の場合は、耐震診断、耐震化工事の実施状況を点検します。

③ 危険区域

市洪水ハザードマップなどで示す危険区域の該当の有無を点検します。

④ 避難所指定

避難所・避難場所への指定状況の有無を点検します。

⑤ 環境対応

アスベスト・PCBの対応、LED照明・太陽光発電の設置について、点検します。

⑥ バリアフリー

エレベーターの設置や多目的トイレ、スロープ、点字ブロック、AEDなどの整備状況を点検します。

【施設で行われているサービス（機能）】

① 必要性の点検

施設の設置目的に照らして、以下の視点で点検します。

- ・施設で実施している施策（事業）が、目的に即しているのか
- ・当該施設でなければできない施策（事業）なのか
- ・市が関与しなければならぬ施策（事業）なのか
- ・近隣（小学校区程度）に同様の施設（国・県・民間等）がないか

② 有効性の点検

施設が有効に活用されているか、以下の視点で点検します。

- ・施設の稼働率は高いか
- ・特定の団体が特定の部屋を占有している実態はないか
- ・地域（行政自治会、小学校区）住民以外が利用しているか

③ 効率性の点検

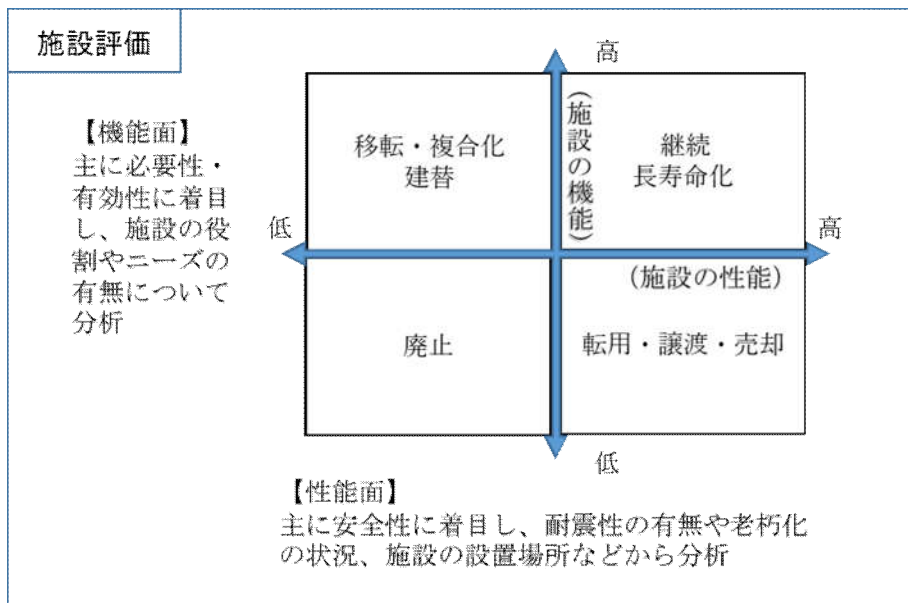
以下の視点で点検します。

- ・管理運営に民間の参入が困難か
- ・施設の管理運営権限の地域移譲（委譲）は困難か

④ 財務の点検

以下の視点で点検します。

- ・収入を確保するための対策を行なっているか
- ・適正な受益者負担となっているか
- ・継続的に年間の維持管理コストの改善が可能か



(2) 施設適正配置の検討の留意点

施設や機能の適正配置に当たっては、各施設の現状を踏まえ、以下の視点から総合的な検討を行い、「施設（建物）」そのものと、施設の「機能」に区分して今後の方向性を示します。

なお、本計画において評価の判断が難しい場合は、引き続き検討を進めていくものとします。

① 基本政策との連動

第2次古河市総合計画に掲げる政策を実現するための公共施設の役割とその取組状況を明確にし、その役割に即した使い方となっているか、効果が上がっているかを検証します。

② 必要な機能（サービス）の確保

各施設で提供する機能（市民サービス等）の必要性を検証し、必要な機能については、その機能を継続・確保することを前提とします。現在の施設での機能の継続が困難な場合は、他の施設へ機能移転するなどの代替策を講じることにより、機能を確保します。

③ 施設を、「点」でなく、「面」的に見る

固定化された施設の用途ではなく「集会ができる場所」、「運動ができる場所」等、柔軟な視点で施設の機能を捉え、地域又は小学校区を俯瞰して施設類型・施設区分を超えた多機能化（複合化等）、集約化又は転用を図りながら、各エリア内の施設配置の再編を進めます。

④ 施設の有効活用

施設全体が低利用である場合に限らず、日中と夜間又は諸室によって利用率が異なるような場合は、利用されていない時間と空間を有効に活用できるよう、施設の多機能化（複合化等）による有効活用を図ります。（時間・空間的な使い切り）

⑤ 施設の長寿命化と維持管理

機能の必要性が高く、建物を有効活用できている施設については、予防保全を含む計画的な改修により長寿命化を図ります。

長寿命化を図らない施設については、大規模な改修を行わずに耐用年数が到来するまで使用します。（物理的な使い切り）

⑥ 費用対効果の検討

建物を有効活用できている施設については、建物の躯体や設備等を良好な状態で維持するための改修費用をはじめ、耐震化、バリアフリー化、省エネルギー化等の費用を考慮した上で、継続して保有することが適切かを検討し、適正規模にダウンサイジングするなど、建替えによってライフサイクルコストを縮減できる場合は、建替えを行います。

また、借地・借家に設置されている施設については、提供する機能（サービス）の必要性や建物の劣化状況を考慮し、借地の継続、取得又は機能移転を検討します。

⑦ 多様な管理運営手法の検討

施設のサービス提供や管理運営体制について、施設の性質に応じて、直営管理、民間委託（指定管理を含む）、地域による自主管理、民営化などの手法を検討します。

(3) 施設の方角性別の対策と優先順位

今後も使用を継続する施設と、譲渡、貸付又は処分を図る施設に分けて取組を進めます。

なお、既に方針が決定している施設整備事業については、優先的に取組を進めます。

① 使用を継続する施設

ア 予防保全を含めた計画的な改修を図る施設

建物を有効活用できている施設のうち、耐震性があり、計画的な改修を行うことによって長期使用が可能となるものについては、長寿命化を図ります。

また、長寿命化を図るための改修に当たっては、他の施設機能を集約又は複合して多機能化を図るか、他の機能への転用について検討します。

イ 修繕対応により使用を継続する施設

当分の間、修繕対応により使用を継続するものの、耐用年数の到来時期を捉え、費用対効果を検証し、当該施設を改修して継続使用するのか、民間施設を含め他の施設へ機能移転を行い廃止するのか検討します。

② 譲渡、貸付又は処分を図る施設

複合化・集約化等により不要となる施設については、譲渡、貸付又は処分（除却又は売却）を図ります。

なお、譲渡に当たっては、円滑に譲渡を進める仕組み（譲渡前の施設修繕、施設改修及び除却等のための補助制度等）を構築します。

計 画 構 成

【計画書の構成】

本計画の構成は、次のとおりです。

第1章「公共施設適正配置基本計画について」では、計画の目的や位置付け等を記載します。

第2章「施設分類ごとの適正配置方針」では、施設の分類順に、個別施設の現状、課題、評価結果を整理するとともに、個別施設の今後の方針やスケジュール等を記載します。

第3章「計画の推進」では、計画策定後、実効性のある取組を進めるための様々な考え方について掲載します。

章	項目	
第1章 公共施設適正配置基本 計画について	目的、位置付け、期間、対象施設（数量、面積）、基本的な考え方	
第2章 施設分類ごとの適正配 置方針	分類ごと	施設概要、基本的な考え方
	個別施設	現状と課題、施設評価、今後の方針とスケジュール、概算事業費
第3章 計画の推進	公共施設マネジメントを推進する体制の確立、地域別適正配置計画の策定、長寿命化のための保全計画の策定、地域経営を推進するための仕組みづくり、受益者負担の適正化に向けての方針の整備、市民協働を推進するための協議手法の検討	

【記載事項の見方】

「a 施設概要」の表の見方

施設No.	施設名	所在地	地区名	所管課
①	●●センター	下大野□□番地△	××	〇〇課

施設No.	施設ごとに機械的に振った施設番号を示します。
施設名	施設の名称を示します。
所在地	施設の所在地を示します。
地区名	施設が所在する地区名（古河・総和・三和地区）を示します。
所管課	施設を所管する部署名を示します。

「b 現状と課題」の表の見方

施設No.	施設名	建築年	法定耐用年数(年)	経過年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者数(人)
①	●●センター	S58	50	36	522	直営管理	正3 臨1	20,995	2,773	64,400

共通事項	各数値は、平成30年度のデータです。 (いずれも特別な記載がある場合を除く)
建築年	建築した年を示します。 1つの施設に複数の棟がある場合は、代表棟の状況を示します。
法定耐用年数	財務省令に基づき、施設の使用可能な年数の目安を示します。
経過年数	建築年から起算した経過年数を示します。
延床面積	建築物の延床面積(m ²)を示します。複数の施設がある場合は合計面積です。 グラウンドなど建築物以外の工作物の面積は含みません。
運営形態	施設の管理運営形態を示します。 「直営管理(市の直接管理、一部委託を含む)」、「指定管理(指定管理者へ委託)」、「地元管理」、「その他」のいずれかで示します。
職員数	施設に配属されている常駐の職員数を示します。 「正」は正規職員、「非」は非常勤職員、「臨」は臨時職員、「委」は委託職員、「指」は指定管理者の職員を示します。
支出	施設の管理運営費(減価償却費を除く)を示します。(千円単位) ()書きは、指定管理者の支出額を示します。
収入	施設の各種収入(使用料など)を示します。(千円単位) ()書きは、指定管理者の収入を示します。
利用者数	年間の利用者数を示します。

第2章 施設分類ごとの適正配置方針

1 市民集会等施設

(1) 市民文化系施設

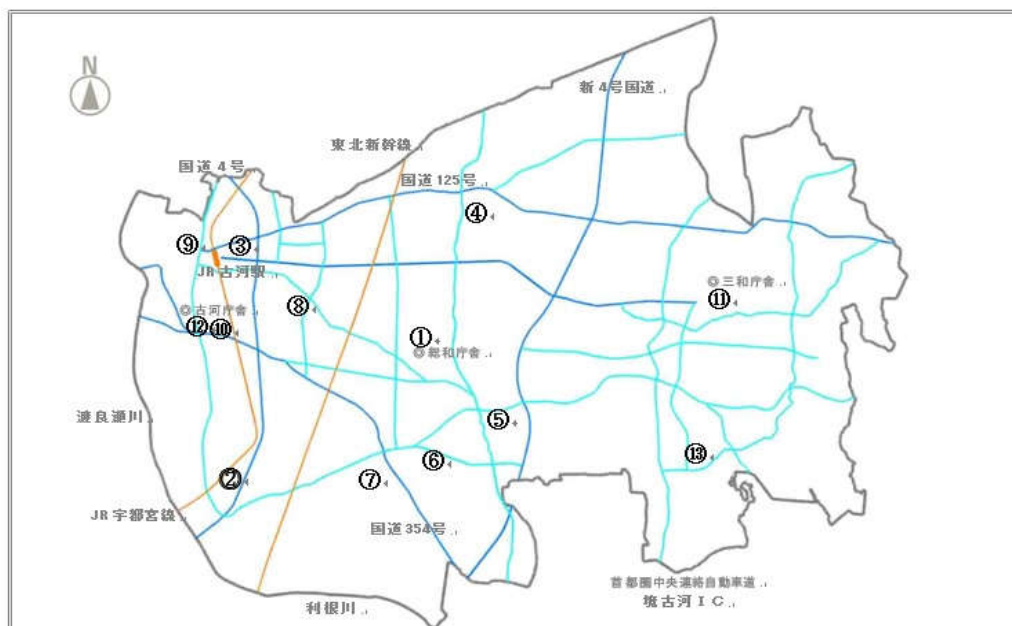
ア 公民館的施設

市民の学習の場・集会などの自主的な活動の場を提供するとともに、各種講座や教室など学習の機会を提供するため、公民館的施設を13施設設置しています。

a 施設概要

施設No.	施設名	所在地	地区名	所管課
①	中央公民館	下大野 2248 番地	総和	社会教育施設課
②	中田公民館	中田新田 135 番地 1	古河	
③	古河東公民館	東三丁目 7 番 19 号		
④	つつみ公民館	小堤 1766 番地	総和	
⑤	さくら公民館	久能 973 番地 1		
⑥	ふれあい公民館	駒羽根 1419 番地 4		
⑦	生涯学習センター総和(とねミドリ館)	前林 1953 番地 1		
⑧	ユースセンター総和	上辺見 2369 番地		
⑨	地域交流センター(はなももプラザ)	横山町一丁目 2 番 20 号	古河	
⑩	駅西地域交流センター(いちようプラザ)	幸町 3 番 43 号		
⑪	三和地域交流センター(コスモスプラザ)	仁連 2065 番地	三和	
⑫	古河庁舎併設市民集会施設(スペースU古河)	長谷町 38 番 18 号	古河	
⑬	三和農村環境改善センター	東山田 1808 番地 2	三和	スポーツ振興課

【施設の位置図】



b 現状と課題

施設 No.	施設名	建築年	法定耐用年数(年)	経過年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者数(人)
①	中央公民館	S50	50	44	2,471.00	直営管理	正 4 非 2	15,014	1,583	51,100
②	中田公民館	H5	47	26	1,449.00		正 1 非 4	28,067	1,199	32,600
③	古河東公民館	S59	50	35	1,536.13		正 0.5 非 3	22,690	1,100	34,900
④	つつみ公民館	H6	50	25	1,291.00		非 4	21,810	1,113	24,800
⑤	さくら公民館	S58	34	36	450.00		非 3	10,480	676	13,100
⑥	ふれあい公民館	S48	34	46	484.00		非 3	11,223	778	14,800
⑦	生涯学習センター総和(とねミドリ館)	H8	50	23	2,332.00		正 1 非 3	47,579	2,310	74,300
⑧	ユースセンター総和	H3	50	28	1,994.00		非 5	29,095	1,326	42,200
⑨	地域交流センター(はなももプラザ)	H24	50	7	1,796.00		非 5	20,995	2,773	64,400
⑩	駅西地域交流センター(いちようプラザ)	H29	50	2	788.52		非 3	18,800	935	19,000
⑪	三和地域交流センター(コスモスプラザ)	H30	50	1	2,827.09		非 3	11,176	1,050	25,000
⑫	古河庁舎併設市民集会所施設(スペースU古河)	S62	50	32	1,660.00	指定管理	委 1.5	15,709 (15,160)	3,550 (15,688)	36,800
⑬	三和農村環境改善センター	S56	50	38	1,529.00	指定管理	委 3	18,061 (19,556)	0 (19,188)	46,200

※支出・収入の欄の上段は市の収支額、下段は指定管理者の収支額

公民館的施設の開館日・開館時間は、一部を除き、原則として年末年始を除く毎日、8時30分から22時までとなっています。管理運営は直営で行い、公民館事業を実施するため各公民館には館長等を配置し、人件費を含む管理運営費の総額は237,019千円で、施設使用料は14,849千円(管理運営費総額に占める割合は6.3%)となっています。

① 中央公民館

中央公民館は、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積2,471m²。昭和50年に建設した新耐震基準以前の建物で、建築から44年経過し老朽化が進んでいます。耐震診断、耐震改修は未実施です。

人件費を含む管理運営費は15,014千円で、施設の利用料及び空調費として1,583千円(管理運営費総額に占める割合は10.5%)の収入があります。

施設は、大ホール、会議室1・2、小会議室、料理実習室、小集会室、学習室1・3～5、茶室、視聴覚室、音楽室、研修室、図書室などで構成し、公民館主催講座などの事業(講座数18、開催数128回、参加者数241人)のほか、市民団体の自主的な活動で使用され、年間約51,100人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	稼働率(%)	部屋名	稼働率(%)
大ホール	61.0	会議室1	41.7
会議室2	21.5	小会議室	35.8

料理実習室	3.6	小集会室	8.3
学習室1	25.0	学習室3	6.5
学習室4	8.4	学習室5	16.2
茶室	5.4	視聴覚室	27.8
音楽室	24.3	研修室	12.0

② 中田公民館

中田公民館は、鉄骨鉄筋コンクリート造3階建、延床面積1,449㎡。平成5年に新耐震基準で建設した建物で、建築から26年経過しています。災害時の指定緊急避難場所（地震）にもなっています。

人件費を含む管理運営費は28,067千円で、施設の利用料及び空調費として1,199千円（管理運営費総額に占める割合は4.3%）の収入があります。

施設は、工作室、調理室、視聴覚室、和室1・2号、会議室1・2号、ホール、図書室などで構成し、公民館主催講座などの事業（講座数17、開催数128回、参加者数256人）のほか、市民団体の自主的な活動で使用され、年間約32,600人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
工作室	31.6	調理室	15.3
視聴覚室	34.6	和室1号	20.6
和室2号	18.3	会議室1号	35.3
会議室2号	15.6	ホール	52.0

③ 古河東公民館

古河東公民館は、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積1,536㎡。昭和59年に新耐震基準で建設した建物で、建築から35年経過し老朽化が進んでいます。古河図書館、第二保育所を併設し、災害時の指定避難所にもなっています。

人件費を含む管理運営費は22,690千円で、施設の利用料及び空調費として1,100千円（管理運営費総額に占める割合は4.8%）の収入があります。

施設は、会議室1～4号、和室1・2号、調理室、工作室、視聴覚室などで構成し、公民館主催講座などの事業（講座数17、開催数128回、参加者数257人）のほか、市民団体の自主的な活動で使用され、年間約34,900人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
会議室1号	33.0	会議室2号	34.0
会議室3号	19.0	会議室4号	44.0
和室1号	52.0	和室2号	20.0
調理室	9.0	工作室	35.0
視聴覚室	25.0		

④ つつみ公民館

つつみ公民館は、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積1,291㎡。平成6年に新耐震基準で建設した建物で、建築から25年経過しています。災害時の福祉避難所になっています。

人件費を含む管理運営費は21,810千円で、施設の利用料及び空調費として1,113千円の収入（管理運営費総額に占める割合は5.1%）があります。

施設は、多目的ホール、会議室1・2、調理室、和室1・2、図書室などで構成し、公民館主催講座などの事業（講座数10、開催数72回、参加者数178人）のほか、市民団体の自主的な活動で使用され、年間約24,800人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
多目的ホール	73.1	会議室1	29.2
会議室2	31.5	調理室	9.9
和室1	15.4	和室2	22.1

⑤ さくら公民館

さくら公民館は、鉄骨造平屋建、延床面積450㎡。昭和58年に新耐震基準で建設した建物で、建築から36年経過し老朽化が進んでいます。災害時の指定緊急避難場所（地震）にもなっています。

人件費を含む管理運営費は10,480千円で、施設の利用料及び空調費として676千円の収入（管理運営費総額に占める割合は6.5%）があります。

施設は、ホール、会議室、学習室、調理室などで構成し、公民館主催講座などの事業（講座数13、開催数80回、参加者数189人）のほか、市民団体の自主的な活動で使用され、年間約13,100人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
ホール	51.0	会議室	30.5
学習室	17.3	調理室	6.4

⑥ ふれあい公民館

ふれあい公民館は、鉄骨造平屋建、延床面積484㎡。昭和48年に建てられた新耐震基準以前の建物で、建築から46年経過し老朽化が進んでいます。耐震診断、耐震改修は未実施です。

人件費を含む管理運営費は11,223千円で、施設の利用料及び空調費として778千円の収入（管理運営費総額に占める割合は6.9%）があります。

施設は、ホール、会議室、調理室、和室などで構成し、公民館主催講座などの事業（講座数10、開催数80回、参加者数187人）のほか、市民団体の自主的な活動で使用され、年間約14,800人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
ホール	57.0	会議室	42.3
調理室	4.5	和室	8.6

⑦ 生涯学習センター総和（とねミドリ館）

生涯学習センター総和は、鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積 2,332 m²。平成 8 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 23 年経過しています。災害時の指定緊急避難場所（地震）になっています。

人件費を含む管理運営費は 47,579 千円で、施設の利用料及び空調費として 2,310 千円の収入（管理運営費総額に占める割合は 4.9%）があります。

施設は、多目的ホール 1・2、サークル室 1・2、和室 1・2、調理室、図書室などで構成し、センター主催講座などの事業（講座数 11、開催数 58 回、参加者数 179 人）のほか、市民団体の自主的な活動で使用され、年間約 74,300 人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
多目的ホール 1	50.9	多目的ホール 2	42.1
サークル室 1	39.8	サークル室 2	29.4
和室 1	21.0	和室 2	21.7
調理室	8.0		

⑧ ユーセンター総和

ユーセンター総和は、鉄筋コンクリート造 3 階建、延床面積 1,994 m²。平成 3 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 28 年経過しています。災害時の指定避難所にもなっています。

人件費を含む管理運営費は 29,095 千円で、施設の利用料及び空調費として 1,326 千円の収入（管理運営費総額に占める割合は 4.6%）があります。

施設は、多目的ホール、研修室、会議室 1・2、和室 1・2、図書室などで構成し、センター主催講座などの事業（講座数 10、開催数 72 回、参加者数 229 人）のほか、市民団体の自主的な活動で使用され、年間約 42,200 人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
多目的ホール	35.2	研修室	47.4
会議室 1	32.8	会議室 2	34.9
和室 1	18.6	和室 2	19.4

⑨ 地域交流センター（はなももプラザ）

地域交流センターは、鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積 1,796 m²。平成 24 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 7 年経過しています。災害時の指定避難所にもなっています。

人件費を含む管理運営費は 20,995 千円で、施設の利用料及び空調費として 2,773 千円の収入（管理運営費総額に占める割合は 13.2%）があります。

施設は、創作室、会議室 1～3、和室 1・2、調理・創作室、多目的ホール、屋台ホール、学習室などで構成し、センター主催講座などの事業（講座数 12、開催数 64 回、参加者数 221 人）のほか、市民団体の自主的な活動で使用され、年間約 64,400 人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
創作室	55.3	会議室 1	53.0
会議室 2	43.3	会議室 3	48.3
和室 1	35.0	和室 2	21.0
調理・創作室	29.6	多目的ホール	58.3
屋台ホール	35.1		

⑩ 駅西地域交流センター (いちょうプラザ)

駅西地域交流センターは、鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積 789 m²。平成 29 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 2 年経過しています。

人件費を含む管理運営費は 18,800 千円で、施設の利用料及び空調費として 935 千円の収入（管理運営費総額に占める割合は 5.0%）があります。

施設は、多目的ホール 1・2、学習室 1・2、和室、実習室などで構成し、センター主催講座などの事業（講座数 10、開催数 61 回、参加者数 159 人）のほか、市民団体の自主的な活動で使用され、年間約 19,000 人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
多目的ホール 1	42.3	学習室 2	19.0
多目的ホール 2	35.1	和室	7.3
学習室 1	35.6	実習室	4.3

⑪ 三和地域交流センター (コスモスプラザ)

三和地域交流センターは、古河市役所三和庁舎 3 階に設置、延床面積 1,725 m²。平成 16 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 14 年経過しています。なお、平成 30 年度に三和庁舎に隣接（庁舎とは接続）して多目的ホールを新耐震基準で建設しています。

人件費を含む管理運営費は 11,176 千円で、施設の利用料及び空調費として 1,050 千円の収入（管理運営費総額に占める割合は 9.4%）があります。

施設は、多目的室 1・2、会議室 1～5、和室などで構成し、センター主催講座などの事業（講座数 21、開催数 142 回、参加者数 368 人）のほか、市民団体の自主的な活動で使用され、年間約 25,000 人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
多目的室 1	29.4	多目的室 2	45.2
会議室 1	43.0	会議室 2	35.0
会議室 3	15.9	会議室 4	9.7
会議室 5	21.7	和室	36.3

⑫ 古河庁舎併設市民集会施設 (スペースU古河)

古河庁舎併設市民集会施設は、鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積 1,660 m²。昭和 62 年に

新耐震基準で建設した建物で、建築から 32 年経過し老朽化が進んでいます。

管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は 15,160 千円で、指定管理料 (9,400 千円) のほか施設利用料など合計 15,688 千円の収入があります。市は指定管理料のほか施設修繕料などで 15,709 千円を支出し、管理費負担金として 3,550 千円の収入があります。

施設は、ホール、会議室 1～8、和室 1～3 などで構成し、貸館利用、指定管理者の自主事業、市民団体の自主的な活動で使用され、年間約 36,800 人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
ホール	41.7	会議室 6	31.1
会議室 1	61.6	会議室 7	8.9
会議室 2	39.2	会議室 8	55.4
会議室 3	28.6	和室 1	26.3
会議室 4	5.7	和室 2	31.3
会議室 5	15.7	和室 3	8.4

⑬ 三和農村環境改善センター

三和農村環境改善センターは、農業及び農村の健全な発展を目的に設置した施設で、鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積 1,529 ㎡。昭和 56 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 38 年経過し老朽化が進んでいます。災害時の指定避難所にもなっています。

開館日・開館時間は、年末年始と毎月第 3 月曜日を除く毎日、9時から 21 時 30 分までで、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は 19,556 千円で、指定管理料 (17,383 千円) のほか施設の利用料など合計で 19,188 千円の収入があります。市は、指定管理料のみ支出し、収入はありません。

施設には、改善センター、グラウンドゴルフ場、テニスコートがあり、改善センターは浴室、ホール、研修室などで構成し、各種講座や地域のコミュニティ活動、健康増進などの貸館利用があり、年間約 46,200 人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
グラウンドゴルフ場	95.1	テニスコート	36.8

(まとめ)

行政需要が複雑・多岐にわたるとともに、よりきめ細かな対応が求められる中で、市民力・地域力を生かし、行政と市民・地域が協働で様々な行政課題を解決していく「地域経営」の仕組みづくりが必要とされています。

地域課題の解決の取組には、様々な制度を学習するとともに、実践活動を行うためのノウハウが不可欠であり、公民館的施設には、これまでの趣味や生きがい活動の場、様々な学習活動の場に加え、地域課題を解決していくための活動拠点として機能していくことが新たな役割として求められています。

これまでの長年にわたる活動を通じて多くの人材を輩出し、自主的なサークル・団体の育成に取り組んできました。こうした人材や自主グループを人材登録して、地域課題の解決に自主的に取り組むための支援の仕組みが必要です。

また、社会教育法に基づく公民館については制約が多い利用形態となっていることから、「公民館」としての名称を継続しつつも、制約の少ない活用が可能な施設への転換を含め、新しい時代の公民館についての検討が必要です。

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

施設 No.	施設名	方向性		説明
		機能	建物	
	公民館的施設 【共通事項】	継続	—	<p>【機能】</p> <p>市民の学習活動や趣味・生きがいなどの活動拠点として、また、これからの地域経営の仕組みづくりの中核的な役割を果たすため、充実強化が必要です。</p> <p>また、社会教育法に基づく公民館については、様々な利用制限が設けられていることから、利用者の使いやすい施設に転換を図るため、関係機関との協議が必要です。</p> <p>【管理運営】</p> <p>新しい役割を踏まえ、講座等の企画・立案等や地域課題を解決するための活動拠点としての役割に基づき、行政と市民等との役割を明確にした上で、施設の管理運営のあり方について検討が必要です。</p> <p>また、施設の使用料について、利用する市民と利用しない市民との負担の公平性の観点から、減額・免除規定の見直しを含めて受益者負担の適正化について検討が必要です。</p>
①	中央公民館	継続	建替	<p>【建物】</p> <p>新耐震基準以前の建物であり、建築後 44 年経過し老朽化が顕著なことから、周辺公民館との機能の集約化を図るとともに、周辺に設置されている他の公共施設との複合化について検討が必要です。</p>
②	中田公民館	継続	継続	<p>【建物】</p> <p>新耐震基準の建物であり、建築後 26 年経過しています。計画的な改修が必要です。</p>
③	古河東公民館	検討	検討	<p>【建物】</p> <p>新耐震基準の建物であるものの、建築後 35 年経過し老朽化が進んでいます。古河図書館及び第二保育所との複合施設であること、近隣に地域交流センター（はなももプラザ）を</p>

				設置していることから、今後のあり方について検討が必要です。
④	つつみ公民館	継続	継続	【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 25 年経過しています。計画的な改修が必要です。
⑤	さくら公民館	集約	廃止	【建物】 新耐震基準の建物であるものの、建築後 36 年経過し老朽化が進んでいます。中央公民館に比較的近い場所に立地していることから、利用実態を精査し、中央公民館への機能集約化について検討が必要です。
⑥	ふれあい公民館	集約	廃止	【建物】 新耐震基準以前の建物であり、建築後 46 年経過し老朽化が顕著となっています。中央公民館に比較的近い場所に立地していることから、利用実態を精査し、中央公民館への機能集約化について検討が必要です。
⑦	生涯学習センター総和(とねミドリ館)	継続	継続	【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 23 年経過しています。計画的な改修が必要です。
⑧	ユースセンター総和	継続	継続	【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 28 年経過しています。計画的な改修が必要です。
⑨	地域交流センター(はなももプラザ)	継続	継続	【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 7 年経過しています。将来を見据え、計画的な改修が必要です。
⑩	駅西地域交流センター(いちようプラザ)	継続	継続	【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 2 年経過しています。将来を見据え、計画的な改修が必要です。
⑪	三和地域交流センター(コスモスプラザ)	継続	継続	【建物】 平成 30 年に建設した多目的ホールを含む施設です。将来を見据え、計画的な改修が必要です。
⑫	古河庁舎併設市民集会施設(スペースU古河)	検討	継続	【機能】 近隣に駅西地域交流センター(いちようプラザ)及び地域交流センター(はなももプラザ)を設置していることから、利用実態を精査し、他の用途への転用を含め、施設の機能のあり方について検討が必要です。 【管理運営】 指定管理者制度で運営していることから、業務仕様書の内容を精査するとともに、モニタリング評価を強化し、効果的・効率的な管理運営について検討が必要です。

⑬	三和農村環境改善センター	検討	検討	<p>【機能】 施設の設置目的は、農業及び農村の健全な発展を目的としましたが、利用実態は、公民館的施設の他の集会系施設と同様になっており、施設の役割について見直しが必要です。</p> <p>【建物】 新耐震基準の建物であるものの、建築後 38 年経過し老朽化が進んでいます。特に、入浴施設についてはボイラーや配管の更新時期を迎え、多額の費用が見込まれます。機能のあり方の検討にあわせ、施設のあり方について検討が必要です。</p> <p>【管理運営】 指定管理者制度で運営していることから、業務仕様書の内容を精査するとともに、モニタリング評価を強化し、効果的・効率的な管理運営について検討が必要です。</p>
---	--------------	----	----	--

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【基本的な考え方】

- 公民館的施設には、これまでの市民の学習活動や趣味・生きがい活動の場や機会の提供に加え、地域福祉や地域防災、地域振興、地域人材の確保などの地域課題解決のための学習活動や実践活動の場としての役割が求められています。
こうしたことを念頭に、比較的利用制約の多い社会教育法に基づく公民館としての位置付けから生涯学習施設への変更を含め、新しい時代の公民館等の役割や配置のあり方について検討します。
- 地域課題の解決に向けた実践活動の場としての位置付けから、講座の企画・立案や運営に市民等が参画できる仕組みづくりを進めるとともに、施設の管理運営については、パートナーシップの理念に基づき、行政の役割を明確にした上で、市民力・地域力を生かした手法を基本に、各地区の実情に応じて組織のあり方を含め検討します。
- 施設使用料や講座の参加費について、減額免除規定の見直しを含め、受益者負担の適正化について検討します。
- 公民館等の施設や集会施設の再配置を地域の理解と協力のもと円滑に進めるため、地域課題の解決に、地域が自主的に取り組む「地域経営の仕組みづくり」に別途取り組みます。

【個別施設の方向性】

① 中央公民館

新耐震基準以前の建物であり、建築後 44 年経過し老朽化が顕著なことから、周辺公民館との機能の集約化を図るとともに、周辺に設置されている他の公共施設との複合化について検討します。

② 中田公民館

新耐震基準の建物であり、建築後 26 年経過しています。予防保全を含む計画的な改修を進め、長寿命化を図ります。

③ 古河東公民館

新耐震基準の建物であるものの、建築後 35 年経過し老朽化が進んでいます。古河図書館及び第二保育所との複合施設であること、近隣に地域交流センター（はなももプラザ）を設置していることから、今後のあり方について検討します。

④ つつみ公民館

新耐震基準の建物であり、建築後 25 年経過しています。予防保全を含む計画的な改修を進め、長寿命化を図ります。

⑤ さくら公民館

新耐震基準の建物であるものの、建築後 36 年経過し老朽化が進んでいます。中央公民館に比較的近い場所に立地していることから、利用実態を精査し、中央公民館への機能集約化について検討します。

⑥ ふれあい公民館

新耐震基準以前の建物であり、建築後 46 年経過し老朽化が顕著となっています。中央公民館に比較的近い場所に立地していることから、利用実態を精査し、中央公民館への機能集約化について検討します。

⑦ 生涯学習センター総和（とねミドリ館）

新耐震基準の建物であり、建築後 23 年経過しています。予防保全を含む計画的な改修を進め、長寿命化を図ります。

⑧ ユーセンター総和

新耐震基準の建物であり、建築後 28 年経過しています。予防保全を含む計画的な改修を進め、長寿命化を図ります。

⑨ 地域交流センター（はなももプラザ）

新耐震基準の建物であり、建築後 7 年経過しています。将来を見据え、予防保全を含む計画的な改修を進め、長寿命化を図ります。

⑩ 駅西地域交流センター（いちょうプラザ）

新耐震基準の建物であり、建築後 2 年経過しています。将来を見据え、予防保全を含む計画的な改修を進め、長寿命化を図ります。

⑪ 三和地域交流センター（コスモスプラザ）

平成 30 年に建設した多目的ホールを含む施設です。将来を見据え、予防保全を含む計画的な改修を進め、長寿命化を図ります。

⑫ 古河庁舎併設市民集会施設（スペースU古河）

近隣に駅西地域交流センター（いちょうプラザ）及び地域交流センター（はなももプラザ）を設置していることから、利用実態を精査し、他の用途への転用を含め、施設の機能のあり方について検討します。

新耐震基準の建物であるものの、建築後 32 年経過していることから、必要な修繕を行い、耐用年数まで使用します。

管理運営については、当面、指定管理者制度を継続するものの、業務仕様書の内容を精査するとともに、モニタリング評価を強化し、効果的・効率的な管理運営について検討します。

⑬ 三和農村環境改善センター

農業及び農村の健全な発展を目的に設置しましたが、利用実態は、公民館的施設の他の集会系施設と同様になっており、施設の役割について見直しを行います。

施設は新耐震基準の建物であるものの、建築後 38 年経過し老朽化が進んでいます。特に、入浴施設についてはボイラーや配管の更新時期を迎え、多額の費用が見込まれます。機能のあり方の検討にあわせ、施設のあり方について検討します。

管理運営については、当面、指定管理者制度を継続し、業務仕様書の内容を精査するとともに、モニタリング評価を強化し、効果的・効率的な管理運営について検討します。

【年度別スケジュール】

施設名	2020 年度 令和 2 年度	2021 年度 令和 3 年度	2022 年度 令和 4 年度	2023 年度 令和 5 年度	2024 年度 令和 6 年度	2025 年度 ~ 2029 年度 令和 7 年度~令和 11 年度
公民館的施設 【共通事項】	→	→			
	新しい時代の公民館 のあり方検討		検討結果に基づく対応			
	→	→			
	地域経営の仕組みづくりの検討		地域経営の仕組みづくりの段階的实施			
	→	→			
	管理運営手法、受益者負担の検討		検討結果に基づく対応			
①中央公民館 ⑤さくら公民館 ⑥ふれあい公民館	→	→			
	集約化の検討		検討結果に基づく対応			
②中田公民館 ③古河東公民館 ④つつみ公民館 ⑦生涯学習センター総和 ⑧ユースセンター総和 ⑨地域交流センター ⑩駅西地域交流センター ⑪三和地域交流センター ⑫古河庁舎併設市民集会施設	→	→			
	予防保全計画の策定		計画に基づく対応			
⑫古河庁舎併設市民集会施設 ⑬三和農村環境改善センター	→	→			
	施設のあり方検討 指定管理者制度の見直し		あり方検討結果に基づく対応 指定管理者制度の適正な運用			

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

施設名	大規模改修等 (千円/10 年間)	維持管理費 (千円/年)	備考
① 中央公民館	601, 000	9, 284	
② 中田公民館	362, 250	10, 823	

③	古河東公民館	384,000	6,993	
④	つつみ公民館	322,750	9,723	
⑤	さくら公民館	112,500	3,755	
⑥	ふれあい公民館	121,000	3,964	
⑦	生涯学習センター総和（とねミドリ館）	573,500	13,735	
⑧	ユースセンター総和	498,500	16,757	
⑨	地域交流センター（はなももプラザ）	0	10,474	
⑩	駅西地域交流センター（いちようプラザ）	0	2,821	
⑪	三和地域交流センター（コスモスプラザ）	0	2,436	
⑫	古河庁舎併設市民集会施設（スペースU古河）	490,000	14,813	
⑬	三和農村環境改善センター	382,250	18,531	

※「継続」の施設については、公共施設等総合管理計画の更新費用算出と同様に、建築後30年（既に超えている施設も含む。）で大規模改修、60年で建替えを行うこととして算出。

※「検討」の施設は、結論が出るまでは使用することから、継続する施設と同様に算出。

※維持管理費は、施設のランニングコスト（過去3か年の平均）を計上し、人件費、減価償却費は含めない。

イ 隣保館

社会福祉法に基づき、地区内の住民の生活の社会的、経済的及び文化的な向上を図るため、各種講座、生活上の相談、人権課題の学習会等の事業を実施する隣保館を設置しています。

a 施設概要

施設No.	施設名	所在地	地区名	所管課
①	古河市隣保館	大山 1729 番地 5	古河	市民協働課

【施設の位置図】



b 現状と課題

施設 No.	施設名	建築年	法定耐用年数(年)	経過年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者数(人)
①	古河市隣保館	S57	50	37	595.63	直営管理	正2 非1	24,207	9,877	10,000

① 古河市隣保館

古河市隣保館は、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積595.63 m²、昭和57年に新耐震基準で建設した建物で、建築から37年経過し老朽化が進んでいます。災害時の指定緊急避難場所（地震）にもなっています。

開館日・開館時間は、年末年始を除く毎日、8時30分から22時まで、管理運営は直営で行い、夜間（17時から）はシルバー人材センターに業務委託し、人件費を含む管理運営費の総額は24,207千円で、県からの補助金9,871千円と施設使用料6千円、合わせて9,877千円の収入があります。

施設は、生活改善室A・B、会議室A・B、調理室、図書室で構成し、講座（121回、参加者数1,833人）の開催のほか、市民の自主的な活動や行政自治会等の会議、市主催事業等で使用され年間約10,000人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	稼働率(%)	部屋名	稼働率(%)
生活改善室A	12.79	会議室B	20.07
生活改善室B	11.76	調理室	3.64
会議室A	21.85	図書室	8.40

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

施設 No.	施設名	方向性		説明
		機能	建物	
①	古河市隣保館	継続	継続	<p>【機能】 隣保館としての果たす役割を終えるまで機能の継続が必要です。また、隣保館機能に支障のない範囲で、公民館機能やコミュニティセンター機能等での有効活用も必要です。</p> <p>【建物】 新耐震基準の建物であるものの、建築から37年経過し老朽化が進んでいます。県補助金等の活用を前提に、隣保館の役割を終えるまで、必要な改修を行います。</p> <p>【管理運営】 県補助制度に基づき実施している現行体制の継続が必要です。</p>

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【個別施設の方向性】

① 古河市隣保館

隣保館としての果たす役割を終えるまで機能を継続します。また、隣保館機能に支障のない範囲で、公民館機能やコミュニティセンター機能等としても使用します。

施設は、新耐震基準の建物であるものの、建築から37年経過し老朽化が進んでいます。県補助金等の活用を前提に、隣保館の役割を終えるまで必要な改修を行い、継続使用します。

管理運営は、県補助制度に基づき実施している現行体制を維持します。

【年度別スケジュール】

施設名	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度～2029年度 令和7年度～令和11年度
①古河市隣保館						
	県補助金を導入し、必要な改修を行い継続使用					

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

施設名	大規模改修等 (千円/10年間)	維持管理費 (千円/年)	備考
① 古河市隣保館	149,000	4,492	

※「継続」の施設については、公共施設等総合管理計画の更新費用算出と同様に、建築後30年（既に超えている施設も含む。）で大規模改修、60年で建替えを行うこととして算出。

※「検討」の施設は、結論が出るまでは使用することから、継続する施設と同様に算出。

※維持管理費は、施設のランニングコスト（過去3か年の平均）を計上し、人件費、減価償却費は含めない。

ウ 集会施設

地域のコミュニティ活動の場としてコミュニティセンターを6か所、また、住民福祉の増進を目的とした集会所を2か所設置しています。

このほか、市内各地区には、行政自治会が自ら設置及び管理運営する集会所や集落センターがあります。

a 施設概要

施設 No.	施設名	所在地	地区名	所管課
①	コミュニティセンター出城	中央町三丁目 10 番 20 号	古河	市民協働課
②	みどりヶ丘ふれあいの家	緑町 6 番 20 号		
③	コミュニティセンター平和	平和町 1 番 18 号		
④	三和いこいの家	三和 176 番地 2		
⑤	コミュニティセンターなかよこ	横山町三丁目 6 番 53 号		
⑥	コミュニティセンター総和	下辺見 2401 番地	総和	
⑦	中田集会所	中田 151 番地 1	古河	社会教育施設課
⑧	大山集会所	大山 134 番地 1		

【施設の位置図】



b 現状と課題

施設 No.	施設名	建築年	法定耐用年数(年)	経過年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者数(人)
①	コミュニティセンター出城	S62	24	32	249.00	指定管理	0	150 (527)	0 (446)	4,400
②	みどりヶ丘ふれあいの家	S62	24	32	269.42	指定管理	0	150 (578)	0 (703)	5,300
③	コミュニティセンター平和	S62	50	32	267.00	指定管理	0	150 (565)	0 (378)	4,700
④	三和いこいの家	S62	24	32	249.00	指定管理	0	150 (661)	0 (1,345)	800

⑤	コミュニティセンターなかよこ	H1	34	30	290.68	指定管理	0	150 (752)	0 (569)	5,300
⑥	コミュニティセンター総和	S61	34	33	392.82	直営管理	臨2	6,097	265	10,300
⑦	中田集会所	S48	34	46	166.00	直営管理	0	1,685	0	1,400
⑧	大山集会所	S58	50	36	174.00	直営管理	0	876	0	3,000

※支出・収入欄の上段は市の収支額、下段は指定管理者の収支額

各施設の開館日・開館時間は、年末年始を除く毎日、9時から22時まで（コミュニティセンター総和は9時から21時まで）となっています。

① コミュニティセンター出城

コミュニティセンター出城は、木造平屋建、延床面積249㎡。昭和62年に新耐震基準で建設した建物で、平成29年に内壁等の修繕を行っていますが、建築から32年経過し老朽化が進んでいます。

管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は527千円で、指定管理料（150千円）のほか施設利用料など合計で446千円の収入があります。市は指定管理料のみ支出しています。

施設は、和室1・2号、調理室、多目的ホールなどで構成し、市民の自主的な活動や行政自治会等の会議や事業、市主催事業等で使用され、年間約4,400人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
和室1号	7.4	調理室	2.4
和室2号	4.0	多目的ホール	11.9

② みどりヶ丘ふれあいの家

みどりヶ丘ふれあいの家は、木造平屋建、延床面積269.42㎡。昭和62年に新耐震基準で建設した建物で、建築から32年経過し老朽化が進んでいます。平成19年に調理室20㎡を増設しています。

管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は578千円で、指定管理料（150千円）のほか施設利用料金など合計703千円の収入があります。市は指定管理料のみ支出しています。

施設は、和室1・2号、調理室、多目的ホールなどで構成し、市民の自主的な活動や行政自治会等の会議や事業、市主催事業等で使用され、年間約5,300人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
和室1号	7.0	調理室	2.4
和室2号	1.9	多目的ホール	22.3

③ コミュニティセンター平和

コミュニティセンター平和は、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積267㎡。昭和62年に新耐震基準で建設した建物で、建築から32年経過し老朽化が進んでいます。

管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は565千円で、指定管理料（150千円）のほか施設利用料など合計378千円の収入があります。市は指定管理料のみ支出しています。

施設は、和室1・2号、調理室、多目的ホールなどで構成し、市民の自主的な活動や行政自治会等の会議や事業、市主催事業等で使用され、年間約4,700人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
和室1号	13.2	調理室	2.0
和室2号	8.1	多目的ホール	9.1

④ 三和いこいの家

三和いこいの家は、木造平屋建、延床面積249㎡。昭和62年に新耐震基準で建設した建物で、建築から32年経過し老朽化が進んでいます。

管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は661千円で、指定管理料（150千円）のほか施設利用料など合計1,345千円の収入があります。市は指定管理料のみ支出しています。

施設は、和室1・2号、調理室、多目的ホールなどで構成し、市民の自主的な活動や行政自治会等の会議や事業、市主催事業等で使用され、年間約800人が利用しています。

また、多目的ホールについては年間を通じて古河第七小学校児童クラブが利用し、年間約360人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
和室1号	3.6	調理室	0.7
和室2号	1.3	多目的ホール	—

(多目的ホールは古河第七小学校児童クラブが年間を通じて使用)

⑤ コミュニティセンターなかよこ

コミュニティセンターなかよこは、鉄骨造2階建（一部木造）、延床面積290.68㎡。平成元年に新耐震基準で建設した建物で、建築から30年経過し老朽化が進んでいます。

管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は752千円で、指定管理料（150千円）のほか施設利用料など合計569千円の収入があります。市は指定管理料のみ支出しています。

施設は、和室1・2号、調理室、多目的ホールなどで構成し、市民の自主的な活動や行政自治会等の会議や事業、市主催事業等で使用され、年間約5,300人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
和室 1 号	9.7	調理室	1.1
和室 2 号	3.6	多目的ホール	14.3

⑥ コミュニティセンター総和

コミュニティセンター総和は、鉄骨造平屋建（一部木造）、延床面積 392.82 m²。昭和 61 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 33 年経過し老朽化が進んでいます。災害時の指定緊急避難場所（地震）にもなっています。

管理運営は市直営で行い、人件費を含む管理運営費の総額は 6,097 千円で、施設使用料など 265 千円の収入があります。

施設は、和室 1・2 号、調理室、多目的ホール 1、多目的ホール 2 などで構成し、市民の自主的な活動や行政自治会等の会議や事業、市主催事業等で使用され、年間約 10,300 人が利用しています。

また、地域の各種団体の自主的な活動を支えるために、市民活動支援センターを設置しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
和室 1 号	11.3	多目的ホール 1	50.1
和室 2 号	11.8	多目的ホール 2	26.7
調理室	13.7		

⑦ 中田集会所

中田集会所は、鉄骨造 2 階建、延床面積 166 m²。昭和 48 年に建設した新耐震基準以前の建物で、建築から 46 年経過し老朽化が顕著となっています。耐震診断、耐震改修は未実施です。

管理運営は市直営で行い、管理運営費の総額は 1,685 千円で、収入はありません。施設はホール、和室などで構成し、地域の自主的な活動や行政自治会等の会議、市主催事業等で使用され、年間約 1,400 人が利用しています。

⑧ 大山集会所

大山集会所は、鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積 174 m²。昭和 58 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 36 年経過し老朽化が進んでいます。

管理運営は市直営で行い、管理運営費の総額は 876 千円で、収入はありません。施設はホール、和室などで構成し、地域の自主的な活動や行政自治会等の会議、市主催事業等で使用され、年間約 3,000 人が利用しています。

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

施設 No.	施設名	方向性		説 明
		機能	建物	
	【共通事項】 コミュニティ センター	継続	—	<p>【機能】</p> <p>地域では、行政自治会を始め、様々な団体が自主的な活動を繰り広げており、こうした活動を支えるため、コミュニティセンター等の集会施設は今後も必要です。</p> <p>【建物】【管理運営】</p> <p>指定管理者制度を導入している施設については、既に、地域の活動の場として市民力、地域力を生かして自主的な運営を行っており、施設の無償譲渡について地元行政自治会と協議が必要です。直営で運営している施設については、地域の活動の場となっていることから、市民力・地域力を活用した管理運営手法への転換について施設の無償譲渡を含め検討が必要です。</p>
①	コミュニティ センター出城	継続	譲渡	<p>【建物】</p> <p>新耐震基準の建物であるものの、建築後 32 年経過しています。地域住民の活動の場となっていることから、施設の譲渡について、施設改修のあり方を含め地元行政自治会と協議します。</p>
②	みどりヶ丘ふ れあいの家	継続	譲渡	<p>【建物】</p> <p>新耐震基準の建物であるものの、建築後 32 年経過しています。地域住民の活動の場となっていることから、施設の譲渡について、施設改修のあり方を含め地元行政自治会と協議します。</p>
③	コミュニティ センター平和	継続	譲渡	<p>【建物】</p> <p>新耐震基準の建物であるものの、建築後 32 年経過しています。地域住民の活動の場となっていることから、施設の譲渡について、施設改修のあり方を含め地元行政自治会と協議するとともに、併用解除について県と協議します。</p>
④	三和いこいの 家	継続	譲渡	<p>【建物】</p> <p>新耐震基準の建物であるものの、建築後 32 年経過しています。地域住民の活動の場となっていることから、施設の譲渡について、施設改修のあり方を含め地元行政自治会と協議します。</p> <p>児童クラブの配置のあり方について別途検討します。</p>
⑤	コミュニティ センターなか よこ	継続	譲渡	<p>【建物】</p> <p>新耐震基準の建物であるものの、建築後 30 年経過しています。地域住民の活動の場となっていることから、施設の譲渡について、施設改修のあり方を含め地元行政自治会と協議</p>

				します。
⑥	コミュニティセンター総和	検討	継続	<p>【機能】 近隣にユースセンター総和を設置していることから、両施設の利用状況及び利用内容などを精査し、他の用途への転用を含め、機能のあり方について検討します。</p> <p>市民活動支援センターの配置場所について検討します。</p> <p>【管理運営】 当面現行を維持するものの、上記の検討結果に基づき、管理運営のあり方について検討します。</p>
⑦	中田集会所	継続	検討	<p>【建物】 新耐震基準以前の建物であり、建築から46年経過し老朽化が顕著になっています。施設のあり方について検討します。</p>
⑧	大山集会所	継続	検討	<p>【建物】 新耐震基準の建物であるものの、建築から36年経過し老朽化が進んでいます。施設のあり方について検討します。</p>

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【基本的な考え方】

- 指定管理者により管理運営している施設については、地域住民の自主的な活動の場となっていることから、建物の地域への無償譲渡を基本に施設の再配置を進めることにします。
- コミュニティセンター総和については、近隣にユースセンター総和を設置していることから、両施設の利用状況及び利用内容などを精査し、他の用途への転用を含め、機能のあり方について検討します。管理運営については当面、現行どおり直営管理とするものの、検討が必要です。
- 2つの集会所については、施設設置の経緯がある一方、利用の実態を精査し、施設のあり方について検討します。

【個別施設の方向性】

- ① コミュニティセンター出城 ② みどりヶ丘ふれあいの家 ③ コミュニティセンター平和
④ 三和いこいの家 ⑤ コミュニティセンターなかよこ
- いずれも新耐震基準の建物であるものの、建築後30年以上経過しています。
- 地域住民の活動の場となっていることから、施設の無償譲渡について、施設改修のあり方を含めて地元行政自治会と協議します。
- なお、コミュニティセンター平和については、県営住宅施設との併用解除について県と協議します。また、三和いこいの家内で運営されている児童クラブについては、現在地での実施を含め配置のあり方について別途検討します。
- ⑥ コミュニティセンター総和
- 新耐震基準の建物であるものの、建築後33年経過しています。

ユーセンター総和及び当施設の利用状況及び利用内容などを精査し、他の用途への転用を含め、機能のあり方について検討します。その上で、施設改修、管理運営のあり方について検討します。

また、市民活動支援センターの配置場所について検討します。

⑦ 中田集会所

新耐震基準以前の建物であり、建築から 46 年経過し老朽化が顕著となっています。施設設置の経緯や利用実態を勘案し、今後のあり方について地元行政自治会と協議します。

⑧ 大山集会所

新耐震基準の建物であるものの、建築から 36 年経過しています。施設設置の経緯や利用実態を勘案し、今後のあり方について地元行政自治会と協議します。

【年度別スケジュール】

施設名	2020 年度 令和 2 年度	2021 年度 令和 3 年度	2022 年度 令和 4 年度	2023 年度 令和 5 年度	2024 年度 令和 6 年度	2025 年度 ~ 2029 年度 令和 7 年度~令和 11 年度
①コミュニティセンター出城	→		-----→			
②みどりヶ丘ふれあいの家	施設の譲渡について 地元行政自治会と協議		協議結果に基づく対応			
③コミュニティセンター平和	-					
④三和いこいの家						
⑤コミュニティセンターなかよこ						
⑥コミュニティセンター総和	→		-----→			
	近隣施設との機能統合、 用途変更 管理運営のあり方を検討		検討結果に基づく対応			
⑦中田集会所	→		-----→			
⑧大山集会所	施設のあり方を協議		協議結果に基づく対応			

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

施設名	大規模改修等 (千円/10年間)	維持管理費 (千円/年)	備考
① コミュニティセンター出城	62,250	1,894	
② みどりヶ丘ふれあいの家	67,250	150	
③ コミュニティセンター平和	66,750	150	
④ 三和いこいの家	62,250	150	
⑤ コミュニティセンターなかよこ	69,250	150	
⑥ コミュニティセンター総和	89,500	3,573	
⑦ 中田集会所	41,500	845	
⑧ 大山集会所	43,500	675	

※「継続」の施設については、公共施設等総合管理計画の更新費用算出と同様に、建築後30年（既に超えている施設も含む。）で大規模改修、60年で建替えを行うこととして算出。

※「検討」の施設は、結論が出るまでは使用することから、継続する施設と同様に算出。

※維持管理費は、施設のランニングコスト（過去3か年の平均）を計上し、人件費、減価償却費は含めない。

(2) 社会教育系施設

ア 図書館

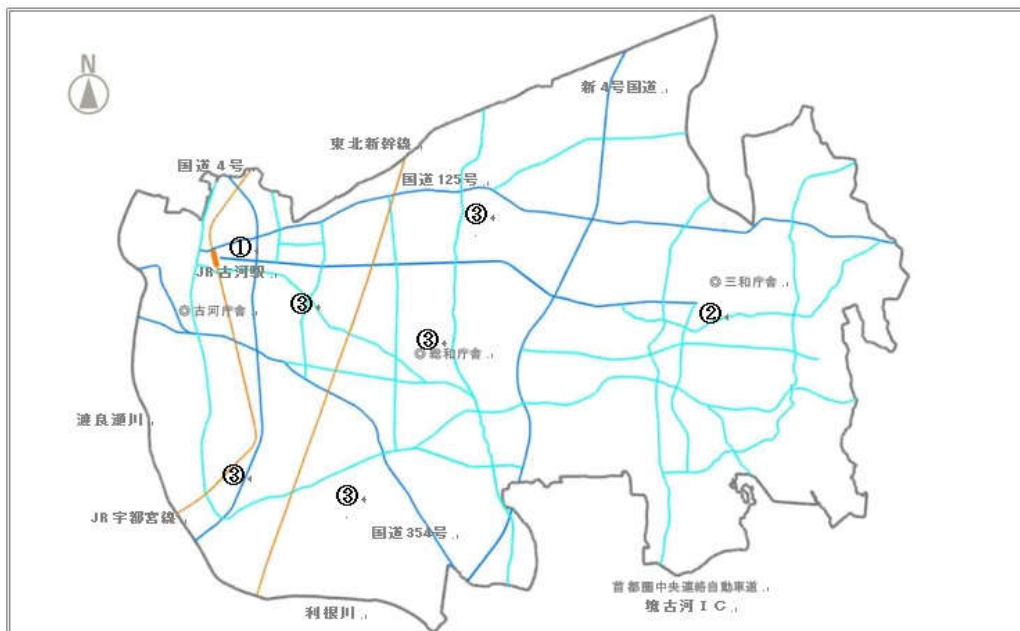
図書、記録その他必要な資料を収集・整理・保存し、市民に情報提供するとともに、市民の学習活動を支援する拠点施設として「古河図書館」、「三和図書館」を設置しています。

このほか、中田公民館、中央公民館、つつみ公民館、生涯学習センター総和、ユースセンター総和に図書室を設置しています。その他、学校教育施設として、各小中学校に学校図書館を設置しています。

a 施設概要

施設 No.	施設名	所在地	地区名	所管課
①	古河図書館	東三丁目 7 番 19 号	古河	社会教育施設課
②	三和図書館（燦 SUN 館）	仁連 2042 番地 1	三和	
③公民館等に併設の図書室	中田公民館図書室	中田新田 135 番地 1	古河	
	中央公民館図書室	下大野 2248 番地	総和	
	つつみ公民館図書室	小堤 1766 番地		
	生涯学習センター総和図書室	前林 1953 番地 1		
	ユースセンター総和図書室	上辺見 2369 番地		

【施設の位置図】



b 現状と課題

施設 No.	施設名	建築年	法定耐用年数(年)	経過年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	貸出者数(人)
①	古河図書館	S59	50	35	638.38	直営管理	正 3.5 非 7	50,072	52	31,247
②	三和図書館 (燦 SUN 館)	H12	50	19	2,554.87		正 5 非 9	109,476	10,717	42,847
③	公民館等に併設の図書室	各施設の概況を参照				各施設の職員が対応	各施設の管理運営費に含む		17,754	

各図書館の開館日・開館時間は、年末年始、館内整理日、特別整理期間を除く毎日、平日は9時から19時まで、土・日・祝日は9時から18時までです。管理運営は、市直営で行い、人件費を含む管理運営費の総額は159,548千円で、図書館法の規定により使用料は無料ですが、コピー料金、雇用保険料個人負担金のほか、三和図書館では公衆電話手数料、自動販売機設置料及び電気料、三和ふれあい健康スポーツセンター電気料負担金として10,769千円の収入があります。

2つの図書館と5つの図書室の蔵書数は、454,815冊（開架図書358,492冊、閉架図書96,323冊）、視聴覚資料12,280点、登録者数57,342人（市民54,084人、市外3,258人）、年間貸出者数91,848人、年間貸出数369,612冊・点となっています。各館の状況は以下のとおりです。

なお、公民館等に併設している図書室の管理運営は、各施設の業務の一環として行い、貸出等の業務については必要に応じて施設の職員が対応し、管理運営費は各施設全体の経費に含まれています。図書室全体の貸出者数は17,754人となっています。

① 古河図書館

古河図書館は、古河東公民館、第二保育所との複合施設で、鉄筋コンクリート造2階建、図書館部分の延床面積は638.38m²。昭和59年に新耐震基準で建設した建物で、建築から35年経過し老朽化が進んでいます。

施設は1階に図書館、2階に学習室1・2があり、蔵書数107,454冊・点（開架図書76,466冊・点、閉架図書30,988冊・点）で、図書の貸出・返却等窓口業務（図書貸出者数31,247人、貸出点数121,203冊・点）のほか、レファレンス業務、ブックスタート事業を行っています。また、月5回のおはなし会のほか、中学生の職場体験、学校見学の対応等も行っています。施設の利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)
学習室1・2	60

② 三和図書館（燦 SUN 館）

三和図書館は、三和資料館との複合施設で、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建、図書館部分の延床面積は2,554.87m²。平成12年に新耐震基準で建設した建物で、建築から19年が経過しています。

人件費を含む管理運営費は109,476千円で、コピー料金、公衆電話手数料、雇用保険料個人負

担金、自動販売機設置料及び電気料のほか、隣接する三和ふれあい健康スポーツセンター電気料負担金として10,717千円の収入があります。

施設は、1階は一般開架、児童開架、レファレンス室、閉架書庫、朗読室等、2階は視聴覚室、会議室、研修室等で構成し、蔵書数171,413冊・点（開架図書138,970冊・点、閉架図書32,443冊・点）で、図書の貸出・返却等窓口業務（図書貸出者数42,847人、貸出点数181,047冊・点）のほか、レファレンス業務、ブックスタート事業、中高生の職場体験、学校見学の対応等を行っています。

また、月3回のおはなし会のほか、11月には「図書館・資料館まつり」を開催しています。施設2階部分については、読み聞かせ団体の自主的な活動や、自主事業（学校見学の対応、「図書館・資料館まつり」でのリサイクル図書配布等）で使用しています。施設2階部分の利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
研修室	3.8	視聴覚室	2.1
会議室	1.9		

③ 公民館等に併設の図書室

施設の状況については、各施設の項目を参照。

図書室名	蔵書数(冊・点)	貸出者数(人)	貸出冊数(冊・点)
中田公民館図書室	24,140	3,060	9,298
中央公民館図書室	48,950	4,235	16,797
つつみ公民館図書室	45,255	2,535	10,082
生涯学習センター総和図書室	25,655	2,328	10,737
ユースセンター総和図書室	44,228	5,596	20,448

※その他、地域交流センター（はなももプラザ）に図書室はありませんが、サービスポイントとして図書の貸出等を行っています。

(まとめ)

図書館は、これまで資料の貸出を中心に運営してきましたが、近年は滞在型の利用者が増加している一方、インターネットでの検索や予約が可能となるなど在宅での利用環境の整備も進んでいます。

また、これからの時代における図書館の役割として、資料の提供に加え、自主的に地域課題の解決に取り組む市民のための学習活動の支援や情報提供が求められています。

施設の面では、古河図書館が新耐震基準の建物であるものの、建築後35年を経過し、施設の老朽化が進んでいます。

両施設とも直営で管理運営しており、上記の市民ニーズや時代の要請に応えた図書館のあり方を検討する中で、効果的かつ効率的な管理運営手法についても検討が必要です。

一方、公民館等に併設の図書室を5室設置していますが、各施設の一室を使用して設置していることから蔵書の収蔵能力が限界となっており、市民の求める新刊購入への対応については、図

書館とのネットワークを構築し、リクエストに応じています。なお、配置が一部の地域に偏在しており、改めて配置について見直しが必要となっています。

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

施設 No.	施設名	方向性		説明
		機能	建物	
①	古河図書館	継続	検討	<p>【機能】 市民の学習の場、情報収集の拠点として、また、地域課題の解決に必要な調査研究資料を提供し、地域・市民が取り組む様々な学習活動を支援するため今後も必要です。</p>
②	三和図書館	継続	継続	<p>【建物】 古河図書館は、新耐震基準の建物であるものの、建築から 35 年経過し老朽化が進んでいること、古河東公民館及び第二保育所との複合施設であり、駐車場が不足していることなどから、古河東公民館等の検討結果を踏まえ、今後のあり方について検討が必要です。</p> <p>三和図書館は、新耐震基準の建物であるものの、建築後 19 年経過していることから、計画的な改修が必要です。</p> <p>【管理運営】 公立図書館としての役割を明確にした上で、民間活力を活用した管理運営方法の導入の可能性について、費用対効果を含めて検証が必要です。</p>
③	公民館等併設の図書室 ・中田公民館図書室 ・中央公民館図書室 ・つつみ公民館図書室 ・生涯学習センター 総和図書室 ・ユースセンター総和図書室	検討	検討	<p>【機能】【建物】【管理運営】 身近な施設で市民に様々な情報を提供することは必要なものの、インターネットでの検索や予約が可能となるなど在宅での利用環境の整備も進んでいること、一部の地域に偏在していることから、図書室の機能・配置のあり方、運営方法について検討が必要です。</p>

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【基本的な考え方】

- 市民の学習の場、情報収集の拠点として、また、地域課題の解決に必要な調査研究資料を提供し、地域・市民が取り組む様々な学習活動を支援するため継続します。
- 公立図書館としての役割を明確にした上で、民間活力を活用した管理運営方法の導入の可能性について、費用対効果を含めて検証します。
- 身近な施設で市民に様々な情報を提供することは必要なものの、インターネットでの検索や予約が可能となるなど在宅での利用環境の整備も進んでいること、一部の地域に偏在していることから、図書室の機能・配置のあり方、運営方法について検討します。

【個別施設の方向性】

① 古河図書館

新耐震基準の建物であるものの、建築から 35 年が経過し老朽化していることから、必要な修繕を行い、当面継続使用しますが、将来的には、古河東公民館、第二保育所との複合施設としてのあり方や他の図書館・図書室を含め、今後のあり方を検討します。

② 三和図書館

新耐震基準の建物であり、建築から 19 年経過していることから、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

2 階部分の会議室については、有効活用を図るため、利用条件を付しての貸出しや用途転用などの検討を行います。

③ 公民館等に併設している図書室

- ・中田公民館図書室 ・中央公民館図書室 ・つつみ公民館図書室
- ・生涯学習センター総和図書室 ・ユースセンター総和図書室

当面、現状で継続しますが、図書室の機能・配置のあり方、管理運営のあり方について検討します。施設は、各館の改修等にあわせ対応します。

【年度別スケジュール】

施設名	2020 年度 令和 2 年度	2021 年度 令和 3 年度	2022 年度 令和 4 年度	2023 年度 令和 5 年度	2024 年度 令和 6 年度	2025 年度 ~ 2029 年度 令和 7 年度~令和 11 年度
図書館 【共通事項】	→	→			
	民間活力を活用した 管理運営手法の検討		検討結果に基づく対応			
①古河図書館	→	→			
	公民館等を含め今後の あり方検討		検討結果に基づく対応			

②三和図書館	→	→	→	→
	保全計画の策定	計画に基づく対応		
③各図書室	→	→	→	→
	機能・配置・管理運営 のあり方検討	検討結果に基づく対応		

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

施設名	大規模改修等 (千円/10年間)	維持管理費 (千円/年)	備考
① 古河図書館	159,500	6,977	
② 三和図書館（燦SUN館）	0	27,746	

※「継続」の施設については、公共施設等総合管理計画の更新費用算出と同様に、建築後30年（既に超えている施設も含む。）で大規模改修、60年で建替えを行うこととして算出。

※「検討」の施設は、結論が出るまでは使用することから、継続する施設と同様に算出。

※維持管理費は、施設のランニングコスト（過去3か年の平均）を計上し、人件費、減価償却費は含めない。

イ 博物館等施設

古河市の歴史遺産及び郷土の歴史、民俗等を広く紹介するとともに次代の市民に継承し、市民の知識教養の向上を図ることを目的として8施設を設置しています。

a 施設概要

施設No.	施設名	所在地	地区名	所管課
①	古河歴史博物館	中央町三丁目10番56号	古河	生涯学習課 文化教育施設室
②	鷹見泉石記念館	中央町三丁目11番2号		
③	奥原晴湖画室			
④	古河文学館	中央町三丁目10番21号		
⑤	篆刻美術館	中央町二丁目4番18号		
⑥	古河街角美術館	中央町二丁目6番60号		
⑦	永井路子旧宅	中央町二丁目6番52号		
⑧	三和資料館（燦SUN館）	仁連2042番地1	三和	

【施設の位置図】



b 現状と課題

施設 No.	施設名	建築年	法定耐用年数(年)	経過年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者数(人)
①	古河歴史博物館	H2	50	29	2,441	直営管理	正 6 非 0.3 臨 2	80,590	4,636	15,100
②	鷹見泉石記念館	H2 ※1	24	29	164	直営管理	0	1,238	35	17,000
③	奥原晴湖画室	H22 ※2	24	9	130	直営管理	0	1,238	35	17,000
④	古河文学館	H10	24	21	678	直営管理	正 2 非 1.75 臨 1.42	34,355	4,852	11,500
⑤	篆刻美術館	H3 ※3	24	28	137	直営管理	正 1.5 非 1 臨 3	30,441	3,638	8,700
⑥	古河街角美術館	H7	50	24	498	直営管理	正 1.5 非 1 臨 1	54,602	627	14,200
⑦	永井路子旧宅	H15 ※4	22	16	131	直営管理	委 1.5	1,886	0	4,000
⑧	三和資料館 (燦SUN館)	H12	50	19	347	直営管理	正 1 非 2	12,358	103	4,800

※1：江戸期の建築を移築 ※2：明治24年の建築を移築 ※3：大正9年の建築を移築 ※4：店蔵部分は江戸期の建築

各ジャンルの施設を分散配置することで、各施設の専門性を深めるとともに、来館者の回遊性を高め、まちの活性化にも寄与しています。

そのため、古河地域に設置している7つの施設の開館日、開館時間を原則として統一し、管理運営は市直営で行っています。各施設の状況は以下のとおりです。

① 古河歴史博物館

古河歴史博物館は、古河市に係る生活・文化の歴史、美術、民俗等の資料を収集・保管、調査

研究を行い、公開・普及することを目的に設置し、重要文化財を3,151点収蔵し、文化庁が認める公開承認施設です。

施設は、鉄骨鉄筋コンクリート造2階建、延床面積2,441㎡。平成2年に新耐震基準で建設した建物で、建築から29年を経過しています。

人件費を含む管理運営費は80,590千円、施設の入館料及び物品の売上料として4,636千円の収入があります。

施設は、展示室1～3、企画展示室1～3、研修室などで構成し、年6回の特別展・企画展の開催のほか、年5回の国指定重要文化財の展示替えや、光や温湿度環境に影響されやすい美術工芸品の展示替えを年5回実施しています。また、学校学習支援活動として、市内小学生を対象とした博物館見学の実施なども行い、年間約15,100人が利用しています。

【利用状況】

年間利用者数	約15,100人
--------	----------

② 鷹見泉石記念館

鷹見泉石記念館は、鷹見泉石最晩年の住まいを改修した建物で、古河城の余材で建てたと伝えられるもので、邸内には珍木「楓樹」や、二の丸御殿にあった石灯籠を配置しています。

施設は、木造平屋建、延床面積164㎡。江戸時代の武家屋敷を平成2年に新耐震基準で改修した建物で、改修から29年を経過しています。

人件費を含む管理運営費は1,238千円、施設の使用料として35千円の収入があります。

施設は、座敷、土間、庭園などで構成し、ひな人形・五月人形の展示や、正月・節分・七夕・十五夜などの季節の飾りつけなど、季節ごとの催事を行っています。また、日本庭園と日本家屋の風情ある環境を維持し、テレビ、雑誌などの撮影や、外国人観光客の来館もあり、年間約17,000人が利用しています。

【利用状況】

年間利用者数	約17,000人
--------	----------

③ 奥原晴湖画室

奥原晴湖画室は、熊谷市に建設されていた南画家奥原晴湖の画室を移築復元した施設で、庭石の一部に古河城の礎石が再利用されています。

施設は、木造平屋建、延床面積130㎡。明治時代の南画家の画室を、平成22年に新耐震基準で改修した建物で、改修から9年を経過しています。

人件費を含む管理運営費は1,238千円、施設の使用料として35千円の収入があります。

施設は、座敷、蔵、庭園などで構成し、鷹見泉石記念館同様、季節の催事を行っているほか、蔵では、奥原晴湖と画室のパネル紹介を行っています。日本庭園と日本家屋の風情ある環境を維持し、フィルムコミッションを通しての撮影や、市民団体によるお茶会や写真撮影などにも利用され、年間約17,000人が利用しています。

【利用状況】

年間利用者数	約17,000人
--------	----------

④ 古河文学館

古河文学館は、古河市に係る生活・文化、特に文学に関する資料を収集保管、展示し、新たな地域文化創造の拠点として、また、市民の文化交流の場・機会の提供を目的として設置しています。

施設は、木造・一部鉄筋コンクリート造2階建、延床面積 678 m²。平成 10 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 21 年経過しています。

人件費を含む管理運営費は 34,355 千円、施設の利用料として 4,852 千円の収入があります。

施設は、展示室 1～3、サロン、講座室で構成し、展示室では常設展示のほかに企画展やテーマ展など、年 8～9 回の展示替えを行いながら古河市ゆかりの文学情報等を紹介しています。サロン・講座室については、市主催の講座や市民団体の自主的な活動で使用され、施設全体として年間約 11,500 人が利用しています。また、2階部分は古河市観光協会がレストランを運営しています（有料の使用許可）。利用状況は以下のとおりです。なお、サロンの稼働率については、夜間貸出の状況です（昼間は展示室と同）。

【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
展示室	98.5	サロン	10.5
講座室	67.1	レストラン	—

⑤ 篆刻美術館

篆刻美術館は、平成 3 年に日本初の篆刻専門の美術館として開館。古河出身の篆刻家生井子華の作品をはじめ、日本を代表する現代作家の作品及び篆刻にかかわる封泥や石印材などを常時展示しています。

施設は、大正 9 年に建築された石蔵を改修し、鉄筋コンクリート造一部木造 2 階建、延床面積は増築したことから 137 m²。平成 10 年に国の登録有形文化財に登録されています。

人件費を含む管理運営費は 30,441 千円、施設利用料として 3,638 千円の収入があります。

施設は、展示室 1～5 で構成し、展示室 1、2 は故生井子華の作品をはじめ、封泥や石印材などを常時展示しています。展示室 3～5 はテーマ展（年 6 回展示替え）の作品を展示しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

年間利用者数	約 8,700 人
--------	-----------

⑥ 古河街角美術館

古河街角美術館は、古河市に係る生活・文化、特に美術に関する資料を収集、保管及び展示をすることで新たな地域文化創造の拠点とするとともに、市民の文化交流の場と機会の提供を目的として設置しています。

施設は、鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積 498 m²。平成 7 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 24 年経過しています。

人件費を含む管理運営費は 54,602 千円、施設の利用料として 627 千円の収入があります。

施設は、展示室 1～4、展示ホール、休憩室で構成し、1階の展示室 1、2 は主に企画展、常設展で古河市ゆかりの作家等の作品の展示をし、展示室 3、4 は市民団体の自主的な活動の場と

し市民ギャラリーとして貸出しをしています。休憩室は市民ギャラリー利用者等の憩いの場、美術資料の閲覧に利用され、全体では年間約 14,200 人が利用しています。

【利用状況】

年間利用者数	約 14,200 人
--------	------------

⑦ 永井路子旧宅

永井路子旧宅は、歴史小説家・永井路子を形成した空間を迫体験することで永井文学への理解をより深め、そこから古河の文学的風土への関心を喚起することを目的として、また、古い商家の趣を残す歴史的建造物として、古河市における観光拠点の一つとして設置しています。

施設は、木造 2 階建、延床面積 131 m²。店蔵部分は江戸末期の建造となっています。東日本大震災後に耐震工事を行っています。

人件費を含む管理運営費は 1,886 千円となっていますが、日常の簡易清掃や来館者の対応は、市内の障がい者支援の NPO 団体へ委託し、障がい者の就労支援を図っています。入館は無料で年間約 4,000 人が利用しています。

【利用状況】

年間利用者数	約 4,000 人
--------	-----------

⑧ 三和資料館（燦 SUN 館）

三和資料館は、古河市に係る生活・文化に関する考古、歴史、美術及び民俗等の資料を収集、保管及び展示を目的として設置しています。

施設は三和図書館との複合施設（燦 SUN 館）で、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建、三和資料館部分の延床面積は 347 m²。平成 12 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 19 年が経過しています。

開館日・開館時間は、年末年始、祝祭日の翌日、館内整理日、特別整理期間を除く毎日で、開館時間は 10 時から 18 時まで、管理運営は直営で、人件費を含む運営費は 12,358 千円（施設管理費は複合施設の図書館に含む）となっています。入館料は無料で、各種刊行物の売上など 103 千円の収入があります。

三和資料館は、展示室、資料閲覧室、文書収蔵庫などで構成し、展示室での常設展示はなく、年 7～8 回の展覧会を開催しています。資料閲覧室では、近隣自治体史、郷土学習や歴史研究の基本的な参考図書や研究書を図書館システムに登録して配架してあり、閲覧利用が可能になっています。文書収蔵庫には三和地区を中心とするおよそ 5 万点の史資料を収蔵し、隔年で燻蒸を実施しています。

【利用状況】

年間利用者数	約 4,800 人
--------	-----------

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

施設 No.	施設名	方向性		説 明
		機能	建物	
	博物館等施設 【共通事項】	継続	継続	<p>【機能】 古河市の歴史や生活文化、民俗等の資料を後世に継承するとともに、観光資源の一環として、今後も必要です。</p> <p>【管理運営】 収蔵・展示機能に加え、各施設や周辺地域全体の来訪者を増やすなど利用者の拡大につなげていくため、学芸員の役割を明確にした上で、民間活力の活用を含め管理運営手法について検討が必要です。</p> <p>また、受益者負担の見直しを図るとともに、施設の有効活用についても検討が必要です。</p>
①	古河歴史博物館	継続	継続	<p>【建物】 新耐震基準の建物であり、建築から 29 年経過していることから、計画的な改修が必要です。</p>
②	鷹見泉石記念館	継続	継続	<p>【建物】 江戸時代の武家屋敷を平成 2 年に新耐震基準で改修した建物であり、歴史的建造物として、法令等に基づき継続使用するための改修が必要です。</p>
③	奥原晴湖画室	継続	継続	<p>【建物】 明治時代の南画家の画室を平成 22 年に新耐震基準で改修した建物であり、歴史的建造物として、法令等に基づき継続使用するための改修が必要です。</p>
④	古河文学館	継続	継続	<p>【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 21 年を経過していることから、計画的な改修が必要です。</p>
⑤	篆刻美術館	継続	継続	<p>【建物】 大正時代に建築された建物であり、歴史的建造物として、法令等に基づき継続使用するための改修が必要です。</p>
⑥	古河街角美術館	継続	継続	<p>【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 24 年を経過していることから、計画的な改修が必要です。</p>
⑦	永井路子旧宅	継続	継続	<p>【建物】 江戸時代に建築された建物であり、歴史的建造物として、法令等に基づき、継続使用するための改修が必要です。</p>
⑧	三和資料館 (燦 SUN 館)	継続	継続	<p>【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 19 年を経過していることから、計画的な改修が必要です。</p>

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【基本的な考え方】

- 古河市の歴史や生活文化、民俗等の資料を後世に引き継ぐとともに、観光資源の一環として継続します。
- 各施設とのネットワーク化を図り「まち全体が歴史的な雰囲気」を醸し出すなど有機的に連携して回遊性を持たせ、さらに利用者の増加につなげる取組や、アウトリーチ活動等により市内全域に受益者が広まるよう検討します。
- 収蔵・展示機能に加え、各施設及びその周辺地域全体への来訪者を増やすなど利用者の拡大につなげていくため、学芸員の役割を明確にした上で、民間活力の活用を含め管理運営手法について検討します。
- 受益者負担の見直しを図るとともに、施設の利用状況によっては、施設の有効活用について検討します。

【個別施設の方向性】

- ① 古河歴史博物館 ④ 古河文学館 ⑥ 古河街角美術館 ⑧ 三和資料館（燦SUN館）

新耐震基準の建物であるものの、建築から20～30年程度経過し、施設・設備の経年劣化が進んでいます。予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

- ② 鷹見泉石記念館 ③ 奥原晴湖画室 ⑤ 篆刻美術館 ⑦ 永井路子旧宅

江戸時代から大正時代にわたる歴史的建造物として、法令等に基づき必要な改修を行い保存します。

【年度別スケジュール】

施設名	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度～2029年度 令和7年度～令和11年度
博物館等施設 【共通事項】	→	→			
	各施設間のネットワーク化・回遊性の向上・利用者の拡大方法の検討 管理運営手法の検討と施設の有効活用 受益者負担の適正化の検討			検討結果に基づく対応		
①古河歴史博物館 ④古河文学館 ⑥古河街角美術館 ⑧三和資料館 (燦SUN館)	→	→			
	予防保全計画の策定			計画に基づく対応		
②鷹見泉石記念館 ③奥原晴湖画室 ⑤篆刻美術館 ⑦永井路子旧宅	→					
	法令等に基づく改修により継続使用					

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

施設名	大規模改修等 (千円/10年間)	維持管理費 (千円/年)	備考
① 古河歴史博物館	610,250	24,350	
② 鷹見泉石記念館	—	1,250	
③ 奥原晴湖画室	—	1,250	
④ 古河文学館	169,500	7,407	
⑤ 篆刻美術館	—	5,010	
⑥ 古河街角美術館	124,500	15,477	
⑦ 永井路子旧宅	—	1,810	
⑧ 三和資料館（燦SUN館）	0	—	

※「継続」の施設については、公共施設等総合管理計画の更新費用算出と同様に、建築後30年（既に超えている施設も含む。）で大規模改修、60年で建替えを行うこととして算出。

※「検討」の施設は、結論が出るまでは使用することから、継続する施設と同様に算出。

※維持管理費は、施設のランニングコスト（過去3か年の平均）を計上し、人件費、減価償却費は含めない。

(3) スポーツ・レクリエーション施設

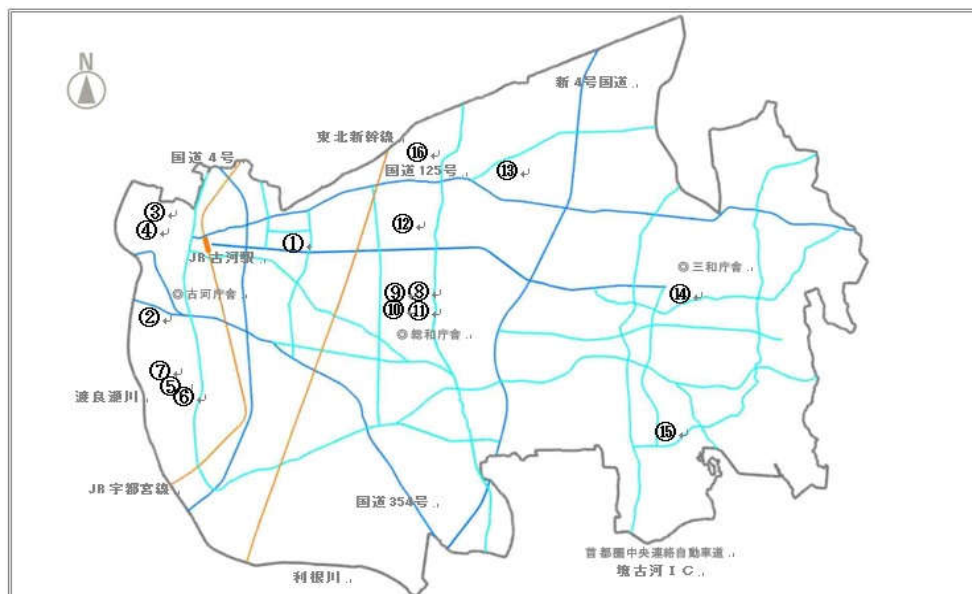
ア スポーツ施設

市民の健康づくり、余暇・レクリエーションの場として、また、スポーツをはじめのきっかけづくりや競技力の向上を図る機会を提供するため、体育館施設、野球やサッカー等の球技施設、プールやトレーニング施設を設置しています。

a 施設概要

施設 No.	施設名	所在地	地区名	所管課
①	古河体育館	旭町二丁目 21 番 4 号	古河	スポーツ振興課
②	古河スポーツ交流センター	立崎 510 番地 1		
③	古河リバーサイド倶楽部	西町 10 番 1 号		
④	古河ゴルフリンクス	西町 10 番 1 号		
⑤	古河市サッカー場	駒ヶ崎 44 番地 1		
⑥	古河市民球場	駒ヶ崎 19 番地		
⑦	古河市テニス場	鴻巣 1495 番地		
⑧	中央運動公園（古河はなもも体育館）	下大野 2528 番地	総和	
⑨	中央運動公園（温水プール）	下大野 2528 番地		
⑩	中央運動公園（テニスコート）	下大野 2528 番地		
⑪	中央運動公園（陸上競技場）	下大野 2528 番地		
⑫	丘里公園野球場	丘里 9 番地		
⑬	上大野グラウンド	上大野 1532 番地 1		
⑭	三和健康ふれあいスポーツセンター	仁連 2042 番地 1	三和	
⑮	三和野球場	東山田 1808 番地 12		
⑯	小堤スポーツ広場	小堤 227 番地 1	総和	

【施設の位置図】



b 現状と課題

施設 No.	施設名	建築年	法定耐用年数(年)	経過年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者数(人)
①	古河体育館	S46	50	48	4,135	直営	非1委3	25,569	6,483	58,400
②	古河スポーツ交流センター	H4	38	27	5,105	指定	指23	81,910 (111,606)	0 (112,177)	170,900
③ ④	古河リバーサイド倶楽部(古河ゴルフリンクス)	H3	38	28	4,060	指定	指50	85,198 (332,122)	89,636 (308,293)	59,800
⑤	古河市サッカー場	S57	34	37	322	直営	0	21,596	475	9,700
⑥	古河市民球場	S60	38	34	838	直営	0	17,566	497	8,400
⑦	古河市テニス場	H3	38	28	95	直営	0	9,824	1,337	12,500
⑧ ⑩ ⑪	中央運動公園(体育館、テニスコート、陸上競技場)	S60	50	34	12,400	直営	正4	173,016	33,628	383,600
⑨	中央運動公園(温水プール)	H5	38	26	3,505	指定	指23	88,483 (79,244)	0 (78,457)	56,800
⑫	丘里公園野球場	H1	50	30	432	直営	0	5,868	607	13,300
⑬	上大野グラウンド	H13	15	18	263	直営	非1.5	22,073	472	33,200
⑭	三和健康ふれあいスポーツセンター	H4	50	27	5,870	指定	指29	184,800 (102,491)	0 (102,947)	101,100
⑮	三和野球場	H4	50	27	589	指定	指12	10,512 (7,044)	0 (7,559)	10,400

⑩	小堤スポーツ広場	H19	38	12	20	直営	非1.5	26,833	0	20,200
---	----------	-----	----	----	----	----	------	--------	---	--------

※支出・収入の欄の上段は市の収支額、下段は指定管理者の収支額

① 古河体育館

古河体育館は、鉄骨鉄筋コンクリート造2階建、延床面積4,135㎡。昭和46年に建設した新耐震基準以前の建物で、建築から48年を経過し老朽化が顕著となっています。耐震診断、耐震改修は未実施です。

開館日・開館時間は年末年始を除く毎日、9時から21時までで、管理運営は市直営で、受付業務を含む日常的な運営を民間委託し、委託料を含む施設の管理運営費は25,569千円となっています。利用料金や事業収入等により6,483千円の収入があります。

施設には、主競技場、剣道場、柔道場、会議場、トレーニング室、相撲場があり、各種スポーツ教室やスポーツ団体の自主活動で使用され、年間約58,400人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	年間利用者数	稼働率 (%)	部屋名	年間利用者数	稼働率 (%)
主競技場	29,673	89.5	トレーニング室	10,861	—
剣道場	12,506	64.5	会議室	756	15.2
柔道場	4,414	34.7	相撲場	187	2.0

② 古河スポーツ交流センター

古河スポーツ交流センターは、鉄筋コンクリート造3階建、延床面積5,105㎡。平成4年に新耐震基準で建設した建物で、建築から27年を経過しています。

開館日、開館時間は、年末年始と毎月第2月曜日（祝日に当たるときはその翌日）を除く毎日、スポーツ棟は9時から21時30分まで、宿泊研修棟は14時から翌日10時まで、研修室は9時から22時まで、食堂は7時から正午までとなっています。

管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は111,606千円で、指定管理料（63,900千円）のほか施設利用料金（22,037千円）、自主事業収入（24,369千円）など合計112,177千円の収入があります。市は、指定管理料及び施設修繕費等81,910千円を支出し、収入はありません。

施設は、研修室、宿泊室、プール、トレーニング室で構成し、各種スポーツ教室の開催のほか、スポーツ団体の自主活動で使用されており、年間約170,900人が利用していますが、約4割弱が市外からの利用者となっています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	年間利用者数	稼働率 (%)	部屋名	年間利用者数	稼働率 (%)
研修室	2,545	8.5	トレーニング室	25,124	—
宿泊室	3,324	21.6	プール	19,754	—

③ 古河リバーサイド倶楽部（④古河ゴルフリンクス含む）

古河リバーサイド倶楽部は、古河ゴルフリンクスとの複合施設で、鉄筋コンクリート造5階建、

延床面積 4,060 m²。平成 3 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 28 年を経過しています。

開館日、開館時間は、古河リバーサイド倶楽部は、年末年始を除く毎日、9時から 22 時までで、施設は多目的ホールと学習室、浴室で構成し、多目的ホールは、各種団体の自主活動で使用され年間約 11,000 人が利用していますが、学習室の利用はほとんどありません。浴室はごゴルフ場利用者のほか、一般利用もできますが、利用実態はゴルフ場利用者の利用がほぼ 100%となっています。

古河ゴルフリンクスは 18 ホールのゴルフ場を経営し、年中無休で開設し、日の出から日没までプレーでき、年間約 49,000 人が利用しています。

施設全体の管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は 332,122 千円で、指定管理料の支出はなく、すべて施設利用料 (308,293 千円) で賄っています。市は河川占用料 (44,835 千円) のほか施設修繕費等 85,198 千円を支出し、指定管理者からの指定納付金等として 89,636 千円の収入があります。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	年間利用者数	稼働率 (%)	部屋名	年間利用者数	稼働率 (%)
アリーナ	11,133	83.3	ゴルフ場	48,574	97.5
学習室	49	1.4	浴室のみ	8	2.2

⑤ 古河市サッカー場

古河市サッカー場の敷地面積は 23,935 m²で、サッカー場と管理棟・トイレ棟等を設置しています。このうち、管理棟は、鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積 234 m²、トイレ棟が 2 棟でコンクリートブロック造平屋建、延床面積がそれぞれ 27 m²。いずれも昭和 57 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 37 年を経過し老朽化が進んでいます。フィールドについては、令和元年度に人工芝生化工事を実施しています。

サッカー場の利用日・利用時間は、年末年始を除く毎日、9時から 17 時までで、管理運営は直営で行い、業務の一部を民間委託し、人件費を含む管理運営費は 21,596 千円となっています。利用料金等により 475 千円の収入があります。

サッカー場、観客スタンド、放送設備等を備えており、各種大会等で使用され、年間約 9,700 人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	年間利用者数	稼働率 (%)
サッカー場	9,700	33.5

⑥ 古河市民球場

古河市民球場の敷地面積は 8,312 m²で、野球場とスタンド棟、トイレ棟で構成。スタンド棟は、鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積 823 m²、トイレ棟は、鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積 15 m²。いずれも昭和 60 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 34 年経過し老朽化が進んでいます。

野球場の利用日・利用時間は、年末年始を除く毎日、8時 30 分から 21 時 30 分までで、管理運営は直営で行い、業務の一部を民間委託し、人件費を含む管理運営費は 17,566 千円となっています。利用料金等により 497 千円の収入があります。

野球、ソフトボールができる球場で、ナイター照明、観客スタンド、放送設備等を備えており、各種大会等で使用され、年間約 8,400 人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	年間利用者	稼働率 (%)
球 場	8,400	40.5

⑦ 古河市テニス場

古河市テニス場の敷地面積は 8,185 m² で、テニスコート 6 面と管理棟、更衣室棟で構成。このうち、管理棟は、鉄骨造平屋建、延床面積 65 m²。平成 25 年に新耐震基準で建設し、建築から 6 年経過しています。更衣室棟は、鉄骨造平屋建、延床面積 30 m²。平成 3 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 28 年経過しています。人工芝の劣化が進んでいます。

テニスコートの利用日・利用時間は、年末年始を除く毎日、9時から19時までで、管理運営は市直営で行い、受付業務を含む日常的な管理運営を民間委託し、人件費を含む管理運営費は 9,824 千円（借地料も含む）となっています。施設の使用料等として 1,337 千円の収入があります。

スポーツ団体及び個人の自主活動で使用され、各種大会等も開催されており年間約 12,500 人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	年間利用者数	稼働率 (%)
テニスコート	12,500	81.2

⑧⑩⑪ 中央運動公園（体育館、テニスコート、陸上競技場）

古河はなも体育館、テニスコート、陸上競技場で構成しています。各施設の利用日・利用時間は、年末年始と毎月第 2 月曜日（祝日の場合は翌日）を除く毎日、9時から21時までで、管理運営は市直営で行い、受付業務を含む日常的な運営を民間委託し、人件費を含む 3 施設の管理運営費は 173,016 千円となっています。施設使用料等として 33,628 千円の収入があります。

（古河はなも体育館）

鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積 7,168 m²。昭和 60 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 34 年を経過し老朽化が進んでいます。

主競技場、剣道場、柔道場、卓球場、会議室、トレーニング室で構成し、各種スポーツ教室やスポーツ団体の自主活動で使用され、各種大会等も開催されており年間約 248,300 人が利用しています。

【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
主競技場	92.1	卓球場	99.3
柔道場	48.5	会議室	47.4
剣道場	60.1	トレーニング室	—

(テニスコート)

テニスコートの敷地面積は 5,050 m²で、テニスコート 6 面とクラブハウスを設置。クラブハウス木造平屋建、延床面積 100 m²。昭和 57 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 37 年を経過し老朽化が進んでいます。また、人工芝等の劣化も進んでいます。トイレは令和元年度に改修工事を実施しました。

スポーツ団体及び個人の自主活動で使用され、各種大会等も開催されており年間約 36,700 人が利用しています。

【利用状況】

部屋名	年間利用者数	稼働率 (%)
テニスコート	36,700	97.9

(陸上競技場)

陸上競技場の敷地面積は 22,365 m²で、スタンド棟は鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積 1,575 m²。昭和 63 年に新耐震基準で建設した建物で、平成 29 年度に陸上トラック改修工事、平成 30 年度に放送設備交換を実施しましたが、建築から 31 年経過し老朽化が進んでいます。

2 種公認の陸上競技場で、学校及び陸上団体及び個人の自主活動で使用され、各種大会等も開催されており年間約 66,500 人が利用しています。

【利用状況】

部屋名	年間利用者数	稼働率 (%)
陸上競技場	66,500	70.1

(その他)

そのほか、自由広場とサッカー場を設置しています。

【利用状況】

部屋名	年間利用者数	稼働率 (%)	部屋名	年間利用者数	稼働率 (%)
自由広場	12,438	22.6	サッカー広場	19,690	9.1

⑨ 中央運動公園 (温水プール)

温水プールは、鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積 3,505 m²。平成 5 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 26 年を経過しています。

利用日・利用時間は、年末年始と毎週月曜日（祝日の場合は翌日）を除く毎日、9 時から 21 時までで、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は 79,244 千円で、指定管理料（64,393 千円）のほか、施設利用料（13,007 千円）、自主事業収入など合計 78,457 千円の収入があります。市は、指定管理料及び施設修繕費等 88,483 千円を支出しています。市の収入はありません。

プール（一般用プール、子供用プール、ジャグジー、ウォータースライダー）、多目的室、会議室で構成し、各種スポーツ教室を行うなど、利用者の健康増進、レクリエーションの場として利用され、年間約 56,800 人が利用しています。

【利用状況】

年間利用者数	約 56,800 人
--------	------------

⑫ 丘里公園野球場

丘里公園野球場の敷地面積は 18,164 m²で、野球、ソフトボールができる球場となっており、スタンド棟は、鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積 432 m²。平成元年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 30 年経過し老朽化が進んでいます。

野球場の利用日・利用時間は、年末年始を除く毎日、日の出から日没まで（夜間使用時は 22 時まで）で、管理運営は市直営で行い、受付業務は民間委託し、人件費を含む管理運営費は 5,868 千円となっています。利用料金等により 607 千円の収入があります。

ナイター照明、観客スタンド、放送設備等を備えており、練習及び各種大会等で使用され、年間約 13,300 人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	年間利用者数	稼働率 (%)
球場	13,300	72.3

⑬ 上大野グラウンド

上大野グラウンドの敷地面積は 62,807 m²で、少年野球、ソフトボールができる球場 4 面とサブグラウンド 1 面を備え、倉庫を含む管理棟 2 棟等を設置しています。機械用倉庫及び器具庫は、鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積 188 m²、トイレは、木造平屋建、延床面積 39 m²と鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積 36 m²の 2 棟があり、いずれも新耐震基準で建設した建物で、古いもので建築から 18 年経過しています。

グラウンドの利用日・利用時間は、年末年始を除く毎日、日の出から日没までで、管理運営は市直営で行い、受付業務は民間委託し、人件費を含む管理運営費は 22,073 千円となっています（借地料を含む）。利用料金等により 472 千円の収入があります。

簡易な放送設備を備えており、練習及び各種大会等で使用され、年間約 33,200 人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

年間利用者数	33,200 人
--------	----------

⑭ 三和健康ふれあいスポーツセンター

三和健康ふれあいスポーツセンターは、鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積 5,870 m²。平成 4 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 27 年を経過しています。

利用日、利用時間は、年末年始と毎月第 3 月曜日（祝日の場合は翌日）を除く毎日、9 時から 21 時まで（プールは 20 時 30 分まで）で、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は 102,491 千円で、指定管理料（78,733 千円）のほか、施設利用料（4,667 千円）など 102,947 千円の収入があります。市は、指定管理料及び施設修繕費等 184,800 千円を支出しています。市の収入はありません。

施設は、アリーナ、トレーニング室、プール、選手控室で構成し、各種スポーツ教室やスポーツ団体の自主活動で使用され、各種大会等も開催されており年間約 101,100 人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	年間利用者数	部屋名	年間利用者数
アリーナ	42,332	プール	46,301
トレーニング室	9,482	選手控室	2,942

⑮ 三和野球場

三和野球場の敷地面積は 30,982 m²で、野球、ソフトボールができ、スタンド棟は、鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積 589 m²。平成 4 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 27 年を経過しています。

利用日・利用時間は、年末年始と毎月第 3 月曜日（祝日の場合は翌日）を除く毎日、9 時から 21 時までで、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は 7,044 千円で、指定管理料（6,135 千円）のほか、施設利用料（1,166 千円）など 7,559 千円の収入があります。市は、指定管理料及び施設修繕費等 10,512 千円を支出しています。市の収入はありません。

ナイター照明、観客スタンド、放送設備等を備えており、練習及び各種大会等で使用され、年間約 10,400 人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	年間利用者数	稼働率 (%)
球場	10,400	18.5

⑯ 小堤スポーツ広場

小堤スポーツ広場の敷地面積は 46,771 m²で、一般用サッカー場 2 面、少年用サッカー場 1 面、マレットゴルフ場 18 ホールとトイレ棟を設置。トイレ棟は鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積 20 m²。平成 19 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 12 年を経過しています。

広場の利用日・利用時間は、年末年始を除く毎日、日の出から日没までで、管理運営は市直営で行い、受付業務を民間委託し、人件費を含む管理運営費 26,833 千円（借地料も含む）となっています。使用料は無料としています。

各種大会等で使用され、年間約 20,200 人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	年間利用者数	稼働率 (%)
サッカー場・マレットゴルフ場	20,200	28.1

(まとめ)

市民の健康づくりや、余暇・レクリエーションの場として、また、スポーツをはじめのきっかけづくりや競技力向上のための機会を提供するスポーツ施設については今後も必要な機能ですが、十分に活用されていない施設もあります。民間活力や地域力を活用し、効果的かつ効率的な管理運営手法の検討が必要です。

上記施設の管理運営費の総額は 1,385,755 千円に及んでいますが、施設使用料の金額は 475,705 千円と、施設の管理運営費総額に占める割合は 34.3%の状況です。減額・免除規定の見直しを含め、受益者負担の適正化への取組が課題となっています。

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

施設 No.	施設名	方向性		説明
		機能	建物	
	【共通事項】		—	<p>【機能】 市民の健康づくり、余暇・レクリエーション活動の場として、また、スポーツを始めるきっかけづくりや競技力を向上するための場として、スポーツ施設については基本的に今後も必要です。</p> <p>【建物】 県大会等が開催できる規模・水準の施設と、市民の日常的な活動に使用する施設の位置付けを明確にし、学校の体育館や校庭の地域開放施設や、公民館等の施設に併設されているホール等、民間のスポーツジムの設置状況を勘案し、施設の配置のあり方について検討が必要です。</p> <p>【管理運営】 効率的かつ効果的な運営を図るため、民間活力を活用した管理運営方法を進める必要があります。 管理運営費総額に対する利用者負担の割合は 34.3%程度であり、利用する市民と利用しない市民との負担の公平性の観点から、受益者負担の適正化について検討が必要です。</p>
①	古河体育館	移転	廃止	<p>【建物】 新耐震基準以前の建物であり、建築から 48 年経過し、施設・設備の老朽化が顕著となっています。 機能は他の施設に移転させ、段階的に閉鎖を進めます。</p>
②	古河スポーツ交流センター	検討	検討	<p>【機能】【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 27 年の施設ですが、地盤沈下が進んでいることから、宿泊棟を含め、今後のあり方について検討します。</p>
③	古河リバーサイド倶楽部	検討	検討	<p>【機能】【建物】 学習室等の利用がほとんどなく、設置目的を果たしていないことから、施設を含め、今後のあり方について検討が必要です。 建物の一部をゴルフ場のクラブハウスとして使用していることから、クラブハウス機能を分離し、ゴルフ場利用者の利便性向上と施設の有効利用の検討が必要です。</p>
④	古河ゴルフリンクス	継続	検討	<p>【建物】 上記「古河リバーサイド倶楽部」のあり方とあわせて検討</p>

				します。
⑤	古河市サッカー場	継続	継続	【建物】 新耐震基準の建物であり、建築から37年経過しています。市内唯一のサッカー専用施設であり、継続使用するための改修が必要です。
⑥	古河市民球場	継続	継続	【建物】 新耐震基準の建物であるものの、建築から34年経過し、施設・設備の老朽化が進んでいることから、計画的な改修が必要です。
⑦	古河市テニスコート	検討	検討	【機能】【建物】 当施設には6面のコートがあるほか、中央運動公園テニスコート（6面）、北利根北公園テニスコート（4面）、三和農村環境改善センター（2面）、民間テニスコート（1カ所4面）の設置状況を踏まえ、各施設の利用状況を精査し、統合を含めて今後のあり方の検討が必要です。
⑧ ⑪	中央運動公園 （古河はなもも体育館・陸上競技場）	継続	継続	【機能】【建物】 古河はなもも体育館、陸上競技場については、新耐震基準の建物であり、県レベルの競技会が開催可能なことから継続し、計画的な改修が必要です。
⑨ ⑩	中央運動公園 （温水プール・テニスコート）	検討	検討	【機能】 当プールのほか、古河スポーツ交流センター温水プール、三和健康ふれあいスポーツセンター温水プール、民間のスイミングプールが3カ所設置されている状況を踏まえ、利用実態や経営状況を精査するとともに、今後の改修費用や維持管理コストを分析し、今後のあり方の検討が必要です。 テニスコートについては、上記「古河市テニスコート」に記載のとおり検討が必要です。 【管理運営】 温水プールの次期指定管理者の公募の際には、公園内施設全般の導入について検討が必要です。 テニスコートについては、現在直営で管理運営を行っていることから、民間活力を活用して、周辺施設との一体的な運営について検討が必要です。
⑫	丘里公園野球場	継続	継続	【建物】 新耐震基準の建物であるものの、建築後30年経過していることから、継続使用するための改修が必要です。
⑬	上大野グラウンド	継続	継続	【建物】 新耐震基準の建物であり、建築から18年経過していることから、継続使用するための改修が必要です。

⑭	三和健康ふれあいスポーツセンター	継続	継続	【機能】【建物】 新耐震基準の建物であり、建築から27年経過しています。継続使用するための計画的な改修が必要です。 プールについては上記「中央運動公園温水プール」に記載のとおり検討が必要です。
⑮	三和野球場	継続	継続	【建物】 新耐震基準の建物であり、建築から27年経過しています。継続使用するための計画的な改修が必要です。
⑯	小堤スポーツ広場	継続	継続	【建物】 新耐震基準の建物であり、建築から12年経過しています。継続使用するための計画的な改修が必要です。

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【基本的な考え方】

- 市民の健康づくり、余暇・レクリエーション活動の場として、また、スポーツを始めるきっかけづくりや競技力を向上するための場として、スポーツ施設については基本的に継続します。
- 県大会等が開催できる規模・水準の施設と、市民の日常的な活動に使用する施設の位置付けを明確にし、学校の体育館・校庭の地域開放施設や、公民館等の施設に併設されているホール等、民間のスポーツジムの設置状況を勘案し、施設の配置のあり方について検討します。
- さらに効率的かつ効果的な運営を図るため、民間活力を活用した管理運営方法を進めます。既に指定管理者制度を導入している施設については、モニタリング評価を強化し、運用の適正化を図ります。
 利用する市民と利用しない市民との負担の公平性の観点から、受益者負担の適正化について検討します。

【個別施設の方向性】

① 古河体育館

新耐震基準以前の建物であり、建築後48年を経過し、老朽化が顕著なことから、機能を他の施設に移転し、段階的に閉鎖を進めます。

② 古河スポーツ交流センター

新耐震基準の建物であり、建築後27年の施設ですが、地盤沈下が進んでいることから、宿泊棟を含め、今後のあり方について検討します。

③ 古河リバーサイド倶楽部 ④古河ゴルフリンクス

学習室等の利用がほとんどなく、設置目的を果たしていないことから、施設を含め、今後のあり方について検討します。

建物の一部をゴルフ場のクラブハウスとして使用していることから、クラブハウス機能を分離し、ゴルフ場利用者の利便性向上と施設の有効利用を検討します。

⑤ 古河市サッカー場

新耐震基準の建物であるものの、建築から 37 年経過し、施設・設備の老朽化が進んでいることから、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

⑥ 古河市民球場

新耐震基準の建物であるものの、建築から 34 年経過し、施設・設備の老朽化が進んでいることから、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

⑦ 古河市テニス場 ⑩中央運動公園（テニスコート）

古河市テニス場（6 面）のほか、中央運動公園テニスコート（6 面）、北利根北公園テニスコート（4 面）、三和農村環境改善センター（2 面）、民間テニスコート（1 カ所 4 面）の設置状況を踏まえ、各施設の利用状況を精査し、統合を含めて今後のあり方を検討します。

⑧⑪ 中央運動公園（古河はなもも体育館・陸上競技場）

古河はなもも体育館、陸上競技場については、新耐震基準の建物であり、県レベルの競技会が開催可能なことから継続し、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

管理運営について、現在直営で運営していることから、民間活力を活用した指定管理者制度の導入等、管理運営手法について検討します。その際、周辺の屋外スポーツ施設やプール施設を含め一体的な管理方法についても検討します。

⑨ 中央運動公園（温水プール）

当プールのほか、古河スポーツ交流センター温水プール、三和健康ふれあいスポーツセンター温水プールを設置しています。また、民間のスイミングプールが 3 カ所設置されています。こうした状況を踏まえ、市の 3 カ所のプールの利用実態や経営状況を精査するとともに、今後の改修費用や維持管理コストを分析し、今後のあり方を検討します。

温水プールの次期指定管理者の公募の際には、公園内施設全般の導入について検討が必要です。

⑫ 丘里公園野球場

新耐震基準の建物であるものの、建築後 30 年経過していることから、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

⑬ 上大野グラウンド

新耐震基準の建物であり、建築から 18 年経過していることから、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

⑭ 三和健康ふれあいスポーツセンター

新耐震基準の建物であるものの、建築から 27 年経過しています。予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

⑮ 三和野球場

新耐震基準の建物であるものの、建築から 27 年経過しています。予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

⑯ 小堤スポーツ広場

新耐震基準の建物であり、建築から 12 年経過しています。予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

【年度別スケジュール】

施設名	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度～2029年度 令和7年度～令和11年度
スポーツ施設 【共通事項】	→		-----→			
	受益者負担の適正化の検討		検討結果に基づく対応			
①古河体育館	→		-----→			
	機能移転・廃止スケジュール検討		検討結果に基づく対応			
②古河スポーツ交流センター	→		-----→			
	施設のあり方検討		検討結果に基づく対応			
③古河リバーサイド倶楽部 ④古河ゴルフリンクス	→		-----→			
	施設の有効活用の検討		検討結果に基づく対応			
⑤古河市サッカー場 ⑥古河市民球場 ⑫丘里公園野球場 ⑬上大野グラウンド ⑭三和健康ふれあいスポーツセンター ⑮三和野球場 ⑯小堤スポーツ広場	→		-----→			
	予防保全計画の策定		計画に基づく対応			
⑦古河市テニスコート ⑩中央運動公園(テニスコート)	→		-----→			
	統合を含むあり方の検討		検討結果に基づく対応			
⑧⑪中央運動公園(古河はなもも体育館・陸上競技場)	→		-----→			
	予防保全計画の策定		計画に基づく対応			
	→		-----→			
	管理運営手法の検討		検討結果に基づく対応			
②古河スポーツ交流センター(プール) ⑨中央運動公園(温水プール) ⑭三和健康ふれあいスポーツセンター(プール)	→		-----→			
	プールのあり方検討		検討結果に基づく対応			
	→		-----→			
	管理運営手法の一体化の検討		検討結果に基づく対応			

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

施設名	大規模改修等 (千円/10年間)	維持管理費 (千円/年)	備考
① 古河体育館	0	24,198	
② 古河スポーツ交流センター	980,600	70,367	
③ 古河リバーサイド倶楽部	772,000	44,713	
④ 古河ゴルフリンクス	40,000		
⑤ 古河市サッカー場	46,800	6,124	
⑥ 古河市民球場	164,600	9,294	
⑦ 古河市テニス場	—	5,431	
⑧ 中央運動公園(古河はなもも体育館)	1,433,600	117,758	
⑩ 中央運動公園(テニスコート)	20,000		
⑪ 中央運動公園(陸上競技場)	315,000		
⑨ 中央運動公園(温水プール)	701,000	71,557	
⑫ 丘里公園野球場	—	3,556	
⑬ 上大野グラウンド	—	5,912	
⑭ 三和健康ふれあいスポーツセンター	1,174,000	128,341	
⑮ 三和野球場	117,800	7,915	
⑯ 小堤スポーツ広場	—	5,966	

※「継続」の施設については、公共施設等総合管理計画の更新費用算出と同様に、建築後30年(既に超えている施設も含む。)で大規模改修、60年で建替えを行うこととして算出。

※「検討」の施設は、結論が出るまでは使用することから、継続する施設と同様に算出。

※維持管理費は、施設のランニングコスト(過去3か年の平均)を計上し、人件費、減価償却費は含めない。

イ 地域振興施設

交流の場を創出し、地域の活性化、産業・観光の振興を図るため、4施設を設置しています。

a 施設概要

施設No.	施設名	所在地	地区名	所管課
①	お休み処坂長	中央町三丁目1番39号	古河	商工政策課
②	道の駅まくらがの里こが	大和田2623番地	三和	
③	酒井蔵	本町一丁目3番37号	古河	
④	富岡蔵	本町一丁目3番40号		

【施設の位置図】



b 現状と課題

施設 No.	施設名	建築年	法定耐用年数(年)	経過年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者数(人)
①	お休み処坂長	江戸期	-	-	551	指定管理	指3	15,442 (21,332)	0 (20,861)	5,100
②	道の駅まくらぎの里こが	H25	38	6	2,288	指定管理	指70	19,614 (1,008,925)	18,247 (1,030,571)	1,112,200
③	酒井蔵	T2	-	-	219	直営管理	-	-	-	-
④	富岡蔵	M39	-	-	121	直営管理	-	-	-	-

※支出・収入欄の上段は市の収支額、下段は指定管理者の収支額

① お休み処坂長

お休み処坂長は、江戸時代から大正時代にかけて建築された国の登録有形文化財に指定されている歴史的有形建造物であり、交流の場を創出し、地域活性化並びに産業・観光の振興を図ることを目的として設置しています。建物は、木造平屋建・2階建、延床面積551㎡。平成24年に施設改修に合わせ、耐震工事を実施しています。

営業日・営業時間は、年末年始を除く毎日、9時から22時までで、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は21,332千円で、指定管理料(9,560千円)のほか施設の利用料金(543千円)、自主及び提案(物販・飲食)事業収入を含め合計20,861千円の収入があります。市は、指定管理料のほか人件費を含め15,442千円を支出しており、収入はありません。

施設は、主屋の他5つの蔵で構成しており、貸館、物販、飲食及び資料館など複合的な機能を持ち、各種イベント・講座・シェアスペースなどの自主事業が行われ、年間の利用者は約5,100

人となっています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
袖蔵	13	和室 10 畳	18
石蔵	8	和室併用	6
和室 6 畳	24		

② 道の駅まぐらがの里こが

道の駅まぐらがの里こがは、鉄骨造平屋建、延床面積 2,288 m²。平成 25 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 6 年が経過しています。

営業日は年中無休で、営業時間は 9 時から 20 時までで、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は 1,008,925 千円で、施設の利用料金 (14,166 千円) のほか事業収入により合計 1,030,571 千円の収入があります。指定管理料はありません。

市は、全国・関東・茨城県道の駅関係連絡会の負担金や保険料、駐車場拡張に向けた設計委託料等として 19,614 千円を支出し、指定管理者からの納入金として 18,247 千円の収入があります。

施設は農産物などの直売所、カフェ・ベーカリー、フードコート、コンビニエンスストア、会議室などで構成し、一般の買物客や道路利用者、サークル活動を行う団体等に利用され、年間約 111 万人が利用しています。

【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
会議室	16	大屋根	31
雪華ドーム	6	屋外	15

③ 酒井蔵 ④ 富岡蔵

酒井蔵は平成 20 年度に所有者から敷地 (591 m²) 及び建物を、また、富岡蔵は平成 25 年に鍛冶町通りの拡張工事に合わせ建物所有者から寄附を受けた施設です。

このうち、酒井蔵は、石造 2 階建、延床面積 219 m²で、大正時代に建築された歴史的建造物です。平成 22 年に耐震工事を実施しています。

富岡蔵は、木造 2 階建、延床面積 121 m²で、明治時代に建築された歴史的建造物です。

いずれも、イベント等にスポット活用 (4 回) していますが、年間を通じた利用には至っていません。

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

施設 No.	施設名	方向性		説明
		機能	建物	
①	お休み処坂長	継続	継続	【機能】 国の登録有形文化財に指定され、地域の活性化、産業・観光振興の拠点のひとつとなっていることから、今後も必要な

				<p>施設として機能を継続します。</p> <p>【建物】 歴史的建造物であり、継続して保存・活用するためには定期的な改修が必要です。</p> <p>【管理運営】 指定管理者が安定した経営を行っています。</p>
②	道の駅まぐらがの里こが	継続	継続	<p>【機能】 古河市における農産物、地域の特産品の販売等を通じて地域情報を発信し、産業の振興、地域の活性化、雇用の場の創出につながっており、今後も必要な施設として機能を継続します。</p> <p>【建物】 新耐震基準の建物であり、建築から6年が経過しています。将来にわたって継続使用するため、計画的な改修が必要です。</p> <p>【管理運営】 指定管理者が安定した経営を行い、収益の一部を納入金として市に納付しています。</p>
③ ④	酒井蔵 富岡蔵	検討	継続	<p>【機能】【施設】【管理運営】 歴史的建造物であり、保存・活用するためには定期的な改修が必要です。蔵の保存活用による地域の活性化を図ることを目的にしていますが、利用実態が年間数回にとどまっております。改めて、観光資源としての有効な活用方法について早急な検討が必要です。</p>

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【個別施設の方向性】

① お休み処坂長

地域の活性化、産業・観光振興の拠点のひとつとなっていることから継続します。

施設は、歴史的建造物であり、保存・活用するためには定期的に改修が必要です。

管理運営は、施設管理及び貸館の他、指定管理者からの提案により物販、飲食などの事業を行うこととしており、民間のノウハウを活かした経営が必要なことから、今後も業務仕様書を精査するとともにモニタリング評価の強化を図り、指定管理者制度による運営を継続します。

② 道の駅まぐらがの里こが

道路利用者のための「休憩機能（トイレ、駐車場等）」、「情報発信機能（情報コーナー）」のほか、「地域の連携機能（物産販売、飲食コーナー等）」の3つの機能を併せ持つ施設で、国土交通省の登録を受けたものが「道の駅」とされています。「道の駅まぐらがの里こが」は、道の駅と

して、古河市の農産物、地域の特産品の販売や地域情報の発信を通して、産業の振興、地域の活性化、雇用の場の創出につなげていることから継続します。

施設については、新耐震基準の建物であり、建築から6年経過しています。将来にわたって継続使用するため、予防保全を含む計画的改修を行い、長寿命化を図ります。

道の駅の設置については、国土交通省が定める規定により、原則として市町村又は市町村に代わりうる公的な団体でなければ設置できないことから、今後も、業務仕様書の精査とモニタリング評価の強化を図り、指定管理者制度による運営を継続します。

③ 酒井蔵 ④ 富岡蔵

施設については、歴史的建造物であり、保存・活用するためには定期的な改修が必要です。

管理運営については、蔵を保存活用しながら地域の活性化を図ることを目的にしていますが、利用実態が年間数回にとどまっており、改めて、観光資源としての有効な活用方法について検討します。

【年度別スケジュール】

施設名	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度～2029年度 令和7年度～令和11年度
①お休み処坂長	<p>定期的に必要な改修を行い保存・活用、指定管理者制度の運営</p>					
②道の駅まぐらがの里こが	<p>予防保全計画の策定</p> <p>計画に基づく対応</p> <p>道の駅ルールに基づき、継続運用</p>					
③ 酒井蔵 ④ 富岡蔵	<p>定期的に必要な改修を行い保存・活用</p> <p>利活用について検討</p> <p>検討結果に基づく対応</p>					

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

施設名	大規模改修等 (千円/10年間)	維持管理費 (千円/年)	備考
① お休み処坂長	—	8,486	
② 道の駅まぐらがの里こが	0	44	

③ 酒井蔵	—	0	
④ 富岡蔵	—	0	

※「継続」の施設については、公共施設等総合管理計画の更新費用算出と同様に、建築後 30 年（既に超えている施設も含む。）で大規模改修、60 年で建替えを行うこととして算出。

※「検討」の施設は、結論が出るまでは使用することから、継続する施設と同様に算出。

※維持管理費は、施設のランニングコスト（過去 3 か年の平均）を計上し、人件費、減価償却費は含めない。

(4) 産業系施設

市内に在住又は在勤する満15歳以上35歳未満の勤労青少年の保護及び健全な育成並びに福祉の増進を図り、労働生産性の向上に資することを目的に勤労青少年ホームを、また、市内に在住する女性労働者及び勤労者家庭の女性の教養の向上と福祉の増進を図ることを目的に働く女性の家を、複合施設として設置しています。

a 施設概要

施設 No.	施設名	所在地	地区名	所管課
①	古河市勤労青少年ホーム・古河市働く女性の家（サークル館）	北利根10番地	総和	商工政策課

【施設の位置図】



b 現状と課題

施設 No.	施設名	建築年	法定耐用年数(年)	経過年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者数(人)
①	古河市勤労青少年ホーム・古河市働く女性の家（サークル館）	S51	50	43	1,288	指定管理	委3	22,406 (15,418)	0 (16,073)	25,900

※支出・収入の欄の上段は市の収支額、下段は指定管理者の収支額

① 古河市勤労青少年ホーム・古河市働く女性の家（サークル館）

勤労青少年ホーム及び働く女性の家は、鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積は1288㎡。昭和51年に建設した新耐震基準以前の建物で、建築から43年が経過し老朽化が進んでいます。

開館日・開館時間は、年末年始を除く毎日、8時30分から22時までで、管理運営は指定管理者制度で行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は15,418千円で、指定管理料（15,840千円）のほか、利用料金（174千円）、その他（59千円）など合計16,073千円の収入があります。

市の支出額は、指定管理料（15,840千円）のほか修繕料として約400千円、保険料10千円、

使用料 119 千円、職員人件費として約 6,037 千円、合計 22,406 千円となっています。

施設は、音楽室、茶室、会議室Ⅰ、会議室Ⅱ、工作室、和室、調理室、体育室、娯楽室、その他（ロビー、図書室）などで構成し、講習会（サマクラフト、ベビーリトミック、フラワーアレンジなど 38 回・約 500 人）や、軽運動（ベリーダンス、リンパドレナージュ、フラメンコなど 50 回・約 650 人）、サークル館祭り（地元中学校吹奏楽部の演奏や作品展示等・約 600 人）、青少年の就労相談（210 人）のほか、市民団体の自主的な活動で使用され、年間約 25,900 人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
音楽室	45	工作室	43
茶室	15	和室	42
会議室Ⅰ	9	調理室	7
会議室Ⅱ	19	体育室	45
娯楽室	75		

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

施設 No.	施設名	方向性		説明
		機能	建物	
①	古河市勤労青少年ホーム・古河市働く女性の家(サークル館)	移転	廃止	<p>【機能】 勤労青少年ホーム及び働く女性の家で実施している講座等は公民館等でも実施している講座と類似しており、市民の自主的なサークル活動などに利用されていること、また、周辺には、講座等が開催可能な類似の機能を備える公共施設が設置されていることから、他の公共施設への機能の移転について検討が必要です。就労相談等についても、健康の駅など他の公共施設でも対応が可能なことから、事業のあり方について検討が必要です。</p> <p>【建物】 新耐震基準以前の建物であり、建築から 43 年が経過し老朽化が進んでいます。 安全性が危惧されることから、機能については他の公共施設に移転することを含め、施設のあり方について検討が必要です。</p> <p>【管理運営】 施設の方向性が決まるまで当分の間、指定管理者制度で運営します。</p>

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【個別施設の方向性】

① 古河市勤労青少年ホーム・古河市働く女性の家（サークル館）

勤労青少年ホーム及び働く女性の家で実施している講座等は、公民館等でも実施している講座と類似しており、市民の自主的なサークル活動の場の提供は他の施設でも行っています。

また、周辺には、講座等が開催可能な類似の機能を備える公共施設を設置しており、他の公共施設を活用することで代替機能は確保することが可能となっています。

勤労青少年ホームでは、指定管理業者のキャリアコンサルタントが相談業務を行っていますが、ハローワーク古河及びジョブカフェいばらき、県西若者サポートステーションなどと連携し、他の公共施設を活用しての実施を検討します。

勤労青少年ホーム及び働く女性の家は、新耐震基準以前の建物であり、建築から43年経過し老朽化が進んでいます。他の公共施設に機能を移転し、代替策を講じた上で、施設の廃止について協議します。

【年度別スケジュール】

施設名	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度～2029年度 令和7年度～令和11年度
① 古河市勤労青少年ホーム・古河市働く女性の家（サークル館）	機能移転・廃止スケジュール検討		協議結果に基づき対応			

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

施設名	大規模改修等 (千円/10年間)	維持管理費 (千円/年)	備考
① 古河市勤労青少年ホーム・古河市働く女性の家（サークル館）	0	16,445	

※「継続」の施設については、公共施設等総合管理計画の更新費用算出と同様に、建築後30年（既に超えている施設も含む。）で大規模改修、60年で建替えを行うこととして算出。

※「検討」の施設は、結論が出るまでは使用することから、継続する施設と同様に算出。

※維持管理費は、施設のランニングコスト（過去3か年の平均）を計上し、人件費、減価償却費は含まない。

(5) 学校教育施設

ア 学校

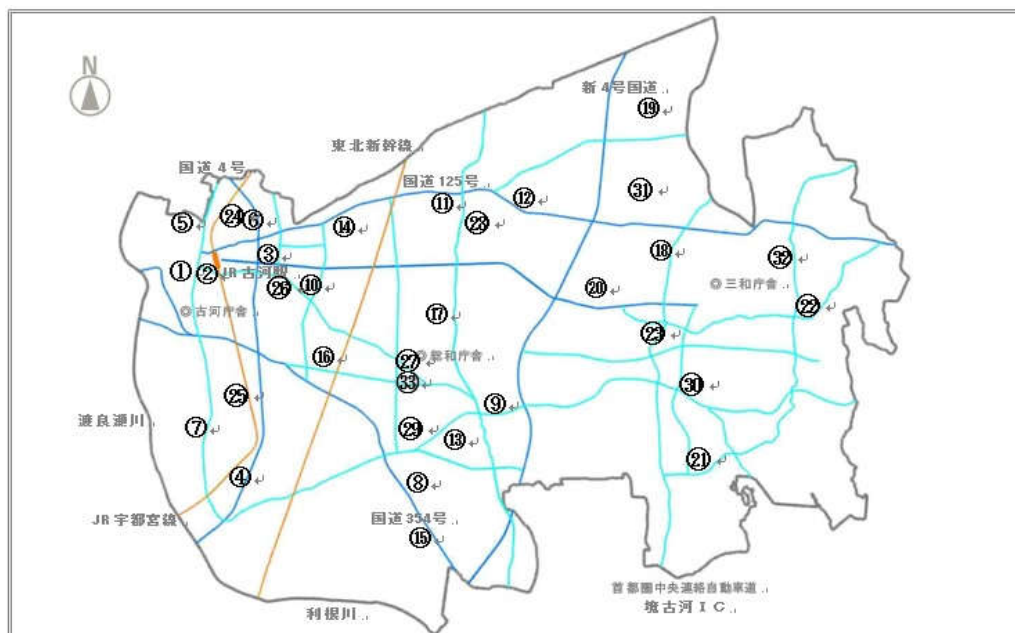
学校教育法に基づく、小学校 23 校（古河地区 7 校、総和地区 10 校、三和地区 6 校）及び中学校 9 校（各地区 3 校）の合計 32 校とセミナーハウスを設置しています。

○ 小中学校

a 施設概要

施設 No.	施設名	所在地	地区名	所管課
①	古河第一小学校	中央町三丁目 10 番 1 号	古河	学校教育施設課 教育総務課
②	古河第二小学校	本町二丁目 10 番 45 号		
③	古河第三小学校	旭町一丁目 18 番 4 号		
④	古河第四小学校	中田 1221 番地		
⑤	古河第五小学校	横山町三丁目 13 番 27 号		
⑥	古河第六小学校	北町 16 番 47 号		
⑦	古河第七小学校	三和 176 番地 1		
⑧	釈迦小学校	釈迦 271 番地	総和	
⑨	下大野小学校	下大野 734 番地 2		
⑩	上辺見小学校	上辺見 1164 番地		
⑪	小堤小学校	小堤 1815 番地 1		
⑫	上大野小学校	上大野 1425 番地		
⑬	駒羽根小学校	駒羽根 1364 番地		
⑭	西牛谷小学校	西牛谷 650 番地		
⑮	水海小学校	水海 542 番地 1		
⑯	下辺見小学校	下辺見 2400 番地		
⑰	中央小学校	下大野 1573 番地 20		
⑱	諸川小学校	諸川 1097 番地	三和	
⑲	駒込小学校	駒込 899 番地 3		
⑳	大和田小学校	大和田 822 番地		
㉑	八俣小学校	東山田 1814 番地		
㉒	名崎小学校	尾崎 4200 番地		
㉓	仁連小学校	仁連 607 番地		
㉔	古河第一中学校	常盤町 11 番 26 号	古河	
㉕	古河第二中学校	鴻巣 780 番地		
㉖	古河第三中学校	下山町 9 番 5 号		
㉗	総和中中学校	女沼 290 番地 1	総和	
㉘	総和北中学校	小堤 1775 番地		
㉙	総和南中学校	磯部 1773 番地		
㉚	三和中中学校	東山田 472 番地	三和	
㉛	三和北中学校	諸川 1995 番地		
㉜	三和東中学校	尾崎 4515 番地		

【施設の位置図】



b 現状と課題

施設 No.	施設名	建築年	法定耐用年数(年)	経過年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	教職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	児童・生徒数(人)
①	古河第一小学校	H27 H28	47 47	4 3	6,410	直管管理	県 24	29,960	0	315
②	古河第二小学校	H17 H28	47 47	14 3	6,679		県 29	46,396	0	440
③	古河第三小学校	S52 S58	47 47	42 36	5,241		県 25	24,616	0	309
④	古河第四小学校	S54 H14	47 47	40 16	6,529		県 30	31,190	0	480
⑤	古河第五小学校	S57 S59	47 47	37 35	4,020		県 14	23,615	0	117
⑥	古河第六小学校	H24 H25	47 47	7 6	7,059		県 29	28,384	0	499
⑦	古河第七小学校	S57 S58	47 47	37 36	5,785		県 33	29,001	0	548
⑧	釈迦小学校	S46 S55	47 47	48 39	4,585		県 14	22,789	0	109
⑨	下大野小学校	S51 S54	47 47	43 40	4,928		県 23	22,863	0	336
⑩	上辺見小学校	S48 S54	47 47	46 40	4,402		県 25	25,438	0	338
⑪	小堤小学校	S52 S53	47 47	42 41	5,697		県 14	21,705	0	211
⑫	上大野小学校	S53 S55	47 47	41 39	3,857		県 15	25,148	0	95
⑬	駒羽根小学校	S50 S53	47 47	44 41	4,656		県 22	18,926	0	289
⑭	西牛谷小学校	S54 S54	47 47	40 40	4,229		県 21	19,869	0	245
⑮	水海小学校	S56 S58	47 47	38 36	4,477		県 16	21,435	0	194
⑯	下辺見小学校	S57 S59	47 47	37 35	4,896		県 23	20,062	0	362
⑰	中央小学校	S61 S61	47 47	33 33	5,632		県 35	20,394	0	480

⑮	諸川小学校	S50 S53	47 47	44 41	5,917	県 34	24,170	0	499
⑯	駒込小学校	S57 S54	47 47	37 40	3,657	県 13	21,219	0	109
⑰	大和田小学校	S58 S54	47 47	36 40	3,148	県 13	19,611	0	79
⑱	八俣小学校	S53 S51	47 47	41 43	5,951	県 26	21,292	0	415
⑳	名崎小学校	S56 S53	47 47	38 41	6,046	県 30	22,731	0	438
㉑	仁連小学校	S59 S59	47 47	35 35	5,501	県 17	23,342	0	227
㉒	古河第一中学校	S48 S47	47 47	46 47	9,166	県 33	33,025	0	432
㉓	古河第二中学校	S61 S56	47 47	33 38	9,662	県 45	37,558	0	571
㉔	古河第三中学校	S59 S59	47 47	35 35	7,168	県 30	33,269	0	357
㉕	総和中学校	H20 H8	47 47	11 23	9,720	県 40	35,554	0	554
㉖	総和北中学校	S53 S54	47 47	41 40	6,746	県 24	36,045	0	264
㉗	総和南中学校	S56 S57	47 47	38 37	7,688	県 33	32,103	0	451
㉘	三和中学校	H1 H1	47 47	30 30	9,436	県 29	33,395	0	339
㉙	三和北中学校	S60 S60	47 47	34 34	8,153	県 28	43,397	0	351
㉚	三和東中学校	S62 S62	47 47	32 32	7,877	県 23	33,470	0	206

※1 「建築年」「法定耐用年数」「経過年数」の上段は「校舎」、下段は「体育館」の建築年を記載。

なお、校舎が複数の棟によって構成されている場合は、延床面積が最も大きい主要建物の建築年を記載。

※2 耐用年数は、文部科学省告示の「処分制限期間」ではなく、財務省令に基づく「減価償却資産の耐用年数」による。

※3 延床面積は、原則として建物全体の面積を記載

※4 支出額については、平成30年度の管理運営費（施設の管理運営に係る人件費相当額含む。教職員等の人件費は除く。）

※5 児童・生徒数については、平成30年度学校基本調査（平成30年5月1日現在）の実績。

小中学校は、原則、土日祝日、夏季・冬季・春季における休業日を除き、毎日授業を実施しています。

学校の校舎・体育館は、耐震補強工事の実施を含め全て耐震対策を講じていますが、小学校73棟、中学校36棟の計109棟のうち、建築後30年を経過している校舎等が、小学校47棟（64.4%）、中学校24棟（66.7%）あり、全体的に老朽化が進んでいます。

小中学校の校舎トイレの洋式化率は市全体で87.5%（教職員用を除く）となっており、年次計画により段階的に改修を進めています。また、エアコンは、全小中学校の普通教室、図書室、保健室、パソコン室、校長室、職員室に設置しています。このほか、全小中学校には25mプールを設置していましたが、老朽化に伴い、一部使用できない学校については、市内温水プールを利用しています。各校のプールの使用期間は、概ね6月中旬から7月中旬までで、年間約30日間となっています。

学校の管理運営は直営で、主な支出内容は、光熱水費や修繕料となっています。学校の教職員と事務職員は県費負担で、用務職員は市費負担です。

各学校とも義務小中学校としての授業で普通教室・特別教室・体育館・グラウンドを使用していますが、学校の運営に支障のない範囲で体育館・グラウンドの地域開放を行っています。また、すべての学校が指定緊急避難場所（地震）に指定されており、一部の学校が指定緊急避難場所（洪水）や指定避難所に指定されています。

① 古河第一小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造2階建、延床面積は4,812㎡。体育館は、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積は1,295㎡。その他プール付属棟（鉄筋コンクリート造）など303㎡となっています。

校舎は平成27年に、体育館は平成28年に、それぞれ新耐震基準で建設した建物で、建築から校舎は4年、体育館は3年経過しています。

児童数は、平成18年の合併時に403人でしたが、平成30年度には315人に減少しており、令和7年度には308人程度まで減少する見込みです。

部屋数は38室あり、このうち、普通教室17室（特別支援学級4室を含む）、図書室などの特別教室12室を使用し、人件費（施設管理に係る人件費に限る。以下同様）を含む管理運営費は29,960千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

項目		平成18年度	平成30年度	令和7年度	備考
児童数（人）		403	315	308	令和7年度の数值は見込み。
普通教室数		16（4）	17（4）	16（4）	教室数の（）は特別支援学級数で内数
特別教室	教科で使用する教室	8	5	5	
	視聴覚、図書室等	2	2	2	
	特別活動室	1	3	3	
	教育相談室	0	2	2	
教職員用スペース		2	2	2	
その他スペース		14	7	8	
合計		43	38	38	

② 古河第二小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は5,197㎡。体育館は、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積は1,272㎡。その他プール付属棟（鉄筋コンクリート造）など210㎡となっています。

校舎は平成17年に、体育館は平成28年に、それぞれ新耐震基準で建設した建物で、建築から校舎は14年、体育館は3年経過しています。

児童数は、平成18年の合併時に491人でしたが、平成30年度には440人に減少しており、令和7年度には315人程度まで減少する見込みです。

部屋数は35室あり、このうち、普通教室18室（特別支援学級4室を含む）、図書室などの特別教室6室を使用しているほか、校舎の一部（1室）を放課後児童クラブが利用しています。人件費を含む管理運営費は46,396千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

項目		平成 18 年度	平成 30 年度	令和 7 年度	備考
児童数（人）		4 9 1	4 4 0	3 1 5	令和 7 年度の数値は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数
普通教室数		1 8（2）	1 8（4）	1 4（4）	
特別教室	教科で使用する教室	5	5	5	
	視聴覚、図書室等	2	1	1	
	特別活動室	1	0	0	
	教育相談室	2	0	0	
教職員用スペース		2	2	2	
その他スペース		5	9	1 3	
合計		3 5	3 5	3 5	

③ 古河第三小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造 3 階建、延床面積は 4,149 m²。体育館は、鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積は 876 m²。その他プール附属棟（鉄筋コンクリート造）など 216 m²となっています。

校舎は昭和 52 年に建設した新耐震基準以前の建物であり、平成 22 年に耐震補強工事を行っていますが、建築から 42 年経過し老朽化が進んでいます。体育館は昭和 58 年に新耐震基準で建設していますが、建築から 36 年経過し老朽化が進んでいます。

児童数は、平成 18 年の合併時に 379 人、平成 30 年度には 309 人に減少していましたが、令和 7 年度には 393 人程度まで増加する見込みです。

部屋数は 35 室あり、このうち、普通教室 16 室（特別支援学級 4 室を含む）、図書室などの特別教室 9 室を使用し、人件費を含む管理運営費は 24,616 千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

項目		平成 18 年度	平成 30 年度	令和 7 年度	備考
児童数（人）		3 7 9	3 0 9	3 9 3	令和 7 年度の数値は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数
普通教室数		1 5（3）	1 6（4）	1 6（4）	
特別教室	教科で使用する教室	6	6	6	
	視聴覚、図書室等	2	2	2	
	特別活動室	0	0	0	
	教育相談室	1	1	1	
教職員用スペース		2	2	2	
その他スペース		9	8	8	
合計		3 5	3 5	3 5	

④ 古河第四小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造 4 階建、延床面積は 5,165 m²。体育館は、鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積は 1,215 m²。その他プール附属棟（鉄筋コンクリート造）など 149 m²となっています。

校舎は昭和 54 年に建設した新耐震基準以前の建物であり、平成 13 年に耐震補強工事を実施し

ておりますが、建築から 40 年経過し老朽化が進んでいます。

体育館は平成 14 年に、新耐震基準で建設した建物で、建築から 16 年経過しています。

児童数は、平成 18 年の合併時に 609 人でしたが、平成 30 年度には 480 人に減少しており、令和 7 年度には 381 人程度まで減少する見込みです。

部屋数は 48 室あり、このうち、普通教室 18 室（特別支援学級 4 室を含む）、図書室などの特別教室 15 室を使用しているほか、校舎の一部（3 室）を放課後児童クラブが利用しています。人件費を含む管理運営費は 31,190 千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

項目		平成 18 年度	平成 30 年度	令和 7 年度	備考
児童数（人）		609	480	381	令和 7 年度の数值は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数
普通教室数		22（4）	18（4）	16（4）	
特別教室	教科で使用する教室	6	5	5	
	視聴覚、図書室等	2	1	1	
	特別活動室	1	8	8	
	教育相談室	1	1	1	
教職員用スペース		2	2	2	
その他スペース		14	13	15	
合計		48	48	48	

⑤ 古河第五小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造 3 階建、延床面積は 3,036 m²。体育館は、鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積は 877 m²。その他プール付属棟（鉄筋コンクリート造）など 107 m²となっています。

校舎は昭和 57 年に、体育館は昭和 59 年に、いずれも新耐震基準で建設した建物ですが、建築から校舎は 37 年、体育館は 35 年経過し老朽化が進んでいます。

児童数は、平成 18 年の合併時に 159 人でしたが、平成 30 年度には 117 人に減少しており、令和 7 年度には 103 人程度まで減少する見込みです。

部屋数は 27 室あり、このうち、普通教室 8 室（特別支援学級 2 室を含む）、図書室などの特別教室 10 室を使用しているほか、校舎の一部（1 室）を放課後児童クラブが利用しています。人件費を含む管理運営費は 23,615 千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

項目		平成 18 年度	平成 30 年度	令和 7 年度	備考
児童数（人）		159	117	103	令和 7 年度の数值は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数
普通教室数		9（2）	8（2）	8（2）	
特別教室	教科で使用する教室	5	6	6	
	視聴覚、図書室等	2	1	1	
	特別活動室	0	2	2	
	教育相談室	1	1	1	
教職員用スペース		2	2	2	
その他スペース		8	7	7	

合計	27	27	27	
----	----	----	----	--

⑥ 古河第六小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は5,670㎡。体育館は、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積は1,214㎡。その他プール付属棟（鉄筋コンクリート造）など107㎡となっています。

校舎は平成24年、体育館は平成25年に、いずれも新耐震基準で建設した建物で、建築から校舎は7年、体育館は6年経過しています。

児童数は、平成18年の合併時に646人でしたが、平成30年度には499人に減少しており、令和7年度には400人程度まで減少する見込みです。

部屋数は44室あり、このうち、普通教室21室（特別支援学級4室を含む）、図書室などの特別教室13室を使用しています。人件費を含む管理運営費は28,384千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

項目	平成18年度	平成30年度	令和7年度	備考
児童数（人）	646	499	400	令和7年度の数值は見込み。
普通教室数	22（3）	21（4）	16（4）	
特別教室	教科で使用する教室	5	5	教室数の（）は特別支援学級数で内数
	視聴覚、図書室等	2	2	
	特別活動室	0	3	
	教育相談室	0	3	
教職員用スペース	2	2	2	
その他スペース	17	8	13	
合計	48	44	44	

⑦ 古河第七小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は4,674㎡。体育館は、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積は873㎡。その他プール付属棟（鉄筋コンクリート造）など238㎡となっています。

校舎は昭和57年、体育館は昭和58年に、いずれも新耐震基準で建設した建物で、平成24年に南校舎の耐震補強工事、平成29年に校舎防水工事を実施していますが、建築から校舎は37年、体育館は36年経過し老朽化が進んでいます。

児童数は、平成18年の合併時に514人、平成30年度には548人に増加していましたが、令和7年度には466人程度まで減少する見込みです。

部屋数は40室あり、このうち、普通教室24室（特別支援学級6室を含む）、図書室などの特別教室7室を使用しています。人件費を含む管理運営費は29,001千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

項目	平成18年度	平成30年度	令和7年度	備考
児童数（人）	514	548	466	令和7年度の数值は見込み。
普通教室数	19（3）	24（6）	20（6）	

特別教室	教科で使用する教室	5	5	5	教室数の（）は 特別支援学級数で内 数
	視聴覚、図書室等	2	2	2	
	特別活動室	1	0	0	
	教育相談室	0	0	0	
教職員用スペース	2	2	2		
その他スペース	11	7	11		
合計		40	40	40	

⑧ 釈迦小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は3,476㎡。体育館は、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積は878㎡。その他プール付属棟（鉄筋コンクリート造）など231㎡となっています。

校舎は昭和46年、体育館は昭和55年に、いずれも新耐震基準以前に建設した建物であり、平成22年に校舎、平成25年に体育館の耐震補強工事を実施していますが、建築から校舎が48年、体育館が39年経過し老朽化が進んでいます。

児童数は、平成18年の合併時に159人、平成30年度には109人に減少していましたが、令和7年度には121人程度まで増加する見込みです。

部屋数は22室あり、このうち、普通教室10室（特別支援学級4室を含む）、図書室などの特別教室7室を使用しているほか、校舎の一部（1室）を放課後児童クラブが利用しています。人件費を含む管理運営費は22,789千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

項目	平成18年度	平成30年度	令和7年度	備考	
児童数（人）	159	109	121	令和7年度の数値は 見込み。	
普通教室数	9（2）	10（4）	10（4）		
特別教室	教科で使用する教室	4	5	5	教室数の（）は 特別支援学級数で内 数
	視聴覚、図書室等	2	2	2	
	特別活動室	1	0	0	
	教育相談室	0	0	0	
教職員用スペース	2	2	2		
その他スペース	4	3	3		
合計		22	22	22	

⑨ 下大野小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は3,835㎡。体育館は、鉄骨鉄筋コンクリート造2階建、延床面積880㎡。その他プール付属棟（鉄筋コンクリート造）など213㎡となっています。

校舎は昭和51年、体育館は昭和54年に、いずれも新耐震基準以前に建設した建物であり、平成22年に校舎、平成26年に体育館の耐震補強工事を実施していますが、建築から校舎が43年、体育館が40年経過し老朽化が進んでいます。

児童数は、平成18年の合併時に363人でしたが、平成30年度には336人に減少しており、

令和7年度には264人程度まで減少する見込みです。

部屋数は33室あり、このうち、普通教室17室（特別支援学級5室を含む）、図書室などの特別教室6室を使用しているほか、校舎の一部（1室）を放課後児童クラブが利用しています。人件費を含む管理運営費は22,863千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

項目		平成18年度	平成30年度	令和7年度	備考
児童数（人）		363	336	264	令和7年度の数値は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数
普通教室数		15（3）	17（5）	15（5）	
特別教室	教科で使用する教室	5	4	4	
	視聴覚、図書室等	2	2	2	
	特別活動室	0	0	0	
	教育相談室	0	0	0	
教職員用スペース		2	2	2	
その他スペース		9	8	10	
合計		33	33	33	

⑩ 上辺見小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は3,404㎡。体育館は、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積879㎡。その他プール附属棟（鉄筋コンクリート造）など119㎡となっています。

校舎は昭和48年、体育館は昭和54年に、いずれも新耐震基準以前に建設した建物であり、平成21年に校舎、平成22年に体育館の耐震補強工事を実施していますが、建築から校舎が46年、体育館が40年経過し老朽化が進んでいます。

児童数は、平成18年の合併時に363人、平成30年度に338人に減少していましたが、令和7年度には440人程度まで増加する見込みです。

部屋数は33室あり、このうち、普通教室17室（特別支援学級5室を含む）、図書室などの特別教室7室を使用しているほか、校舎の一部（1室）を放課後児童クラブが利用しています。人件費を含む管理運営費は25,438千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

項目		平成18年度	平成30年度	令和7年度	備考
児童数（人）		363	338	440	令和7年度の数値は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数
普通教室数		16（4）	17（5）	17（5）	
特別教室	教科で使用する教室	5	4	4	
	視聴覚、図書室等	2	1	1	
	特別活動室	0	2	2	
	教育相談室	0	0	0	
教職員用スペース		2	2	2	
その他スペース		8	7	7	
合計		33	33	33	

⑪ 小堤小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は4,674㎡。体育館は、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積879㎡。その他プール附属棟（鉄筋コンクリート造）など144㎡となっています。

校舎は昭和52年、体育館は昭和53年に、いずれも新耐震基準以前に建設した建物であり、平成22年に校舎、平成25年に体育館の耐震補強工事を実施していますが、建築から校舎が42年、体育館が41年経過し老朽化が進んでいます。

児童数は、平成18年の合併時に291人でしたが、平成30年度に211人に減少しており、令和7年度には175人程度まで減少する見込みです。

部屋数は36室あり、このうち、普通教室9室（特別支援学級3室を含む）、図書室などの特別教室17室を使用しているほか、校舎の一部（1室）を放課後児童クラブが利用しています。人件費を含む管理運営費は21,705千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

項目		平成18年度	平成30年度	令和7年度	備考
児童数（人）		291	211	175	令和7年度の数値は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数
普通教室数		14（3）	9（3）	9（3）	
特別教室	教科で使用する教室	4	4	4	
	視聴覚、図書室等	2	2	2	
	特別活動室	1	10	10	
	教育相談室	2	1	1	
教職員用スペース		2	2	2	
その他スペース		11	8	8	
合計		36	36	36	

⑫ 上大野小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は2,947㎡。体育館は鉄筋コンクリート造2階建、延床面積788㎡。その他プール附属棟（鉄筋コンクリート造）など122㎡となっています。

校舎は昭和53年に建設した新耐震基準以前の建物であり、平成24年に耐震補強工事を実施していますが、建築から41年経過し老朽化が進んでいます。体育館は昭和55年に建設した新耐震基準以前の建物であり、平成16年に耐震診断を行い、耐震基準を満たしている判定を受けており、建築から39年経過しています。

児童数は、平成18年の合併時に117人でしたが、平成30年度に95人に減少しており、令和7年度には45人程度まで減少する見込みです。

部屋数は24室あり、このうち、普通教室9室（特別支援学級3室を含む）、図書室などの特別教室6室を使用しているほか、校舎の一部（1室）を放課後児童クラブが利用しています。人件費を含む管理運営費は25,148千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

項目		平成 18 年度	平成 30 年度	令和 7 年度	備考
児童数（人）		1 1 7	9 5	4 5	令和 7 年度の数値は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数
普通教室数		8（2）	9（3）	9（3）	
特別教室	教科で使用する教室	4	4	4	
	視聴覚、図書室等	2	2	2	
	特別活動室	1	0	0	
	教育相談室	0	0	0	
教職員用スペース		2	2	2	
その他スペース		7	7	7	
合計		2 4	2 4	2 4	

⑬ 駒羽根小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造 3 階建、延床面積は 3,626 m²。体育館は鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積 879 m²。その他プール付属棟（鉄筋コンクリート造）など 151 m²となっています。

校舎は昭和 50 年に、体育館は昭和 53 年に、いずれも新耐震基準以前に建設した建物であり、校舎は平成 23 年に北校舎、平成 24 年に南校舎を、体育館は平成 26 年に耐震補強工事を実施していますが、建築から校舎は 44 年、体育館は 41 年経過し老朽化が進んでいます。

児童数は、平成 18 年の合併時に 278 人、平成 30 年度に 289 人に増加していましたが、令和 7 年度には 202 人程度まで減少する見込みです。

部屋数は 30 室あり、このうち、普通教室 15 室（特別支援学級 4 室を含む）、図書室などの特別教室 8 室を使用しています。人件費を含む管理運営費は 18,926 千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

項目		平成 18 年度	平成 30 年度	令和 7 年度	備考
児童数（人）		2 7 8	2 8 9	2 0 2	令和 7 年度の数値は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数
普通教室数		1 1（1）	1 5（4）	1 0（4）	
特別教室	教科で使用する教室	5	4	4	
	視聴覚、図書室等	2	2	2	
	特別活動室	0	2	2	
	教育相談室	0	0	0	
教職員用スペース		2	2	2	
その他スペース		1 0	5	1 0	
合計		3 0	3 0	3 0	

⑭ 西牛谷小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造 3 階建、延床面積は 3,232 m²。体育館は鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積 875 m²。その他プール付属棟（鉄筋コンクリート造）など 122 m²となっています。

校舎、体育館とも昭和 54 年に新耐震基準以前に建設した建物であり、校舎は平成 26 年に、体

育館は平成 24 年に耐震補強工事を実施していますが、建築から 40 年経過し老朽化が進んでいます。

児童数は、平成 18 年の合併時に 230 人、平成 30 年度に 245 人に増加しており、令和 7 年度には 282 人程度まで増加する見込みです。

部屋数は 27 室あり、このうち、普通教室 14 室（特別支援学級 4 室を含む）、図書室などの特別教室 6 室を使用しているほか、校舎の一部（1 室）を放課後児童クラブが利用しています。人件費を含む管理運営費は 19,869 千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

項目		平成 18 年度	平成 30 年度	令和 7 年度	備考
児童数（人）		230	245	282	令和 7 年度の数值は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数
普通教室数		9（1）	14（4）	15（4）	
特別教室	教科で使用する教室	5	4	4	
	視聴覚、図書室等	2	2	2	
	特別活動室	0	0	0	
	教育相談室	0	0	0	
教職員用スペース		2	2	2	
その他スペース		9	5	4	
合計		27	27	27	

⑮水海小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造 3 階建、延床面積は 3,415 m²。体育館は鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積 864 m²。その他プール付属棟（鉄筋コンクリート造）など 198 m²となっています。

校舎は昭和 56 年に新耐震基準以前に建設した建物であり、平成 26 年に耐震補強工事を実施しています。体育館は昭和 58 年に新耐震基準で建設しています。建築から校舎は 38 年、体育館は 36 年経過し老朽化が進んでいます。

児童数は、平成 18 年の合併時に 225 人でしたが、平成 30 年度に 194 人に減少しており、令和 7 年度には 178 人程度まで減少する見込みです。

部屋数は 30 室あり、このうち、普通教室 9 室（特別支援学級 3 室を含む）、図書室などの特別教室 10 室を使用しているほか、校舎の一部（1 室）を放課後児童クラブが利用しています。人件費を含む管理運営費は 21,435 千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

項目		平成 18 年度	平成 30 年度	令和 7 年度	備考
児童数（人）		225	194	178	令和 7 年度の数值は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数
普通教室数		9（2）	9（3）	9（3）	
特別教室	教科で使用する教室	5	5	5	
	視聴覚、図書室等	2	2	2	
	特別活動室	0	2	2	
	教育相談室	0	1	1	
教職員用スペース		2	2	2	

その他スペース	12	9	9	
合計	30	30	30	

⑯ 下辺見小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は3,865㎡。体育館は鉄筋コンクリート造2階建、延床面積864㎡。その他プール付属棟（鉄筋コンクリート造）など167㎡となっています。

校舎は昭和57年に、体育館は昭和59年に、いずれも新耐震基準で建設した建物ですが、建築から校舎は37年、体育館は35年経過し老朽化が進んでいます。

児童数は、平成18年の合併時に351人、平成30年度に362人に増加していましたが、令和7年度には329人程度まで減少する見込みです。

部屋数は33室あり、このうち、普通教室16室（特別支援学級4室を含む）、図書室などの特別教室7室を使用しているほか、校舎の一部（1室）を放課後児童クラブが利用しています。人件費を含む管理運営費は20,062千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

項目	平成18年度	平成30年度	令和7年度	備考
児童数（人）	351	362	329	令和7年度の数值は見込み。
普通教室数	15（3）	16（4）	16（4）	教室数の（）は特別支援学級数で内数
特別教室	教科で使用する教室	5	5	
	視聴覚、図書室等	2	2	
	特別活動室	0	0	
	教育相談室	0	0	
教職員用スペース	2	2	2	
その他スペース	9	8	8	
合計	33	33	33	

⑰ 中央小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造2階建、延床面積は4,589㎡。体育館は鉄筋コンクリート造2階建、延床面積884㎡。その他プール付属棟（鉄筋コンクリート造）など159㎡となっています。

校舎、体育館とも昭和61年に新耐震基準で建設した建物で、建築から33年経過し老朽化が進んでいます。なお、校舎は平成30年に屋上防水改修工事を実施しています。

児童数は、平成18年の合併時に520人、平成30年度に480人に減少していましたが、令和7年度には487人程度まで増加する見込みです。

部屋数は36室あり、このうち、普通教室19室（特別支援学級5室を含む）、図書室などの特別教室9室を使用しています。人件費を含む管理運営費は20,394千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

項目	平成18年度	平成30年度	令和7年度	備考
児童数（人）	520	480	487	令和7年度の数值は見込み。
普通教室数	20（3）	19（5）	21（5）	

特別教室	教科で使用する教室	4	4	4	教室数の（）は 特別支援学級数で内 数
	視聴覚、図書室等	2	1	1	
	特別活動室	0	4	4	
	教育相談室	0	0	0	
教職員用スペース	2	2	2		
その他スペース	8	6	4		
合計		36	36	36	

⑱ 諸川小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は4,655㎡。体育館は鉄骨造2階建、延床面積1,077㎡。その他プール附属棟（鉄筋コンクリート造）など185㎡となっています。

校舎は昭和50年に、体育館は昭和53年に、いずれも新耐震基準以前に建設した建物であり、建築から校舎は44年、体育館は41年経過し老朽化が進んでいます。校舎は平成13年および平成18年に、体育館は平成16年に耐震補強工事を実施しています。

児童数は、平成18年の合併時に517人でしたが、平成30年度に499人に減少しており、令和7年度には487人程度まで減少する見込みです。

部屋数は39室あり、このうち、普通教室21（特別支援学級6室を含む）、図書室などの特別教室10室を使用しています。人件費を含む管理運営費は24,170千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

項目	平成18年度	平成30年度	令和7年度	備考
児童数（人）	517	499	487	令和7年度の数值は 見込み。
普通教室数	20（3）	21（6）	21（6）	
特別教室	教科で使用する教室	4	4	教室数の（）は 特別支援学級数で内 数
	視聴覚、図書室等	3	2	
	特別活動室	0	3	
	教育相談室	1	1	
教職員用スペース	2	2	2	
その他スペース	9	6	6	
合計		39	39	39

⑲ 駒込小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は2,817㎡。体育館は鉄骨造2階建、延床面積730㎡。その他プール附属棟（鉄筋コンクリート造）など110㎡となっています。

校舎は昭和57年に新耐震基準で建設した建物で、建築から37年経過しています。体育館は昭和54年に建設した新耐震基準以前の建物であり、平成20年に耐震診断を行い、耐震基準を満たしていると判定を受けています。平成29年に大規模改修工事を実施していますが、建築から40年経過し老朽化が進んでいます。

児童数は、平成18年の合併時に157人、平成30年度に109人に減少していましたが、令

和7年度には128人程度まで増加する見込みです。

部屋数は27室あり、このうち、普通教室8室（特別支援学級2室を含む）、図書室などの特別教室6室を使用しているほか、校舎の一部（1室）を放課後児童クラブが利用しています。人件費を含む管理運営費は21,219千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

項目		平成18年度	平成30年度	令和7年度	備考
児童数（人）		157	109	128	令和7年度の数値は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数
普通教室数		8（2）	8（2）	8（2）	
特別教室	教科で使用する教室	5	4	4	
	視聴覚、図書室等	2	1	1	
	特別活動室	0	1	1	
	教育相談室	0	0	0	
教職員用スペース		2	2	2	
その他スペース		10	11	11	
合計		27	27	27	

⑩ 大和田小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は2,318㎡。体育館は鉄骨造2階建、延床面積749㎡。その他プール付属棟（鉄筋コンクリート造）など81㎡となっています。

校舎は昭和58年に新耐震基準で建設した建物で、建築から36年経過し老朽化が進んでいます。体育館は昭和54年に建設した新耐震基準以前の建物であり、平成26年に耐震補強工事を実施していますが、建築から40年経過し老朽化が進んでいます。

児童数は、平成18年の合併時に116人でしたが、平成30年度に79人に減少しており、令和7年度には56人程度まで減少する見込みです。

部屋数は21室あり、このうち、普通教室8室（特別支援学級2室を含む）、図書室などの特別教室6室を使用しています。人件費を含む管理運営費は19,611千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

項目		平成18年度	平成30年度	令和7年度	備考
児童数（人）		116	79	56	令和7年度の数値は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数
普通教室数		8（2）	8（2）	8（2）	
特別教室	教科で使用する教室	4	4	4	
	視聴覚、図書室等	2	2	2	
	特別活動室	0	0	0	
	教育相談室	0	0	0	
教職員用スペース		2	2	2	
その他スペース		5	5	5	
合計		21	21	21	

㊸ 八俣小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造4階建、延床面積は5,065㎡。体育館は鉄骨造2階建、延床面積754㎡。その他プール付属棟（鉄筋コンクリート造）など132㎡となっています。

校舎は昭和53年に、体育館は昭和51年に、いずれも新耐震基準以前に建設した建物であり、建築から校舎は41年、体育館は43年経過し老朽化が進んでいます。校舎は平成15年に、体育館は平成14年に耐震補強工事を実施しています。

児童数は、平成18年の合併時に524人でしたが、平成30年度に415人に減少しており、令和7年度には278人程度まで減少する見込みです。

部屋数は43室あり、このうち、普通教室17室（特別支援学級4室を含む）、図書室などの特別教室14室を使用しています。人件費を含む管理運営費は21,292千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

項目		平成18年度	平成30年度	令和7年度	備考
児童数（人）		524	415	278	令和7年度の数值は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数
普通教室数		19（4）	17（4）	15（4）	
特別教室	教科で使用する教室	7	6	6	
	視聴覚、図書室等	2	2	2	
	特別活動室	0	5	5	
	教育相談室	0	1	1	
教職員用スペース		2	2	2	
その他スペース		13	10	12	
合計		43	43	43	

㊹ 名崎小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は5,140㎡。体育館は鉄骨造2階建、延床面積755㎡。その他プール付属棟（鉄筋コンクリート造）など151㎡となっています。

校舎は昭和56年に、体育館は昭和53年に、いずれも新耐震基準以前に建設した建物であり、建築から校舎は38年、体育館は41年経過し老朽化が進んでいます。なお、校舎は平成25年に、体育館は平成17年に耐震補強工事を実施しています。

児童数は、平成18年の合併時に570人でしたが、平成30年度に438人に減少しており、令和7年度には308人程度まで減少する見込みです。

部屋数は40室あり、このうち、普通教室19室（特別支援学級7室を含む）、図書室などの特別教室11室を使用しているほか、校舎の一部（1室）を放課後児童クラブが利用しています。人件費を含む管理運営費は22,731千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

項目		平成18年度	平成30年度	令和7年度	備考
児童数（人）		570	438	308	令和7年度の数值は見込み。
普通教室数		21（2）	19（7）	13（7）	

特別教室	教科で使用する教室	5	5	5	教室数の（）は 特別支援学級数で内 数
	視聴覚、図書室等	2	1	1	
	特別活動室	0	4	4	
	教育相談室	1	1	1	
教職員用スペース	2	2	2		
その他スペース	9	8	14		
合計		40	40	40	

㊸ 仁連小学校

主な建物は、校舎、体育館などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は4,415㎡。体育館は鉄筋コンクリート造2階建、延床面積946㎡。その他プール附属棟（鉄筋コンクリート造）など140㎡となっています。

校舎、体育館ともに昭和59年に新耐震基準で建設した建物で、建築から35年経過し老朽化が進んでいます。

児童数は、平成18年の合併時に317人でしたが、平成30年度に227人に減少しており、令和7年度には175人程度まで減少する見込みです。

部屋数は39室あり、このうち、普通教室11室（特別支援学級3室を含む）、図書室などの特別教室17室を使用しているほか、校舎の一部（1室）を放課後児童クラブが利用しています。人件費を含む管理運営費は23,342千円となっています。

【児童数及び教室数の推移】

項目		平成18年度	平成30年度	令和7年度	備考
児童数（人）		317	227	175	令和7年度の数値は見込み。
普通教室数		15（3）	11（3）	9（3）	
特別教室	教科で使用する教室	7	6	6	教室数の（）は 特別支援学級数で内数
	視聴覚、図書室等	3	3	3	
	特別活動室	0	7	7	
	教育相談室	1	1	1	
教職員用スペース		2	2	2	
その他スペース		11	9	11	
合計		39	39	39	

㊹ 古河第一中学校

主な建物は、校舎、体育館、柔剣道場などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造4階建、延床面積は6,874㎡。体育館は鉄筋コンクリート造2階建、延床面積1,553㎡。その他柔剣道場（鉄筋コンクリート造・422㎡）など739㎡となっています。

校舎は昭和48年、体育館は昭和47年にいずれも新耐震基準以前に建設した建物であり、建築から校舎は46年、体育館は47年経過し老朽化が進んでいます。校舎は、普通教室棟は平成14年に、特別教室棟は平成25年に耐震補強工事を実施していますが、体育館は平成20年に耐震診断を行い、耐震基準を満たしている判定を受けています。

生徒数は、平成18年の合併時に602人でしたが、平成30年度に432人に減少しており、令和

7年度には399人程度まで減少する見込みです。

部屋数は57室あり、このうち、普通教室18室（特別支援学級5室を含む）、図書室などの特別教室24室を使用しています。人件費を含む管理運営費は33,025千円となっています。

【生徒数及び教室数の推移】

項目		平成18年度	平成30年度	令和7年度	備考
生徒数（人）		602	432	399	令和7年度の数值は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数
普通教室数		18（2）	18（5）	17（5）	
特別教室	教科で使用する教室	12	10	10	
	視聴覚、図書室等	3	3	3	
	特別活動室	1	8	8	
	教育相談室	3	3	3	
教職員用スペース		2	2	2	
その他スペース		18	13	14	
合計		57	57	57	

㊦ 古河第二中学校

主な建物は、校舎、体育館、柔剣道場などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は7,468㎡。体育館は鉄筋コンクリート造2階建、延床面積1,550㎡。その他柔剣道場（鉄筋コンクリート造・300㎡）など644㎡となっています。

校舎は昭和61年に新耐震基準で、体育館は昭和56年に新耐震基準以前に建設した建物であり、建築から校舎は33年、体育館は38年経過し老朽化が進んでいます。体育館は平成23年に耐震補強工事を実施しています。

生徒数は、平成18年の合併時に809人、平成30年度に571人に減少していましたが、令和7年度には632人程度まで増加する見込みです。

部屋数は53室あり、このうち、普通教室23室（特別支援学級6室を含む）、図書室などの特別教室17室を使用しています。人件費を含む管理運営費は37,558千円となっています。

【生徒数及び教室数の推移】

項目		平成18年度	平成30年度	令和7年度	備考
生徒数（人）		809	571	632	令和7年度の数值は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数
普通教室数		25（4）	23（6）	23（6）	
特別教室	教科で使用する教室	9	9	9	
	視聴覚、図書室等	2	2	2	
	特別活動室	1	3	3	
	教育相談室	2	3	3	
教職員用スペース		2	2	2	
その他スペース		12	11	11	
合計		53	53	53	

②⑥ 古河第三中学校

主な建物は、校舎、体育館、柔剣道場などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は5,235㎡。体育館は鉄筋コンクリート造2階建、延床面積1,447㎡。その他柔剣道場（鉄骨造・261㎡）など486㎡となっています。

校舎、体育館とも昭和59年に新耐震基準で建設した建物で、建築から35年経過し老朽化が進んでいます。

生徒数は、平成18年の合併時に304人、平成30年度に357人に増加していましたが、令和7年度には314人程度まで減少する見込みです。

部屋数は42室あり、このうち、普通教室16室（特別支援学級5室を含む）、図書室などの特別教室19室を使用しています。人件費を含む管理運営費は33,269千円となっています。

【生徒数及び教室数の推移】

項目		平成18年度	平成30年度	令和7年度	備考
生徒数（人）		304	357	314	令和7年度の数值は見込み。
普通教室数		11（2）	16（5）	14（5）	
特別教室	教科で使用する教室	9	9	9	教室数の（）は特別支援学級数で内数
	視聴覚、図書室等	3	3	3	
	特別活動室	1	2	2	
	教育相談室	2	5	5	
教職員用スペース		2	2	2	
その他スペース		14	5	7	
合計		42	42	42	

②⑦ 総和中学校

主な建物は、校舎、体育館、柔剣道場などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は7,146㎡。体育館は鉄筋コンクリート造2階建、延床面積1,335㎡。その他柔剣道場（鉄筋コンクリート造・605㎡）など1,239㎡となっています。

校舎は平成20年に、体育館は平成8年に、いずれも新耐震基準で建設した建物で、建築から校舎は11年、体育館は23年経過しています。

生徒数は、平成18年の合併時に581人、平成30年度に554人に減少していましたが、令和7年度には570人程度まで増加する見込みです。

部屋数は48室あり、このうち、普通教室19室（特別支援学級2室を含む）、図書室などの特別教室17室を使用しています。人件費を含む管理運営費は35,554千円となっています。

【生徒数及び教室数の推移】

項目		平成18年度	平成30年度	令和7年度	備考
生徒数（人）		581	554	570	令和7年度の数值は見込み。
普通教室数		19（4）	19（2）	19（4）	
特別教室	教科で使用する教室	11	9	9	教室数の（）は特別支援学級数で内数
	視聴覚、図書室等	3	2	2	
	特別活動室	1	1	1	
	教育相談室	2	5	5	

教職員用スペース	2	2	2	
その他スペース	18	10	10	
合計	56	48	48	

㊸ 総和北中学校

主な建物は、校舎、体育館、柔剣道場などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は4,564㎡。体育館は鉄筋コンクリート造2階建、延床面積1,229㎡。その他柔剣道場（鉄筋コンクリート造・610㎡）など953㎡となっています。

校舎は昭和53年に、体育館は昭和54年に、いずれも新耐震基準以前に建設した建物であり、校舎、体育館とも平成21年に耐震補強工事を実施していますが、建築から校舎は41年、体育館は40年経過し老朽化が進んでいます。

生徒数は、平成18年の合併時に358人でしたが、平成30年度に264人に減少しており、令和7年度には222人程度まで減少する見込みです。

部屋数は35室あり、このうち、普通教室10室（特別支援学級2室を含む）、図書室などの特別教室17室を使用しています。人件費を含む管理運営費は36,045千円となっています。

【生徒数及び教室数の推移】

項目		平成18年度	平成30年度	令和7年度	備考
生徒数（人）		358	264	222	令和7年度の数値は見込み。
普通教室数		13（2）	10（2）	8（2）	
特別教室	教科で使用する教室	7	8	8	教室数の（ ）は特別支援学級数で内数
	視聴覚、図書室等	3	3	3	
	特別活動室	1	4	4	
	教育相談室	2	2	2	
教職員用スペース		2	2	2	
その他スペース		7	6	8	
合計		35	35	35	

㊹ 総和南中学校

主な建物は、校舎、体育館、柔剣道場などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は5,480㎡。体育館は鉄筋コンクリート造2階建、延床面積1,252㎡。その他柔剣道場（鉄筋コンクリート造・609㎡）など956㎡となっています。

校舎は昭和56年に建設した新耐震基準以前の建物で、体育館は昭和57年に新耐震基準で建設した建物であり、建築から校舎は38年、体育館は37年経過し老朽化が進んでいます。校舎は平成23年に耐震補強工事を実施しています。

生徒数は、平成18年の合併時に521人でしたが、平成30年度に451人に減少しており、令和7年度には433人程度まで減少する見込みです。

部屋数は44室あり、このうち、普通教室18室（特別支援学級4室を含む）、図書室などの特別教室14室を使用しています。人件費を含む管理運営費は32,103千円となっています。

【生徒数及び教室数の推移】

項目		平成 18 年度	平成 30 年度	令和 7 年度	備考
生徒数 (人)		5 2 1	4 5 1	4 3 3	令和 7 年度の数值は見込み。 教室数の () は特別支援学級数で内数
普通教室数		1 8 (3)	1 8 (4)	1 7 (5)	
特別教室	教科で使用する教室	9	9	9	
	視聴覚、図書室等	2	2	2	
	特別活動室	1	1	1	
	教育相談室	0	2	2	
教職員用スペース		2	2	2	
その他スペース		1 2	1 0	1 1	
合計		4 4	4 4	4 4	

⑩ 三和中学校

主な建物は、校舎、体育館、柔剣道場などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造4階建、延床面積は6,580㎡。体育館は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積1,582㎡。その他柔剣道場（鉄骨造・527㎡）など1,274㎡となっています。

校舎、体育館とも平成元年に新耐震基準で建設した建物で、建築から30年経過しています。

生徒数は、平成18年の合併時に508人でしたが、平成30年度に339人に減少しており、令和7年度には295人程度まで減少する見込みです。

部屋数は54室あり、このうち、普通教室13室（特別支援学級3室を含む）、図書室などの特別教室23室を使用しています。人件費を含む管理運営費は33,395千円となっています。

【生徒数及び教室数の推移】

項目		平成 18 年度	平成 30 年度	令和 7 年度	備考
生徒数 (人)		5 0 8	3 3 9	2 9 5	令和 7 年度の数值は見込み。 教室数の () は特別支援学級数で内数
普通教室数		1 7 (3)	1 3 (3)	1 2 (3)	
特別教室	教科で使用する教室	1 0	1 0	1 0	
	視聴覚、図書室等	2	2	2	
	特別活動室	1	8	8	
	教育相談室	1	3	3	
進路資料・指導室		1	3	3	
教職員用スペース		2	5	5	
その他スペース		2 0	1 0	1 1	
合計		5 4	5 4	5 4	

⑪ 三和北中学校

主な建物は、校舎、体育館、柔剣道場などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造4階建、延床面積は5,932㎡。体育館は鉄筋コンクリート造2階建、延床面積1,410㎡。その他柔剣道場（鉄骨造・523㎡）など811㎡となっています。

校舎、体育館とも昭和60年に新耐震基準で建設した建物で、建築から34年経過しています。

生徒数は、平成18年の合併時に446人でしたが、平成30年度に351人に減少しており、令和

7年度には345人程度まで減少する見込みです。

部屋数は43室あり、このうち、普通教室14室（特別支援学級3室を含む）、図書室などの特別教室18室を使用しています。人件費を含む管理運営費は43,397千円となっています。

【生徒数及び教室数の推移】

項目		平成18年度	平成30年度	令和7年度	備考
生徒数（人）		446	351	345	令和7年度の数値は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数
普通教室数		15（3）	14（3）	12（3）	
特別教室	教科で使用する教室	10	10	10	
	視聴覚、図書室等	2	2	2	
	特別活動室	0	5	5	
	教育相談室	1	1	1	
進路資料・指導室		0	1	1	
教職員用スペース		2	2	2	
その他スペース		13	8	10	
合計		43	43	43	

㊸ 三和東中学校

主な建物は、校舎、体育館、柔剣道場などで構成し、校舎は鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は5,623㎡。体育館は鉄筋コンクリート造2階建、延床面積1,216㎡。その他柔剣道場（鉄骨造・510㎡）など1,038㎡となっています。

校舎、体育館とも昭和62年に新耐震基準で建設した建物で、建築から32年経過しています。

生徒数は、平成18年の合併時に329人でしたが、平成30年度に206人に減少しており、令和7年度には204人程度まで減少する見込みです。

部屋数は39室あり、このうち、普通教室9室（特別支援学級3室を含む）、図書室などの特別教室19室を使用しています。人件費を含む管理運営費は33,470千円となっています。

【生徒数及び教室数の推移】

項目		平成18年度	平成30年度	令和7年度	備考
生徒数（人）		329	206	204	令和7年度の数値は見込み。 教室数の（）は特別支援学級数で内数
普通教室数		12（2）	9（3）	8（2）	
特別教室	教科で使用する教室	8	8	8	
	視聴覚、図書室等	3	3	3	
	特別活動室	1	7	7	
	教育相談室	1	1	1	
進路資料・指導室		0	0	0	
教職員用スペース		2	2	2	
その他スペース		12	9	10	
合計		39	39	39	

(まとめ)

学校規模について、国が定める基準（公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律）では、小・中学校とも12学級～18学級としています。また、小学校については、1学級当たりの児童数を、1年生は35人、2年生～6年生は40人、2つの学年の児童で編成する場合（複式学級）は16人（第一学年の児童を含む場合は8人）を標準としています。中学校については、1学級当たりの生徒数を、各学年40人、2つの学年の生徒で編成する場合は8人を標準としています。

茨城県教育委員会では、国の基準を一部緩和し、「小学校第二学年で35人を超える学級がある場合」「小学校第三学年から第六学年までのそれぞれの学年で35人を超える学級が3学級以上ある場合」「中学校のそれぞれの学年で35人を超える学級が3学級以上ある場合」については、国の基準により算定した学級数に加え、1学級を増設することができるとしています。

また、児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいとして、学校規模の適正化に関する基本的な考え方などをまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」を国が公表し（平成27年）、学年単学級のメリット・デメリット、小規模校のメリット・デメリットなどを示しています。

古河市の小中学校は、一部の学校では学年で1学級という状況（単学級）にあり、少子化により今後も児童・生徒数の減少が確実視されるなかで、教育環境の向上や社会性の確保の観点から、子どもたちにとって望ましい学校のあり方について、将来を見据えた議論を進める必要があります。

一方、学校は、コミュニティの拠点と言われていながら、市民や地域の利用は体育館・グラウンドを利用した地域開放事業がほとんどで、一部、児童クラブで使用されているものの、コミュニティスクールとしての利用がこれからの課題となっています。

今後、学校の改築や大規模改修を行う際には、学校で利用する部分、地域が利用する部分、学校と地域が共同利用する部分に分類し、学校のセキュリティの確保と学校経営への負担が生じないことを前提に、学校施設への地域利用施設の複合化の検討も必要とされます。

また、学校プールなどの施設については、適正な配置や管理運営体制のあり方について検討し、地域での利用も含めた有効活用の方を考えていくことも必要となっています。

○ 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

施設No.	施設名	方向性		説明
		機能	建物	
① ～ ③②	古河第一小学校 ～三和東中学校	継続	検討	【機能】 学校教育を推進する上で重要な役割を果たしており、義務教育小中学校として今後も必要です。 【建物】 施設については、児童・生徒数及び学級数の推移を精査

			<p>し、子どもたちの教育環境の向上及び社会性の確保の観点から適正規模、適正配置についての検討が必要です。</p> <p>また、地域コミュニティの拠点としての位置付けを踏まえ、学校の教室の利用実態を把握し、学校経営に支障のない範囲で周辺の地域利用施設との複合化の検討が必要です。</p> <p>その上で、校舎・体育館など主要な施設については全て耐震基準を満たしており、今後も継続して使用する施設については、建設から30年を超える施設もあり、老朽化が進んでいることから、予防保全を含めた計画的な改修を行っていく必要があります。</p> <p>【管理運営】</p> <p>施設の管理運営は現行方式で進め、施設の管理委託業務の発注方式等についての見直しが必要です。</p>
--	--	--	--

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【基本的な考え方】

- 児童・生徒数及び学級数の推移を精査し、子どもたちの教育環境の向上及び社会性の確保の観点から適正規模、適正配置について検討する。
- 地域コミュニティの拠点としての位置付けを踏まえ、大規模改修については、周辺の地域利用施設との複合化を検討する。

【個別施設の方向性】

●全小中学校

義務教育のための小中学校として基本的に継続しますが、児童・生徒数及び学級数の推移を精査し、子どもたちの教育環境の向上及び社会性の確保の観点から、適正規模、適正配置について検討します。

地域コミュニティの拠点としての位置付けを踏まえ、教室の利用実態を精査し、学校経営に支障のない範囲で、セキュリティ対策など必要な対策を講じて、周辺の地域利用施設との複合化を検討します。

上記の検討結果を踏まえ、今後も継続使用する施設については、建物の劣化状況の診断を行い、機能・性能維持のための保全工事を計画的に実施するための予防保全計画（長寿命化計画）を策定し、財政支出の平準化を図りながら計画的に施設の長寿命化を進めます。

施設の管理運営費の効率化を図るため、管理運営方法の見直しや管理委託業務の発注方式を検討します。

【年度別スケジュール】

施設名	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度～2029年度 令和7年度～令和11年度
【全小中学校】	適正規模・適正配置の検討					検討結果に基づく対応
	学校施設の地域利用の検討					検討結果に基づく対応
	予防保全計画（長寿命化計画）の推進					
	管理業務委託の発注方式の見直しを検討			検討結果に基づく対応		

○ セミナーハウス

a 施設概要

施設No.	施設名	所在地	地区名	所管課
③③	セミナーハウス誠心館	女沼290番地1	総和	教育総務課

b 現状と課題

施設No.	施設名	建築年	法定耐用年数(年)	経過年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	管理人数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者数(人)
③③	セミナーハウス誠心館	S63	47	31	825	直営管理	2	6,120	159	1,390 (884)

※ 「利用者数」欄は、平成30年度中の施設利用者数（カッコ内は、宿泊者数）の値

③③ セミナーハウス誠心館

セミナーハウス誠心館は、総和中学校の附帯施設として、市内小中学生等の学習及び体育活動に伴う集団宿泊研修などが可能な施設で、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積825㎡。昭和63年に新耐震基準で建設した建物で、建設から31年経過し老朽化が進んでいます。

開館日、開館時間は、12月24日から翌年1月7日までと毎週月曜日を除く毎日、宿泊を伴うときは14時から翌日10時まで、宿泊を伴わない場合は9時から17時までで、管理運営は市直営で行い、人件費を含む管理運営費は6,120千円となっています。宿泊用シーツのクリーニング代として159千円の収入があります。

施設は、宿泊室、指導員室、研修室、食堂、厨房、浴室などで構成し、市内の児童生徒が所属

するスポーツ少年団や中学校の部活動団体などが使用し、年間の利用日数は、80 日程度で、平成 30 年度は 1,390 人（うち宿泊者数 884 人）が利用しています。

【利用状況】

年間利用者数（宿泊）	884	年間利用者数（日帰り）	506
------------	-----	-------------	-----

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から点検し、次のように評価しました。

施設 No.	施設名	方向性		説明
		機能	施設	
③③	セミナーハウス誠心館	検討	検討	<p>【機能】 設置目的と利用実態が乖離していること、利用状況が少ないことから、施設の機能のあり方について検討する必要があります。</p> <p>【建物】 新耐震基準の建物であるものの、建築から 31 年を経過し、老朽化が進んでいることから、機能の検討結果に基づき、施設のあり方について検討する必要があります。</p> <p>【管理運営】 機能及び性能（建物）の検討結果に基づき、管理運営のあり方について民間活力の活用を含め検討する必要があります。また、受益者負担の適正化について検討することも課題となります。</p>

d 今後の方針とスケジュール

【個別施設の方向性】

③③ セミナーハウス誠心館

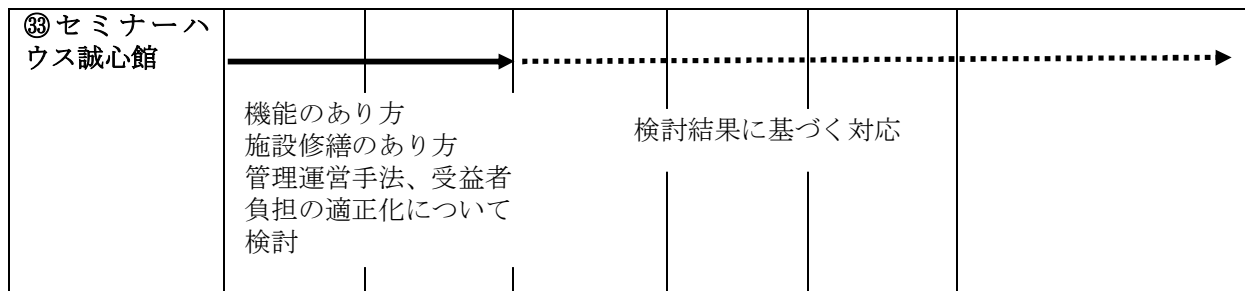
施設の設置目的と利用の実態が乖離し、しかも、年間の利用状況が 80 日程度にとどまっていることから、施設を有効活用する視点を含め、機能のあり方について検討します。

施設については、新耐震基準の建物であるものの、31 年経過し老朽化が進んでいることから、施設機能のあり方にあわせ、施設のリニューアルや計画的な改修方法について検討します。

また、機能及び性能（建物）の検討結果に基づき、民間活力の活用を含めた管理運営手法や受益者負担の適正化について検討を進めます。

【年度別スケジュール】

施設名	2020 年度 令和 2 年度	2021 年度 令和 3 年度	2022 年度 令和 4 年度	2023 年度 令和 5 年度	2024 年度 令和 6 年度	2025 年度～2029 年度 令和 7 年度～令和 11 年度



e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

施設名	大規模改修等 (千円/10年間)	維持管理費 (千円/年)	備考
① 古河第一小学校	0	17,235	
② 古河第二小学校	0	17,470	
③ 古河第三小学校	854,250	16,587	
④ 古河第四小学校	366,860	21,446	
⑤ 古河第五小学校	665,210	13,154	
⑥ 古河第六小学校	0	20,640	
⑦ 古河第七小学校	780,470	19,064	
⑧ 釈迦小学校	763,640	10,925	
⑨ 下大野小学校	801,550	15,110	
⑩ 上辺見小学校	728,110	15,288	
⑪ 小堤小学校	944,010	13,393	
⑫ 上大野小学校	634,950	12,224	
⑬ 駒羽根小学校	765,850	12,100	
⑭ 西牛谷小学校	698,190	12,359	
⑮ 水海小学校	727,430	12,312	
⑯ 下辺見小学校	803,930	12,754	
⑰ 中央小学校	930,410	15,600	
⑱ 諸川小学校	957,100	16,698	
⑲ 駒込小学校	602,990	11,097	
⑳ 大和田小学校	521,390	10,412	
㉑ 八俣小学校	988,890	15,221	
㉒ 名崎小学校	1,002,150	15,783	
㉓ 仁連小学校	894,710	18,029	
㉔ 古河第一中学校	1,551,080	20,377	
㉕ 古河第二中学校	1,619,760	24,342	
㉖ 古河第三中学校	1,197,310	19,387	
㉗ 総和中学校	539,580	24,872	※セミナーハウス含む

⑳	総和北中学校	1,135,260	17,352	
㉑	総和南中学校	1,296,080	19,884	
㉒	三和中学校	1,569,950	22,235	
㉓	三和北中学校	1,337,050	19,305	
㉔	三和東中学校	1,299,820	16,456	

※「継続」の施設については、公共施設等総合管理計画の更新費用算出と同様に、建築後30年（既に超えている施設も含む。）で大規模改修、60年で建替えを行うこととして算出。

※「検討」の施設は、結論が出るまでは使用することから、継続する施設と同様に算出。

※維持管理費は、施設のランニングコスト（過去3か年の平均）を計上し、人件費、減価償却費は含めない。

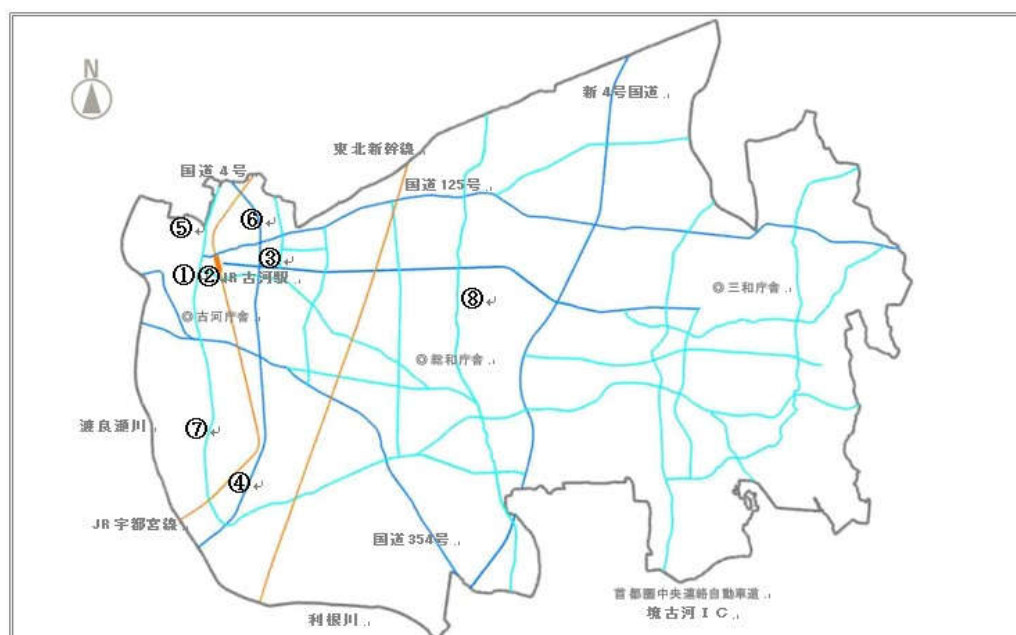
イ 学校給食施設

学校給食法に基づき、市内の小中学校の児童・生徒等に給食を提供するとともに、食育の場として、自校方式給食室7か所と給食センターを設置しています。

a 施設概要

施設No.	施設名	所在地	地区名	所管課
①	古河第一小学校（給食室）	中央町三丁目10番1号	古河	学校給食課
②	古河第二小学校（給食室）	本町二丁目10番45号		
③	古河第三小学校（給食室）	旭町一丁目18番4号		
④	古河第四小学校（給食室）	中田1221番地		
⑤	古河第五小学校（給食室）	横山町三丁目13番27号		
⑥	古河第六小学校（給食室）	北町16番47号		
⑦	古河第七小学校（給食室）	三和176番地1		
⑧	学校給食センター	関戸1014番地1	総和	

【施設の位置図】



b 現状と課題

施設 No.	施設名	建築年	法定耐用年数(年)	経過年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	調理数/調理可能数
①	古河第一小学校(給食室)	H27	34	4	237	直営管理	県1 非5	30,139	13,774	348/500
②	古河第二小学校(給食室)	H23	34	8	256	直営管理	非5	37,735	19,332	480/600
③	古河第三小学校(給食室)	H14	47	17	188	直営管理	県1 非5	31,180	13,567	339/500
④	古河第四小学校(給食室)	H20	47	11	302	直営管理	県1 非6	40,618	20,556	518/700
⑤	古河第五小学校(給食室)	H14	47	17	161	直営管理	非4	19,750	5,533	132/300
⑥	古河第六小学校(給食室)	H19	47	12	300	直営管理	非6	42,007	21,523	539/700
⑦	古河第七小学校(給食室)	H15	47	16	248	直営管理	非7	45,281	23,248	589/600
⑧	学校給食センター	H26	38	5	5,873	直営管理	正7 県4 委62	722,828	390,409	9,191/ 12,000

自校方式の給食施設を設置しているのは古河地区の小学校で、調理時間は8時30分から16時30分までで、施設は、検収室、下処理室、調理室、洗浄室、配膳室で構成し、管理運営は直営で行い、人件費を含む管理運営費の総額は246,710千円、保護者が負担する給食費の合計は117,533千円となっています。

学校給食センターは、古河地区の中学校、総和地区の小中学校、三和地区の小中学校に給食を提供しています。

① 古河第一小学校(給食室)

校舎内(1階)に設置され、延床面積237m²。平成27年に新耐震基準で建設した建物で、建築から4年が経過しています。

1日当たりの調理可能数500食に対して調理数348食、年間延べ69,234食の調理を行い、人件費を含む管理運営費は30,139千円、給食費として13,774千円の収入があります。

② 古河第二小学校(給食室)

校舎内(1階)に設置され、延床面積256m²。平成23年に新耐震基準で建設した建物で、建築から8年経過しています。

1日当たりの調理可能数600食に対して調理数480食、年間延べ94,019食の調理を行い、人件費を含む管理運営費は37,735千円、給食費として19,332千円の収入があります。

③ 古河第三小学校(給食室)

校舎内併設(1階)で設置され、延床面積188m²。平成14年に新耐震基準で建設した建物で、建築から17年が経過しています。

1日当たりの調理可能数500食に対して調理数339食、年間延べ61,933食の調理を行い、人件費を含む管理運営費は31,180千円、給食費として13,567千円の収入があります。

④ 古河第四小学校(給食室)

校舎内併設(1階)で設置され、延床面積302m²。平成20年に新耐震基準で建設した建物で、建築から11年経過しています。

1日当たりの調理可能数700食に対して調理数518食、年間延べ101,910食の調理を行い、人件費を含む管理運営費は40,618千円、給食費として20,556千円の収入があります。

⑤ 古河第五小学校（給食室）

校舎内（1階）に設置され、延床面積161㎡。平成14年に新耐震基準で建設した建物で、建築から17年が経過しています。

1日当たりの調理可能数300食に対して調理数132食、年間延べ27,666食の調理を行い、人件費を含む管理運営費は19,750千円、給食費として5,533千円の収入があります。

⑥ 古河第六小学校（給食室）

校舎内併設（1階）で設置され、延床面積300㎡。平成19年に新耐震基準で建設した建物で、建築から12年が経過しています。

1日当たりの調理可能数700食に対して調理数539食、年間延べ98,903食の調理を行い、人件費を含む管理運営費は42,007千円、給食費として21,523千円の収入があります。

⑦ 古河第七小学校（給食室）

校舎内併設（1階）で設置され、延床面積248㎡。平成15年に新耐震基準で建設した建物で、建築から16年経過しています。

1日当たりの調理可能数600食に対して調理数589食、年間延べ114,718食の調理を行い、人件費を含む管理運営費は45,281千円、給食費として23,248千円の収入があります。

⑧ 学校給食センター

鉄骨造2階建、延床面積5,873㎡。平成26年に新耐震基準で建設した建物で、建築から5年経過しています。

調理時間は6時30分から16時30分までで、1日当たりの調理可能数12,000食に対して調理数9,191食、年間延べ1,781,852食を調理しています。

施設は1階が検収室、下処理室、調理室、コンテナ室、洗浄室、ボイラー室など、2階は調理実習室、研修室、食堂室、洗濯室などで構成しています。

管理運営は、調理業務と配送業務を民間委託し、学校配膳員業務を直営で行い、人件費を含む管理運営費は722,828千円、給食費として390,409千円の収入があります。

○ 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

施設 No.	施設名	方向性		説明
		機能	建物	
	学校給食施設 【共通事項】	—	継続	<p>【機能】</p> <p>学校給食法に基づき学校給食を調理・提供する機能として今後も必要です。また、自校方式の各給食室が抱える課題に対応するため、段階的に学校給食センターへの集約について検討が必要です。</p>

①	古河第一小学校（給食室）	集約	継続	【建物】 自校方式の各給食室は、すべて耐震基準を満たし、建築から4年～17年となっているものの、設備は老朽化しており、今後、その更新への対応が必要となっています。 【管理運営】 市の栄養士及び調理員を安定確保し、安全・安心・安定的に給食を提供するため、調理業務について民間委託化への検討が必要です。 自校方式給食校とセンター給食校においては献立内容や食材の調達価格に違いが生じていることから、公平性の観点からも集約の検討が必要です。
②	古河第二小学校（給食室）			
③	古河第三小学校（給食室）			
④	古河第四小学校（給食室）			
⑤	古河第五小学校（給食室）			
⑥	古河第六小学校（給食室）			
⑦	古河第七小学校（給食室）			
⑧	学校給食センター	継続	継続	【建物】 学校給食センターは、耐震基準を満たし、建築から5年経過の施設ですが、将来を見据えて、計画的にメンテナンスを行っています。また、児童生徒数の減少に伴い調理能力に若干の余力が生じています。

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【基本的な考え方】

- 学校給食法に基づき学校給食を調理・提供する機能は継続します。
- 自校方式給食室は、施設の改修、設備の更新時期を見据え、給食センターへの集約を計画的に進めます。なお、集約が実現するまでの間、必要な設備機器の更新、衛生・労働環境の整備対策を行います。
- 給食センターは、自校方式給食室の集約を見据え、現施設の規模のあり方について整備手法を含め検討します。
- 安定的な給食提供のため、自校方式給食室の管理運営については、調理業務の民間委託を検討します。

【個別施設の方向性】

- ① 古河第一小学校（給食室） ② 古河第二小学校（給食室） ③ 古河第三小学校（給食室）
 ④ 古河第四小学校（給食室） ⑤ 古河第五小学校（給食室） ⑥ 古河第六小学校（給食室）
 ⑦ 古河第七小学校（給食室）

新耐震基準の建物であり、建築から4年～17年となっているものの、設備機器の老朽化が進んでいることから、給食センターへの集約を計画的に進めます。ただし、集約までは必要な設備機器の更新や衛生・労働環境の整備対策を行っていきます。

⑧ 学校給食センター

新耐震基準の建物であり、建築から5年経過の施設であり、将来を見据え、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。また、設備機器の計画的な更新を図っていきます。

【年度別スケジュール】

施設名	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度～2029年度 令和7年度～令和11年度
①～⑦ 自校給食方式の各給食室	→		-----→			
	移転計画の策定 設備更新計画の策定 調理業務の民間委託化の検討		計画に基づく対応			
⑧ 学校給食センター	→		-----→			
	予防保全計画の策定 設備更新計画の策定		計画に基づく対応			

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

施設名	大規模改修等 (千円/10年間)	維持管理費 (千円/年)	備考
① 古河第一小学校 (給食室)	—	2,430	
② 古河第二小学校 (給食室)	—	2,044	
③ 古河第三小学校 (給食室)	—	2,815	
④ 古河第四小学校 (給食室)	—	2,929	
⑤ 古河第五小学校 (給食室)	—	1,827	
⑥ 古河第六小学校 (給食室)	—	3,387	
⑦ 古河第七小学校 (給食室)	—	3,597	
⑧ 学校給食センター	0	18,689	

※「継続」の施設については、公共施設等総合管理計画の更新費用算出と同様に、建築後30年（既に超えている施設も含む。）で大規模改修、60年で建替えを行うこととして算出。

※「検討」の施設は、結論が出るまでは使用することから、継続する施設と同様に算出。

※維持管理費は、施設のランニングコスト（過去3か年の平均）を計上し、人件費、減価償却費は含めない。

(6) 子育て支援系施設

ア 保育所

児童福祉法に基づき、保護者が働いていたり、病気の状態にあるなど家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育をすることを目的に7つの公立保育所を設置しています。

なお、市内には、認可を受けた民間の教育・保育施設が37施設設置されています。

a 施設概要

施設 No.	施設名	所在地	地区名	所管課
①	第一保育所	宮前町6番32号	古河	子ども福祉課
②	第二保育所	東三丁目7番19号		
③	第三保育所	中田1619番地		
④	第四保育所	新久田478番地6		
⑤	第五保育所	三杉町二丁目20番14号		
⑥	上辺見保育所	上辺見1300番地13	総和	
⑦	関戸保育所	関戸692番地4		

【施設の位置図】



b 現状と課題

施設 No.	施設名	建築年	法定耐用年数(年)	経過年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	入所児童/入所定員(人)
①	第一保育所	S52	47	42	698.0	直営管理	正 7 非 8 臨 1	85,912	8,072	35 /60
②	第二保育所	S58	50	36	522.0		正 7 非 10 臨 7	96,208	16,876	64 /76
③	第三保育所	H13	34	18	930.0		正 8 非 8 臨 14	121,295	25,834	95 /100
④	第四保育所	H25	34	6	970.0		正 9 非 9 臨 13	131,415	27,214	83 /90
⑤	第五保育所	S43	22	51	258.23		正 7 非 7 臨 7	89,036	16,075	64 /70
⑥	上辺見保育所	H31	47	—	1743.04		正 9 非 13 臨 8	130,171	24,486	109 /120
⑦	関戸保育所	S49	34	45	464.04		正 6 非 11 臨 7	84,809	14,607	53 /70

各公立保育所は年末・年始と日曜、祝日を除く月曜日から土曜日の7時30分から18時30分まで保育を実施しています。また、特別保育事業として、全公立保育所で延長保育を、一部の公立保育所で在園児以外の一時預かりを実施しています。このほか、地域子育て支援拠点事業として、第三保育所・第四保育所に地域子育て支援センターを設置し、親子の情報交換やふれあいの場の提供、子育ての不安や悩みの相談業務を実施しています。

対象は、0歳児から5歳児までで、各公立保育所によって定員を定めています。管理運営は直営で行い、保育士等の人件費を含む管理運営総額は738,846千円、保育料等として133,164千円の収入があり、児童1人当たりの費用は約1,469千円となります。

各公立保育所では、運動会、生活発表会、クリスマス会、ひな祭り等の年中行事を実施しているほか、月1回の避難訓練と消火訓練・通報訓練・保護者への引き渡し訓練や、2カ月に1回の不審者侵入訓練を実施しています。また、緊急通報システムを全公立保育所に設置しています。

なお、民間の認可を受けた教育・保育施設の在園児数は3,877人（定員は4,287人）で、各施設への教育・保育給付費の歳出計は2,950,236千円（児童1人当たり761千円）で、歳入としては、国負担金（1,069,971千円）、県負担金、県補助金（644,937千円）、保育料（幼稚園、認定こども園、小規模保育は直接施設で徴収）244,578千円の合計1,959,486千円が市の収入となっています。

① 第一保育所

第一保育所の園舎は、鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積698m²。昭和52年に建設した新耐震基準以前の建物で、建築から42年が経過し老朽化が顕著となっています。

平成30年度の園児数は、定員数60人のうち在籍者は35名（3歳から5歳児:24名、1歳から2歳児:8名、1歳未満児:3名）で、在園児以外の一時預かりを実施しています。保育士等の人件費を含む管理運営費は85,912千円、保育料等として8,072千円の収入があります。

② 第二保育所

第二保育所の園舎は、古河図書館、古河東公民館との複合施設で、鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積 522 m²。昭和 58 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 36 年経過し老朽化が進んでいます。

平成 30 年度の園児数は、定員数 76 人のうち在籍者は 64 名（3 歳から 5 歳児:44 名、1 歳から 2 歳児:18 名、1 歳未満児:2 名）で、保育士等の人件費を含む管理運営費は 96,208 千円、保育料等として 16,876 千円の収入があります。

③ 第三保育所

第三保育所の園舎は、鉄骨造平屋建、延床面積 930 m²。平成 13 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 18 年経過しています。

平成 30 年度の園児数は、定員数 100 人のうち在籍者は 95 名（3 歳から 5 歳児:59 名、1 歳から 2 歳児:30 名、1 歳未満児:6 名）で、保育士等の人件費を含む管理運営費は 121,295 千円、保育料等として 25,834 千円の収入があります。

④ 第四保育所

第四保育所の園舎は、鉄骨造平屋建、延床面積 970 m²。平成 25 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 6 年経過しています。

平成 30 年度の園児数は、定員数 90 人のうち在籍者は 83 名（3 歳から 5 歳児:53 名、1 歳から 2 歳児:24 名、1 歳未満児:6 名）で、在園児以外の一時預かりを実施しています。保育士等の人件費を含む管理運営費は 131,415 千円、保育料等として 27,214 千円の収入があります。

⑤ 第五保育所

第五保育所の園舎は、木造平屋建、延床面積 258.23 m²。昭和 43 年に建設された新耐震基準以前の建物で、建築から 51 年経過し老朽化が顕著になっています。

平成 30 年度の園児数は、定員数 70 人のうち在籍者は 64 名（3 歳から 5 歳児:40 名、1 歳から 2 歳児:21 名、1 歳未満児:3 名）で、保育士等の人件費を含む管理運営費は 89,036 千円、保育料等として 16,075 千円の収入があります。

⑥ 上辺見保育所

上辺見保育所の園舎は、鉄骨造平屋建、延床面積 1743.04 m²。平成 31 年に新耐震基準で移転・建設した建物で、平成 31 年 4 月 1 日に開所しています。

平成 30 年度の園児数は、定員数 120 人のうち在籍者は 109 名（3 歳から 5 歳児:74 名、1 歳から 2 歳児:26 名、1 歳未満児:9 名）で、保育士等の人件費を含む管理運営費は 130,171 千円、保育料等として 24,486 千円の収入があります。

なお、平成 31 年度からの新園舎の園児数は、平成 31 年 4 月 1 日現在、定員数 180 人のうち在籍者は 112 名（3 歳から 5 歳児:80 名、1 歳から 2 歳児:29 名、1 歳未満児:3 名）です。

⑦ 関戸保育所

関戸保育所の園舎は、鉄骨造平屋建、延床面積 464.04 m²。昭和 49 年に建設された新耐震基準

以前の建物で、建築から45年経過し老朽化が顕著となっています。

平成30年度の園児数は、定員数70人のうち在籍者は53名（3歳から5歳児:32名、1歳から2歳児:19名、1歳未満児:2名）で、保育士等の人件費を含む管理運営費は84,809千円、保育料等として14,607千円の収入があります。

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

施設No.	施設名	方向性		説明
		機能	建物	
	【共通事項】			<p>【機能】</p> <p>少子化に伴う児童数が減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加に伴い、保育にかかるニーズが高まっていること、女性の就業率の向上や幼児教育・保育の無償化により保育需要の増加が見込まれることから、引き続き保育所の機能は必要です。</p> <p>ただし、市内には、多くの民間保育園及び認定こども園が設置されていることを踏まえ、民間と公立のサービス水準がほぼ同等の中で、費用対効果も視野に入れ、公立保育所の役割を明確にした上で、配置のあり方について検討が必要です。</p>
①	第一保育所	統合	廃止	<p>【機能】【建物】</p> <p>新耐震基準以前の建物であり、建築から42年を経過し老朽化が顕著なこと、周辺には民間保育園が設置されていることから、他の公立保育所と機能統合を図り、施設は廃止します。</p>
②	第二保育所	継続	継続	<p>【建物】</p> <p>新耐震基準の建物であるものの、建築後36年経過し老朽化が進んでいることから、古河東公民館、古河図書館とあわせて計画的な改修が必要です。</p> <p>【管理運営】</p> <p>当面、現行どおりとします。</p>
③	第三保育所	継続	継続	<p>【建物】</p> <p>新耐震基準の建物であり、建築後18年経過しています。将来を見据え、計画的な改修が必要です。</p> <p>【管理運営】</p> <p>当面、現行どおりとします。</p>
④	第四保育所	継続	継続	<p>【建物】</p> <p>新耐震基準の建物であり、建築後6年経過しています。将来を見据え、計画的な改修が必要です。</p>

				【管理運営】 当面、現行どおりとします。
⑤	第五保育所	統合	廃止	【機能】【建物】 新耐震基準以前の建物であり、築50年を超え老朽化が顕著なこと、周辺には民間保育園が設置されていることから、他の公立保育所と機能統合を図り、施設は廃止します。
⑥	上辺見保育所	継続	継続	【建物】 平成31年に新耐震基準で建築した建物であり、将来を見据え、計画的な改修が必要です。 【管理運営】 当面、現行どおりとします。
⑦	関戸保育所	検討	検討	【機能】【建物】 新耐震基準以前の建物であり、築45年を超え老朽化が顕著なことなどから、市全体の人口動向、民間保育施設の立地動向、待機児童数の動向等に留意しつつ、機能統合・施設の廃止について検討が必要です。 【管理運営】 上記の検討結果を踏まえた対応が必要です。

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【基本的な考え方】

- 少子化により児童数が減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加に伴い保育にかかるニーズが高まっていること、女性の就業率の向上や幼児教育・保育の無償化により保育需要の増大が見込まれることから、引き続き保育所の機能を確保します。
- 公立保育所運営ビジョンに則り、7施設のうち、新耐震基準以前の建物である3施設については廃止する予定とし、新耐震基準の建物4施設を継続し、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。
- なお、将来的には、公立保育所と民間保育園のサービス水準が同等の中で、公立保育所の役割を明確にした上で、民間活力を活用した経営形態への移行について検討します。

【個別施設の方向性】

① 第一保育所

新耐震基準以前の建物であり、建築から42年が経過し老朽化が顕著なことから、他の公立保育所との機能統合を図り、施設について廃止します。

② 第二保育所

新耐震基準の建物であるものの、建築から36年が経過していることから、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

③ 第三保育所

新耐震基準の建物であり、建築から18年経過しています。予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

④ 第四保育所

新耐震基準の建物であり、建築から6年経過しています。将来を見据え、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

⑤ 第五保育所

新耐震基準以前の建物であり、建築から50年を超え老朽化が著しく進んでいることなどから、他の公立保育所等との機能統合を図り、施設について廃止します。

⑥ 上辺見保育所

平成31年に建築した施設であり、将来を見据え、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

⑦ 関戸保育所

新耐震基準以前の建物であり、建築から45年を超え老朽化が顕著なことから、他の公立保育所等との機能統合と施設の廃止について検討します。

【年度別スケジュール】

施設名	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度～2029年度 令和7年度～令和11年度
②第二保育所 ③第三保育所 ④第四保育所 ⑥上辺見保育所	保全計画の策定		計画に基づく対応			
①第一保育所	跡地利用の検討					
⑤第五保育所	廃止に基づく対応					
⑦関戸保育所	機能統合・廃止の検討		検討結果に基づく対応			

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

施設名	大規模改修等 (千円/10年間)	維持管理費 (千円/年)	備考
① 第一保育所	0	0	
② 第二保育所	88,740	4,662	

③ 第三保育所	0	4,035	
④ 第四保育所	0	4,560	
⑤ 第五保育所	0	2,423	
⑥ 上辺見保育所	0	2,646	
⑦ 関戸保育所	72,087	1,642	

※「継続」の施設については、公共施設等総合管理計画の更新費用算出と同様に、建築後30年（既に超えている施設も含む。）で大規模改修、60年で建替えを行うこととして算出。

※「検討」の施設は、結論が出るまでは使用することから、継続する施設と同様に算出。

※維持管理費は、施設のランニングコスト（過去3か年の平均）を計上し、人件費、減価償却費は含めない。

イ 児童クラブ

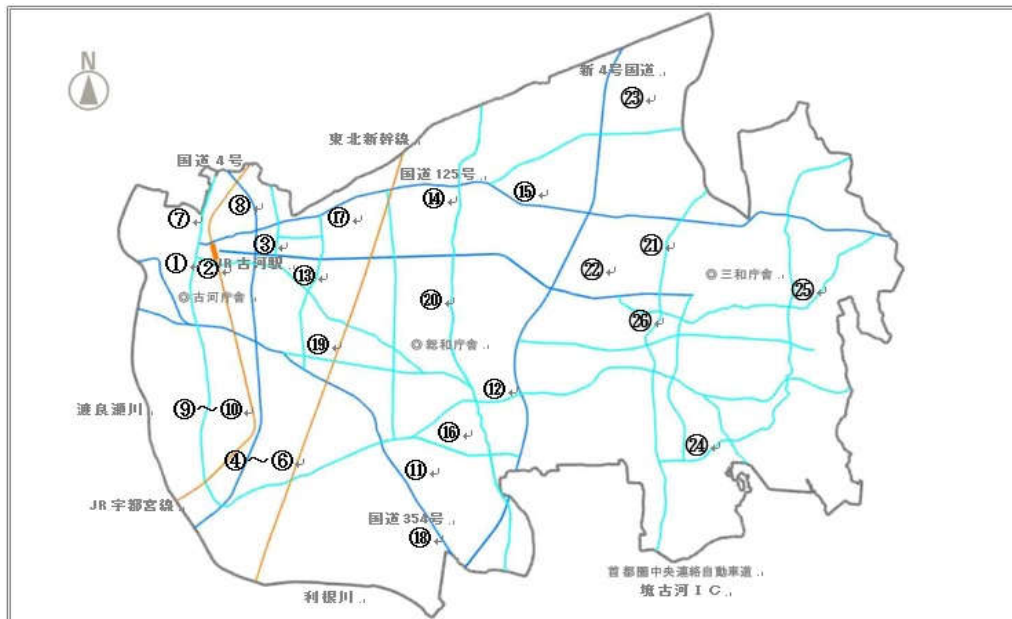
保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業の終了後や長期休暇等に適切な遊び及び生活の場を提供し、家庭・地域等との連携のもと健全な育成を行うための施設として放課後児童クラブを26か所（うち保護者会運営が5か所）を設置しています。

a 施設概要

施設No.	施設名	所在地	地区名	運営場所	所管課
①	1小クローバー児童クラブ	中央町三丁目10番1号	古河	専用施設	子ども福祉課
②	2小スマイルクラブ	本町二丁目10番45号		学校校舎内	
③	3小のびっこ児童クラブ	旭町一丁目18番4号		専用施設	
④	たんぽぽ4小クラブ	中田1221番地		学校校舎内	
⑤	たけのこ4小クラブ	中田1221番地			
⑥	4小第3児童クラブ	中田1221番地			
⑦	5小つくしんぼクラブ	横山町三丁目13番27号			
⑧	6小平和町児童クラブ	北町16番47号		専用施設	
⑨	7小ひまわり児童クラブ	三和176番地1		コミュニティ施設の一室に設置	
⑩	7小ひまわり第3児童クラブ	三和176番地2			
⑪	釈迦児童クラブ	釈迦271番地	総和	学校校舎内	
⑫	下大野児童クラブ	下大野734番地2			
⑬	上辺見児童クラブ	上辺見1164番地			
⑭	小堤児童クラブ	小堤1815番地1			
⑮	上大野児童クラブ	上大野1425番地		専用施設	
⑯	駒羽根児童クラブ	駒羽根1356番地2			
⑰	西牛谷児童クラブ	西牛谷650番地		学校校舎内	
⑱	水海児童クラブ	水海542番地1			

⑰	下辺見児童クラブ	下辺見 2400 番地	三和	専用施設
⑳	中央小児童クラブ	下大野 1573 番地 20		
㉑	諸川児童クラブ	諸川 1097 番地		学校校舎内
㉒	大和田児童クラブ	大和田 822 番地		
㉓	駒込児童クラブ	駒込 899 番地 3		専用施設
㉔	八俣児童クラブ	東山田 1814 番地		
㉕	名崎児童クラブ	尾崎 4200 番地		学校校舎内
㉖	仁連児童クラブ	仁連 607 番地		

【施設の位置図】



b 現状と課題

施設No.	施設名	建築年	法定耐用年数(年)	経過年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	登録児童数/利用定員(人)
①	1 小クローバー児童クラブ	H29	22	2	199	公営委託※2	委 9	58/80
②※1	2 小スマイルクラブ	H18	47	13	153.16	民営	委 7	66/80
③	3 小のびっこ児童クラブ	S40	22	54	107.65	公営委託	委 5	59/65
④※1	たんぽぽ 4 小クラブ	S55	47	39	59.40	民営	委 3	46/40
⑤※1	たけのこ 4 小クラブ	S55	47	39	59.40	民営	委 2	42/40
⑥※1	4 小第 3 児童クラブ	S55	47	39	58	民営	委 3	14/30
⑦※1	5 小つくしんぼクラブ	S58	47	36	41.25	民営	委 4	18/25
⑧	6 小平和町児童クラブ	H26	22	5	183	公営委託	委 8	97/80

⑨	7小ひまわり児童クラブ	H24	34	7	183	公営委託	委5	79/80
⑩	7小ひまわり第3児童クラブ	S62	24	32	99.37	公営委託	委3	35/60
⑪※1	釈迦児童クラブ	S46	47	48	63	公営委託	委3	30/38
⑫※1	下大野児童クラブ	S51	47	43	123.20	公営委託	委5	92/74
⑬※1	上辺見児童クラブ	S48	47	46	160	公営委託	委6	70/92
⑭※1	小堤児童クラブ	S52	47	42	128	公営委託	委6	57/76
⑮※1	上大野児童クラブ	S53	47	41	52	公営委託	委3	29/31
⑯	駒羽根児童クラブ	H22	34	9	174	公営委託	委5	66/78
⑰※1	西牛谷児童クラブ	S53	47	41	64	公営委託	委4	39/38
⑱※1	水海児童クラブ	S56	47	38	89.52	公営委託	委5	59/54
⑲※1	下辺見児童クラブ	S57	47	37	128	公営委託	委6	95/76
⑳	中央小児童クラブ	H13	34	18	243	公営委託	委7	110/98
㉑	諸川児童クラブ	H25	22	6	181	公営委託	委6	100/80
㉒	大和田児童クラブ	H19	34	12	83	公営委託	委3	32/39
㉓※1	駒込児童クラブ	H2	47	29	53.37	公営委託	委3	29/32
㉔	八俣児童クラブ	S53	47	41	202.30	公営委託	委6	64/80
㉕※1	名崎児童クラブ	S57	47	37	144	公営委託	委3	84/86
㉖※1	仁連児童クラブ	S59	47	35	128	公営委託	委5	55/76

※1は、学校施設を利用して設置。

※2 1小クローバー児童クラブについては、平成31年4月より公営委託

児童クラブの対象は、昼間、保護者が家庭にいない小学1年生から6年生までの児童で、放課後児童支援員による生活指導等により児童の健全育成を図っています。

児童クラブの開設日・開設時間は、年末・年始と日曜日、祝日を除き、平日は放課後から19時まで、土曜日と夏季等の休業期は、一部の施設を除き7時30分から19時までで、管理運営は保護者会の自主的な運営（5施設）と民間委託（21施設）で実施し、委託料、保護者会への補助金を含む管理運営費の総額は285,465千円となっています。保護者負担金として63,641千円、国・県から運営費補助金(各1/3)として122,472千円、合計186,113千円の収入があります。

各児童クラブの状況は以下のとおりです。

① 1小クローバー児童クラブ

1小クローバー児童クラブの施設は学校敷地内に設置した専用施設で、木造平屋建、延床面積199㎡。平成29年に新耐震基準で建設した建物です。

2教室で運営し、定員80人に対し、登録児童数は58人で、児童1人当たりの基準面積(1.65

m²以上)を上回っています。

管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は12,895千円で、保護者負担金2,600千円のほか、国・県の補助金4,895千円、合計7,495千円の収入があります。

② 2小スマイルクラブ

2小スマイルクラブの施設は、校舎内に設置し、普通教室2室(153.16 m²)を使用しています。

定員80人に対し、登録児童数は66人で、児童1人当たりの基準面積を上回っています。管理運営は保護者会が行い、保護者会が支出する管理運営費の総額は11,519千円で、利用者からの負担金3,485千円と市からの補助金7,522千円など合計11,007千円の収入があります。市は運営費補助金を支出し、国・県の補助金5,015千円は市の収入となっています。

③ 3小のびっこ児童クラブ

3小のびっこ児童クラブの施設は、学校敷地内に設置してある専用施設で、木造2階建、延床面積107.65 m²。昭和57年に移築した施設を平成11年に改修したもので、新耐震基準の建物であるものの、建築から54年経過し老朽化が顕著となっています。

定員65人に対し、登録児童数は59人で、児童1人当たりの基準面積を上回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は10,610千円で、保護者負担金2,931千円のほか、国・県の補助金4,587千円の収入があります。

④ たんぽぽ4小クラブ

たんぽぽ4小クラブの施設は、校舎内に設置し、普通教室(59.40 m²)を使用しています。

定員40人に対し、登録児童数は46人で、児童1人当たりの基準面積を下回っています。管理運営は保護者会が行い、保護者会が支出する管理運営費の総額は8,765千円で、利用者からの負担金2,257千円と市からの補助金6,277千円など合計8,534千円の収入があります。市は運営費補助金を支出し、国・県の補助金3,798千円は市の収入となっています。

⑤ たけのこ4小クラブ

たけのこ4小クラブの施設は、校舎内に設置し、普通教室(59.40 m²)を使用しています。

定員40人に対し、登録児童数は42人で、児童1人当たりの基準面積を下回っています。管理運営は保護者会が行い、保護者会が支出する管理運営費の総額は8,003千円で、利用者からの負担金2,061千円と市からの補助金5,731千円など合計7,792千円の収入があります。市は運営費補助金を支出し、国・県の補助金4,070千円は市の収入となっています。

⑥ 4小第3児童クラブ

たけのこ4小クラブの施設は、校舎内に設置し、普通教室(58 m²)を使用しています。

定員30人に対し、登録児童数は14人で、児童1人当たりの基準面積を上回っています。管理運営は保護者会が行い、保護者会が支出する管理運営費の総額は2,668千円で、利用者からの負担金687千円と市からの補助金1,910千円など合計2,597千円の収入があります。市は運営費補助金を支出し、国・県の補助金1,172千円は市の収入となっています。

⑦ 5小つくしんぼクラブ

5小つくしんぼクラブの施設は、校舎内に設置し、普通教室（41.25㎡）を使用しています。定員25人に対し、登録児童数は18人で、児童1人当たりの基準面積を上回っています。管理運営は保護者会が行い、保護者会が支出する管理運営費の総額は5,075千円で、利用者からの負担金1,095千円と市からの補助金3,468千円など合計4,563千円の収入があります。市は運営費補助金を支出し、国・県の補助金2,277千円は市の収入となっています。

⑧ 6小平和町児童クラブ

6小平和町児童クラブの施設は、学校敷地内に設置した専用施設で、木造平屋建、延床面積183㎡。平成26年に新耐震基準で建設した建物です。

2教室で運営し、定員80人に対し、登録児童数は97人で、児童1人当たりの基準面積を下回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は18,753千円で、保護者負担金4,819千円のほか、国・県の補助金7,714千円、合計12,533千円の収入があります。

⑨ 7小ひまわり児童クラブ

7小ひまわり児童クラブの施設は、学校敷地内に設置した専用施設で、木造平屋建、延床面積183㎡。平成24年に新耐震基準で建設した建物です。

2教室で運営し、定員80人に対し、登録児童数は79人で、児童1人当たりの基準面積を上回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は15,022千円で、保護者負担金3,974千円のほか、国・県の補助金6,169千円、合計10,143千円の収入があります。

⑩ 7小ひまわり第3児童クラブ

7小ひまわり第3児童クラブの施設は、学校に隣接する三和いこいの家（コミュニティセンター）の一室を使用して運営し、使用床面積は99.37㎡。施設は昭和62年に新耐震基準で建設した建物です。

定員60人に対し、登録児童数は35人で、児童1人当たりの基準面積を上回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は6,809千円で、保護者負担金1,689千円のほか、国・県の補助金2,429千円、合計4,118千円の収入があります。

⑪ 釈迦児童クラブ

釈迦児童クラブの施設は、校舎内に設置し、普通教室（63㎡）を使用しています。

定員38人に対し、登録児童数は30人で、児童1人当たりの基準面積を上回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は5,646千円で、保護者負担金1,490千円のほか、国・県の補助金2,400千円、合計3,890千円の収入があります。

⑫ 下大野児童クラブ

下大野児童クラブの施設は、校舎内に設置し、普通教室2室（123.20㎡）を使用しています。

定員74人に対し、登録児童数は92人で、児童1人当たりの基準面積を下回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は16,258千円で、保護者負担金4,571千円のほか、国・県の補助金7,377千円、合計11,948千円の収入があります。

⑬ 上辺見児童クラブ

上辺見児童クラブの施設は、校舎内に設置し、普通教室2室（160㎡）を使用しています。

定員92人に対し、登録児童数は70人で、児童1人当たりの基準面積を上回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は12,493千円で、保護者負担金3,478千円のほか、国・県の補助金5,388千円、合計8,866千円の収入があります。

⑭ 小堤児童クラブ

小堤児童クラブの施設は、校舎内に設置し、普通教室（128㎡）を使用しています。

定員76人に対し、登録児童数は57人で、児童1人当たりの基準面積を上回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は10,267千円で、保護者負担金2,832千円のほか、国・県の補助金4,499千円、合計7,331千円の収入があります。

⑮ 上大野児童クラブ

上大野児童クラブの施設は、校舎内に設置し、普通教室（52㎡）を使用しています。

定員31人に対し、登録児童数は29人で、児童1人当たりの基準面積を上回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は5,475千円で、保護者負担金1,441千円のほか、国・県の補助金2,115千円、合計3,556千円の収入があります。

⑯ 駒羽根児童クラブ

駒羽根児童クラブの施設は、学校隣接地に設置した専用施設で、鉄骨造平屋建、延床面積174㎡。平成22年に新耐震基準で建設した建物です。

2教室で運営し、定員78人に対し、登録児童数は66人で、児童1人当たりの基準面積を上回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は12,490千円で、保護者負担金3,279千円のほか、国・県の補助金4,920千円、合計8,199千円の収入があります。

⑰ 西牛谷児童クラブ

西牛谷児童クラブの施設は、校舎内に設置し、普通教室（64㎡）を使用しています。

定員38人に対し、登録児童数は39人で、児童1人当たりの基準面積をほぼ満たしています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は7,186千円で、保護者負担金1,938千円のほか、国・県の補助金3,038千円、合計4,976千円の収入があります。

⑱ 水海児童クラブ

水海児童クラブの施設は、校舎内に設置し、普通教室（89.52㎡）を使用しています。

定員54人に対し、登録児童数は59人で、児童1人当たりの基準面積を下回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は10,610千円で、保護者負担金2,931千円のほか、国・県の補助金4,663千円、合計7,594千円の収入があります。

⑲ 下辺見児童クラブ

下辺見児童クラブの施設は、校舎内に設置し、普通教室2室（128㎡）を使用しています。

定員76人に対し、登録児童数は95人で、児童1人当たりの基準面積を下回っています。管理

運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は 16,772 千円で、保護者負担金 4,720 千円のほか、国・県の補助金 7,812 千円、合計 12,532 千円の収入があります。

㊦ 中央小児童クラブ

中央小児童クラブの施設は、学校敷地内に設置した専用施設で、木造平屋建及び鉄骨造平屋建の 2 棟、延床面積 243 m²。木造の建物は平成 13 年に、鉄骨造の建物は平成 24 年にいずれも新耐震基準で建設した建物です。

2 教室で運営し、定員 98 人に対し、登録児童数は 110 人で、児童 1 人当たりの基準面積を下回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は 20,865 千円で、保護者負担金 5,465 千円のほか、国・県の補助金 8,288 千円、合計 13,753 千円の収入があります。

㊧ 諸川児童クラブ

諸川児童クラブの施設は、学校敷地内に設置した専用施設で、木造平屋建、延床面積 181 m²。平成 25 年に新耐震基準で建設した建物です。

2 教室で運営し、定員 80 人に対し、登録児童数は 100 人で、児童 1 人当たりの基準面積を下回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は 19,188 千円で、保護者負担金 4,968 千円のほか、国・県の補助金 8,550 千円、合計 13,518 千円の収入があります。

㊨ 大和田児童クラブ

大和田児童クラブの施設は、学校敷地内に設置した専用施設で、鉄骨造平屋建、延床面積 83 m²。平成 19 年に新耐震基準で建設した建物です。

定員 39 人に対し、登録児童数は 32 人で、児童 1 人当たりの基準面積を上回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は 6,341 千円で、保護者負担金 1,590 千円のほか、国・県の補助金 2,752 千円、合計 4,342 千円の収入があります。

㊩ 駒込児童クラブ

駒込児童クラブの施設は、校舎内に設置し、普通教室 (53.37 m²) を使用しています。

定員 32 人に対し、登録児童数は 29 人で、児童 1 人当たりの基準面積を上回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は 5,475 千円で、保護者負担金 1,441 千円のほか、国・県の補助金 2,254 千円、合計 3,695 千円の収入があります。

㊪ 八俣児童クラブ

八俣児童クラブの施設は、学校敷地内に設置した専用施設で、軽量鉄骨造平屋建、延床面積 202.30 m²。平成 30 年からリース契約している建物です。

2 教室で運営し、定員 80 人に対し、登録児童数は 64 人で、児童 1 人当たりの基準面積を上回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は 11,466 千円で、保護者負担金 3,180 千円のほか、国・県の補助金 5,216 千円、合計 8,396 千円の収入があります。

㊫ 名崎児童クラブ

名崎児童クラブの施設は、校舎内に設置し、普通教室 2 室 (144 m²) を使用しています。

定員 86 人に対し、登録児童数は 84 人で、児童 1 人当たりの基準面積を上回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は 14,889 千円で、保護者負担金 4,173 千円のほか、国・県の補助金 6,750 千円、合計 10,923 千円の収入があります。

㊦ 仁連児童クラブ

仁連児童クラブの施設は、校舎内に設置し、普通教室 2 室（128 m²）を使用しています。

定員 76 人に対し、登録児童数は 55 人で、児童 1 人当たりの基準面積を上回っています。管理運営は民間委託で行い、委託料を含む管理運営経費は 9,925 千円で、保護者負担金 2,732 千円のほか、国・県の補助金 4,322 千円、合計 7,054 千円の収入があります。

（まとめ）

少子化に伴い児童数は減少傾向ですが、共働き世帯の増加により放課後子ども対策は、子育て支援の一環として今後も高いニーズが予想されることから、今後も必要です。

現在の施設配置は、専用施設や学校内の教室を転用して設置しているほか、コミュニティセンターの一部を使用して設置しています。今後、施設の改修等に備えて配置基準を明確にしておくことが必要です。

保護者負担金については、児童クラブを利用する市民と利用しない市民との負担の公平性の観点から、受益者負担の適正化について検討が必要です。

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

施設 No.	施設名	方向性		説明
		機能	建物	
	児童クラブ 【共通事項】	継続	—	<p>【機能】 少子化により児童数が減少傾向にあるものの、共働き世帯が増加傾向にあり、子育て支援の一環として今後も必要です。</p> <p>【管理運営】 地域力や民間活力を活用した管理運営手法を継続します。民間委託で実施している児童クラブについては業務仕様書の内容（要求水準）を精査し、委託料の適正化を図る必要があります。</p> <p>保護者負担金については、他の自治体における児童クラブの利用料の導入状況を精査し、受益者負担の適正化について検討が必要です。</p>
②	2 小スマイルクラブ	継続	継続	<p>【建物】 学校施設を利用していることから、学校の改修等に合わせた対応が必要です。</p> <p>なお、学校規模・配置の適正化の取組の進展にあわせ、</p>
④	たんぼぼ 4 小クラブ			
⑤	たけのこ 4 小クラブ			
⑥	4 小第 3 児童クラブ			

⑦	5 小つくしんぼクラブ			配置のあり方について検討が必要です。
⑪	釈迦児童クラブ			
⑫	下大野児童クラブ			
⑬	上辺見児童クラブ			
⑭	小堤児童クラブ			
⑮	上大野児童クラブ			
⑰	西牛谷児童クラブ			
⑱	水海児童クラブ			
⑲	下辺見児童クラブ			
㉓	駒込児童クラブ			
⑳	名崎児童クラブ			
㉔	仁連児童クラブ			
①	1 小クローバー児童クラブ	継続	継続	【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 2 年経過し、継続使用するための修繕が必要です。
③	3 小のびっこ児童クラブ	継続	検討	【建物】 新耐震基準の建物であるものの、建築から 54 年経過し老朽化が顕著となっています。施設のあり方について、学校施設内への移転を含めて検討が必要です。
⑧	6 小平和町児童クラブ	継続	継続	【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 5 年経過し、継続使用するための修繕が必要です。
⑨	7 小ひまわり児童クラブ	継続	継続	【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 7 年経過し、継続使用するための修繕が必要です。
⑩	7 小ひまわり第 3 児童クラブ	継続	検討	【建物】 三和いこいの家の一部を使用しており、同施設の地域への譲渡の協議結果を踏まえ、施設のあり方について、学校施設内への移転を含めて検討が必要です。
⑯	駒羽根児童クラブ	継続	継続	【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 9 年経過し、継続使用するための修繕が必要です。
㉑	中央小児童クラブ	継続	継続	【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 18 年経過し、継続使用するための修繕が必要です。
㉒	諸川児童クラブ	継続	継続	【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 6 年経過し、継続使用するための修繕が必要です。
㉓	大和田児童クラブ	継続	継続	【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 12 年経過し、継続使用

				するための修繕が必要です。
⑭	八俣児童クラブ	継続	継続	【建物】 新耐震基準の建物であり、平成30年10月より5年間のリース契約を締結していることから、継続使用が必要です。

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【基本的な考え方】

- 少子化により児童数が減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加に伴い、放課後子ども対策へのニーズが高まっていることから、児童の健全育成と、見守り対策として継続します。
- 施設の配置については、子どもたちの利便性と安全性を考慮し、学校校舎内への配置を原則とし、校舎内への設置が困難な場合は、学校敷地内もしくは他の公共施設を活用して適正規模の施設配置を進めます。
- 管理運営について、保護者会運営の児童クラブはその自主性を尊重し、今後も補助金を交付しながら運営を継続し、民間委託で実施している児童クラブについては、地域力・民間活力を活用した管理運営手法を継続します。
- 保護者負担金については、当分の間現行どおりとし、周辺自治体との均衡を図りながら、定期的に受益者負担のあり方について検討します。

【個別施設の方向性】

② 2小スマイルクラブ ④ たんぽぽ4小クラブ ⑤ たけのこ4小クラブ ⑥ 4小第3児童クラブ⑦ 5小つくしんぼクラブ ⑪ 釈迦児童クラブ ⑫ 下大野児童クラブ ⑬ 上辺見児童クラブ⑭ 小堤児童クラブ ⑮ 上大野児童クラブ ⑰ 西牛谷児童クラブ ⑱ 水海児童クラブ ⑲ 下辺見児童クラブ ⑳ 駒込児童クラブ ㉕ 名崎児童クラブ ㉖ 仁連児童クラブ

学校校舎内に設置している児童クラブについては、学校の改修等にあわせて対応します。

なお、学校規模・配置の適正化の取組の進展にあわせ、配置のあり方について検討します。

③ 3小のびっこ児童クラブ

新耐震基準の建物であるものの、建築から54年経過し老朽化が顕著となっていることから、学校内への移転を含めて施設のあり方について検討が必要です。

⑩ 7小ひまわり第3児童クラブ

使用している施設（コミュニティセンター）の今後の方向性を「地域への譲渡に向けて協議する」としていることから、児童クラブの配置についても協議し、その結論を踏まえて、今後の施設のあり方を検討します。

① 1小クローバー児童クラブ ⑧ 6小平和町児童クラブ ⑨ 7小ひまわり児童クラブ
⑯ 駒羽根児童クラブ ⑳ 中央小児童クラブ ㉑ 諸川児童クラブ ㉒ 大和田児童クラブ

いずれの施設も新耐震基準の建物であり、建築から2～18年経過の建物であり、必要な修繕を行い継続使用します。

④ 八俣児童クラブ

新耐震基準の建物であり、平成30年10月～令和5年9月までの5年間の施設リース、契約満了後に施設解体の契約を締結していることから、継続使用し、リース契約満了後の施設については校舎内へ戻る方向で検討します。

【年度別スケジュール】

施設名	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度～2029年度 令和7年度～令和11年度
② 2小スマイルクラブ ④ たんぼぼ4小クラブ ⑤ たけのこ4小クラブ ⑥ 4小第3児童クラブ ⑦ 5小つくしんぼクラブ ⑪ 釈迦児童クラブ ⑫ 下大野児童クラブ ⑬ 上辺見児童クラブ ⑭ 小堤児童クラブ ⑮ 上大野児童クラブ ⑰ 西牛谷児童クラブ ⑱ 水海児童クラブ ⑲ 下辺見児童クラブ ㉓ 駒込児童クラブ ㉔ 名崎児童クラブ ㉕ 仁連児童クラブ						
学校の改修にあわせた児童クラブ施設の改修の対応						
③ 3小のびっこ児童クラブ						
	施設のあり方検討		検討結果に基づく対応			
⑩ 7小ひまわり第3児童クラブ						
	施設譲渡の協議の中で児童クラブのあり方検討		検討結果に基づく対応			
① 1小クローバー児童クラブ ⑧ 6小平和町児童クラブ ⑨ 7小ひまわり児童クラブ ⑯ 駒羽根児童クラブ ㉑ 中央小児童クラブ ㉒ 諸川児童クラブ ㉖ 大和田児童クラブ						
必要な修繕を行い継続使用						

⑭八俣児童クラブ	→			→		
	契約に基づき継続使用			校舎内設置へ移行		

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

施設名	大規模改修等 (千円/10年間)	維持管理費 (千円/年)	備考
① 1 小クローバークラブ	0	0	
⑧ 6 小平和町児童クラブ	0	0	
⑨ 7 小ひまわり児童クラブ	0	280	
⑯ 駒羽根児童クラブ	0	0	
⑳ 中央小児童クラブ	0	0	
㉑ 諸川児童クラブ	0	0	
㉒ 大和田児童クラブ	0	0	

※「継続」の施設については、公共施設等総合管理計画の更新費用算出と同様に、建築後 30 年（既に超えている施設も含む。）で大規模改修、60 年で建替えを行うこととして算出。

※「検討」の施設は、結論が出るまでは使用することから、継続する施設と同様に算出。

※ 維持管理費は、施設のランニングコスト（過去 3 か年の平均）を計上し、人件費、減価償却費は含めない。

ウ その他子育て支援施設

乳児とその親などに対し健全な遊びや創造的な体験・交流の場を提供するとともに、子育てに関する情報やコミュニティの場等を提供し、子育てに関する市民の多様な需要に対応することを目的に子育て広場 2 施設とファミリー・サポート・センターを設置しています。

a 施設概要

施設 No.	施設名	所在地	地区名	所管課
①	駅前子育て広場	本町四丁目 1 番 1 号	古河	子ども福祉課
②	ネーブル子育て広場	駒羽根 620 番地	総和	
③	ファミリー・サポート・センター	駒羽根 1419 番地 4		

【施設の位置図】



b 現状と課題

施設 No.	施設名	建築年	法定耐用年数(年)	経過年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者数(人)
①	駅前子育て広場	H9	50	22	520.76	指定管理	委 11	39,412	5,158	34,400
②	ネーブル子育て広場	H15	22	16	219		委 9	11,631 (8,741)	0 (8,499)	24,500
③	ファミリー・サポート・センター	不明			170		委 8	26,967 (29,107)	0 (29,726)	4,400

※支出額、収入額の上段は市の収支、下段は指定管理者の収支

① 駅前子育て広場

駅前子育て広場は、鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積 520.76 m²。平成 9 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 22 年経過しています。平成 28 年に大規模修繕を行っています。

開館日・開館時間は、年末年始を除く毎日、9時から17時まで（夏季期間＝4月～9月は18時まで）で、施設の管理運営は直営で、事業運営は委託で行い、委託料を含む管理運営費の総額は 39,412 千円で、国・県の補助金（4,969 千円）や事業収入などあわせて 5,158 千円の収入があります。

施設は、おもちゃコーナー・遊戯室と支援センター室などで構成し、子育て親子の交流と語り合いの場の提供、乳幼児の遊び場の提供、子育ての悩み相談などの事業を実施しており、1日当たり約 98 人、年間約 34,400 人が利用しています。

② ネーブル子育て広場

ネーブル子育て広場は、木造 2 階建、延床面積 219 m²。平成 15 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 16 年経過しています。

開館日・開館時間は、年末年始を除く毎日、9時から18時までで、施設の管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は 8,741 千円、指定管理料 8,380 千円のは

か、利用料金などの収入が 119 千円、合計 8,499 千円の収入があります。市の支出額は指定管理料のほか、人件費を合わせて 11,631 千円となっています。

施設内のプレイルームにて子育て親子の交流と語り合いの場、乳幼児の遊び場の提供、子育ての悩み相談などの事業を実施し、1 日当たり約 63 人、年間約 24,500 人が利用しています。

③ ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、木造平屋建、延床面積 170 m²。旧診療所として使用していた建物を平成 11 年に市が取得した建物で、建築年、経過年数は不明ですが、目視調査の結果、老朽化が進んでいます。

開館日・開館時間は、年末年始を除く毎日、7 時 30 分から 20 時までで、施設の管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は 29,107 千円で、指定管理料 (23,716 千円) のほか利用料収入をあわせ 29,726 千円の収入があります。市は、指定管理料のほか、人件費を合わせ、26,967 千円を支出しています。

ファミリー・サポート・センターの会員数は、協力会員 10 人、利用会員 1,467 人、両方会員 5 人となっており、相互支援サービスは年間 29 件、施設内プレイルームにて一時預かりを実施する施設サービス、待機児童託児サービスは、1 日当たり 12 人、年間約 4,400 人が利用しています。

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

施設 No.	施設名	方向性		説明
		機能	建物	
	子育て広場 【共通事項】	継続	—	【機能】 就学前児童に健全な遊びの場や創造的な体験活動の機会を提供するとともに、子育てに関する様々な悩みや相談に対応するため今後も必要です。 【管理運営】 指定管理者制度を継続します。
①	駅前子育て広場	継続	継続	【建物】 新耐震基準の建物であり、建築から 22 年経過していることから、計画的な改修が必要です。
②	ネーブル子育て広場	継続	継続	【建物】 新耐震基準の建物であり、建築から 16 年経過していることから、計画的な改修が必要です。
③	ファミリー・サポート・センター	検討	検討	【機能】【施設】【管理運営】 市民の保育及び育児に関する多様な需要に応えるため、ファミリー・サポート機能については必要なものの、当該施設で実施している相互支援サービスの利用実態は提供会員が少ないことから実施件数も非常に少ない状況となっていま

			す。 一方、施設内の一時預かりサービスと待機児童託児サービスを実施するには、施設が手狭で、老朽化が顕著となっています。 それぞれのサービスと施設のあり方について、管理運営方法を含めて検討が必要です。
--	--	--	---

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【基本的な考え方】

- 子育て広場事業については、就学前児童に健全な遊びの場や創造的な体験活動の機会を提供するとともに、子育てに関する様々な悩みや相談に対応するため継続します。
- ファミリー・サポート・センター事業については、市民の保育及び育児に関する多様な需要に対応するため、相互支援サービスについては継続します。
同一の施設内で実施する待機児童託児サービスと一時預かりサービスについては、本来のファミリー・サポート・センターの事業とは異なることからサービスのあり方について検討が必要です。
- 子育て広場の管理運営については、指定管理者制度による運営を継続します。

【個別施設の方向性】

① 駅前子育て広場

新耐震基準の建物であり、建築から 22 年経過していることから、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

② ネーブル子育て広場

新耐震基準の建物であり、建築から 16 年経過していることから、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

③ ファミリー・サポート・センター

老朽化が進んでいること、ファミリー・サポート・センターとしての適正規模を上回ることから、ファミリー・サポート・センターの機能移転を図った上で、当該施設については廃止について協議します。

【年度別スケジュール】

施設名	2020 年度 令和 2 年度	2021 年度 令和 3 年度	2022 年度 令和 4 年度	2023 年度 令和 5 年度	2024 年度 令和 6 年度	2025 年度 ~ 2029 年度 令和 7 年度~令和 11 年度
①駅前子育て広場 ②ネーブル子育て広場	予防保全計画の策定		計画に基づく対応			

③ファミリー・サポート・センター					
	事業・施設のあり方検討		検討結果に基づき対応		

● 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

施設名	大規模改修等 (千円/10年間)	維持管理費 (千円/年)	備考
① 駅前子育て広場	88,529	3,907	
② ネーブル子育て広場	0	8,380	
③ ファミリー・サポート・センター	28,900	23,716	

※「継続」の施設については、公共施設等総合管理計画の更新費用算出と同様に、建築後30年（既に超えている施設も含む。）で大規模改修、60年で建替えを行うこととして算出。

※「検討」の施設は、結論が出るまでは使用することから、継続する施設と同様に算出。

※ 維持管理費は、施設のランニングコスト（過去3か年の平均）を計上し、人件費、減価償却費は含めない。

(7) 保健・福祉施設

ア 保健・福祉施設

健診や市民の健康づくり、健康教育の拠点として「古河福祉の森会館」を設置しています。施設には、心身の発達に支援を必要とする児童の日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行うため、児童発達支援センターを併設しています。

また、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るための保健・福祉に関する総合的サービスを提供するため2つの福祉センターを設置しています。

a 施設概要

施設 No.	施設名	所在地	地区名	所管課
①	古河福祉の森会館	新久田 271 番地 1	古河	健康づくり課
②	総和福祉センター（健康の駅）	駒羽根 1501 番地	総和	福祉総務課
③	三和地域福祉センター	仁連 2228 番地 7	三和	

【施設の位置図】



b 現状と課題

施設 No.	施設名	建築年	法定耐用年数(年)	経過年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者数(人)
①	古河福祉の森会館	H8	50	23	8,216	直営管理	正 41 非 12 臨 4	207,909	16,248	90,000
②	総和福祉センター（健康の駅）	H16	50	15	4,200		正 83 非 26 委 4	34,908	501	47,400
③	三和地域福祉センター	H5	50	26	1,793		委 7	9,379	1,009	9,900

① 古河福祉の森会館

古河福祉の森会館は、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積 8,216 m²。平成8年に新耐震基準で建設した建物で、建設から23年が経過しています。

開館日・開館時間は、年末年始と館内清掃日等（11日/年）を除く毎日、9時から22時までで、管理運営は市直営で行い、人件費を含む管理運営費は207,909千円となっています。施設の使用料（3,080千円）、利用管理者負担金など16,248千円の収入があります。

施設は、ホール、研修室1～7号、視聴覚室、調理室、創作室1・2号、トレーニングルームなどで構成し、乳幼児健診やがん検診等で約120日間、約11,100人が受診しているほか、児童発達支援センターでは、約3,200人が利用しています。

また、市民の自主的な学習活動や保健活動（約53,600人）やトレーニングルーム（約22,200人）の利用があり、年間利用者数は約90,000人となっています。なお、社会福祉協議会やNPO法人が事務所を置いています。施設の利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
ホール	34.0	視聴覚室	14.3
研修室1号	8.3	調理室	22.0
研修室2号	23.3	創作室1号	34.7
研修室3号	16.3	創作室2号	45.0
研修室4号	25.3	トレーニングルーム	—
研修室5号	18.7	保健ステーション	12.0
研修室6号	18.7	児童発達支援センター	66.7
研修室7号	21.3	訓練室	

② 総和福祉センター（健康の駅）

総和福祉センター（健康の駅）は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建、延床面積4,200 m²。平成16年に新耐震基準で建設した建物で、建築から15年経過しています。

開館日・開館時間は、年末年始、祝祭日を除く毎日、平日は8時30分～21時まで、土・日曜日は8時30分～17時15分までで、管理運営は市直営で行い、人件費を含む管理運営費は34,908千円となっています。施設の利用料及び行政財産使用料として501千円の収入があります。

施設は、社会福祉センター（視聴覚室1～3、和室、トレーニングルームなど）、健康づくりセンター（健診ホール、調理室、機能回復訓練室など）で構成し、福祉事務所の所管課が執務を行っています。

社会福祉センターと健康づくりセンターでは、市が実施する会議、説明会、教室、健診のほか、貸館やボランティア団体による利用などにより年間約47,400人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
視聴覚室 1・2	40.2	健診ホール	41.5
視聴覚室 3	41.0	機能回復訓練室	31.1
ボランティア作業室	36.4	健康教育室	31.7
調理室	17.7	グループ訓練室	26.6
和室	13.2	トレーニングルーム	—

③ 三和地域福祉センター

三和地域福祉センターは、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建、延床面積 1,793 m²。平成 5 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 26 年経過しています。

開館日・開館時間は、年末年始と祝祭日、土・日曜日を除く毎日、8 時 30 分～17 時 15 分までで、管理運営は市直営で行い、人件費を含む管理運営費は 9,379 千円となっています。施設の利用料及び行政財産使用料として 1,009 千円の収入があります。

施設は、本館（研修室 1・2、教育娯楽室、機能回復訓練室、大小浴室など）とワークス棟で構成し、市が実施する会議、説明会、教室、健診のほか、貸館やボランティア団体による利用などにより年間約 10,000 人が利用しています。

なお、浴室については、設備の老朽化により平成 25 年より使用していません。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
研修室 1	42.4	機能回復訓練室	31.4
研修室 2	45.5	大・小浴室	未使用
教育娯楽室	38.5	ワークス棟	—

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

施設 No.	施設名	方向性		説 明
		機能	建物	
①	古河福祉の森 会館	検討	継続	<p>【機能】 市民の健康づくりや保健衛生に関する事業展開の拠点施設であり、今後も必要なものの、地理的に偏在しており、各種検診等の事業や地域保健活動を行う上で効率的かつ効果的な活動に支障をきたしていることから、庁舎のあり方の検討とあわせ、中核的な保健センターの配置について総和福祉センター(健康の駅)との機能統合を含め検討が必要です。</p> <p>一方、既に市民の学習活動等に使用されているものの、全体として十分使い切れていないことから、施設の位置付け、あり方について検討し、有効活用を図る必要があります。</p> <p>【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 23 年経過していることから、計画的な改修が必要です。</p> <p>【管理運営】 施設の有効活用を検討する中で、民間活力を活用した管理運営手法の検討が必要です。</p>
②	総和福祉セン ター（健康の 駅）	継続	継続	<p>【機能】【管理運営】 庁舎のあり方、福祉の森会館との機能統合の検討結果を踏まえ、施設の活用方法と管理手法について検討が必要です。</p> <p>【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 15 年経過していることから、計画的な改修が必要です。</p>
③	三和地域福祉 センター	検討	継続	<p>【機能】【管理運営】 地域利用施設としての活用実態を精査するとともに、中核的な保健センターの配置の状況をとらえ、当施設の今後のあり方について検討が必要です。</p> <p>【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 26 年経過していることから、計画的な改修が必要です。</p>

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【基本的な考え方】

- 市民が健康で安心して生きがいを持って暮らすため、保健・福祉の拠点として、また、ボランティアや市民活動の拠点として継続します。
- 管理運営については当面、現行どおり市の直営管理としますが、施設利用を検討結果にあわせ管理運営手法のあり方について検討します。
- 施設利用料について受益者負担の観点から、減額・免除規定の見直しを含めて検討します。

【個別施設の方向性】

① 古河福祉の森会館

市民の健康づくりや保健衛生に関する事業展開の拠点施設であり、機能は継続します。

しかしながら、施設の設置場所が、地理的に偏在しており、各種検診等の事業や地域保健活動を行う上で効率的かつ効果的な活動に支障をきたしていることから、庁舎のあり方の検討とあわせ、中核的な保健センターの配置場所について、総和福祉センター（健康の駅）との機能統合を含め検討します。

一方、既に市民の学習活動等に使用されているものの、全体として十分使い切れていないことから、施設の有効活用を図るため、施設の位置付け、あり方について検討します。

施設は、新耐震基準の建物であり、建築後 23 年経過していることから、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

管理運営については、施設の有効活用を検討する中で、民間活力を活用した管理運営手法の導入について検討するとともに、施設使用料の受益者負担の適正化について検討します。

② 総和福祉センター（健康の駅）

施設の機能（施策、事業）については、現在の利用状況を継続します。また、施設を継続利用するに当たり、計画的な改修による建物の長寿命化を図りながら福祉の森会館との機能統合について検討します。

管理運営については、福祉事務所としての機能が多くを占めていることから、継続して直営により行います。

③ 三和地域福祉センター

保健・医療・福祉に関する総合的サービスを提供する福祉センターとして設置したものの、利用実態は、地域団体や自主活動グループなどに使用されている状況から、改めて利用実態を精査するとともに、中核的な保健センターの配置の状況をとらえ、当施設の今後のあり方について管理運営手法を含めて検討します。

施設は、新耐震基準の建物であり、建築後 26 年経過していることから、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

【年度別スケジュール】

施設名	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度～2029年度 令和7年度～令和11年度
① 古河福祉の森会館	→	→			
	→	→			
② 総和福祉センター（健康の駅）	→	→			
	→	→			
③ 三和地域福祉センター	→	→			
	→	→			

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

施設名	大規模改修等 (千円/10年間)	維持管理費 (千円/年)	備考
① 古河福祉の森会館	2,206,250	76,495	
② 総和福祉センター（健康の駅）	0	29,033	
③ 三和地域福祉センター	365,500	9,179	

※「継続」の施設については、公共施設等総合管理計画の更新費用算出と同様に、建築後30年（既に超えている施設も含む。）で大規模改修、60年で建替えを行うこととして算出。

※「検討」の施設は、結論が出るまでは使用することから、継続する施設と同様に算出。

※ 維持管理費は、施設のランニングコスト（過去3か年の平均）を計上し、人件費、減価償却費は含めない。

イ 高齢者福祉施設

高齢者の健康の増進、教養の向上、余暇活動、入浴保養等の場の提供その他必要な業務を行い、古河地区と総和地区に各1施設ずつ配置しています。

a 施設概要

施設 No.	施設名	所在地	地区名	所管課
①	古河老人福祉センター	新久田 285 番地	古河	高齢福祉課
②	総和老人福祉センター	北利根 10 番地	総和	

【施設の位置図】



b 現状と課題

施設 No.	施設名	建築年	法定耐用年数(年)	経過年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者数(人)
①	古河老人福祉センター	S45	50	49	734.00	指定管理	委9	33,829 (32,293)	0 (31,278)	51,700
②	総和老人福祉センター	S54	50	40	1,090.00		委9	34,724 (39,795)	0 (35,416)	39,700

※支出・収入の欄の上段は市の収支額、下段は指定管理者の収支額

① 古河老人福祉センター

古河老人福祉センターは、鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積 734 m²。昭和 45 年に建てられた新耐震基準以前の建物で、平成 5 年に浴場の増築（木造・延床面積 153 m²）を行いました。建築から 49 年が経過し老朽化が進んでいます。耐震診断・耐震補強工事は実施していません。

開館日・開館時間は、毎週水曜日と祝日の翌日、年末年始を除く毎日、9 時 30 分から 17 時までで、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は 32,293 千円、指定管理料（29,780 千円）のほか、利用料金収入、自主事業収入を合わせ 31,278 千円の収入があります。

市は、指定管理料のほか、人件費、借地料を合わせ 33,829 千円を支出しています。

施設は、浴室、大広間、休憩室（小部屋）、将棋室などがあり、年間約 51,700 人が利用し、1

日当たり約 180 人が利用しています。

【利用状況】

年間利用者数	約 51,700 人
--------	------------

② 総和老人福祉センター

総和老人福祉センターは、鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積 1,090 m²。昭和 54 年に建てられた新耐震基準以前の建物で、建築から 40 年が経過し老朽化が進んでいます。耐震診断・耐震補強工事は実施していません。

開館日・開館時間は、毎月第 2・第 4 月曜日と祝日、年末年始を除く毎日、9 時 30 分から 18 時までで、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は 39,795 千円で、指定管理料 (32,634 千円) のほか、利用料金収入、自主事業収入などを合わせ 35,416 千円の収入があります。

市は、指定管理料のほか、人件費を合わせ 34,724 千円を支出しています。

施設は、浴室、集会室、カラオケ室等があり、年間約 39,700 人が利用し、1 日当たり約 120 人が利用しています。

【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
集会室 (9,083 人)	22.9	会議室 (453 人)	1.1
カラオケ室 (215 人)	0.5	浴室 (約 39,700 人)	—

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

施設 No.	施設名	方向性		説明
		機能	建物	
①	古河老人福祉センター	検討	検討	<p>【機能】 設置目的に沿って利用されているものの、利用者が固定化している傾向があり、入浴施設の更新に多大な費用が必要になることや、近隣に公共施設が設置されていることなどに鑑み、今後のあり方について検討が必要です。</p> <p>【建物】 一部を除き新耐震基準以前の建物であり、いずれも築 40 年以上経過し老朽化が著しくなっていることから、今後のあり方について検討が必要です。</p> <p>【管理運営】 当面、指定管理者による管理運営を継続するものの、機能・施設のあり方の検討の中で管理運営手法についても協議が必要です。</p> <p>入浴料について、受益者負担の適正化について検討が必要です。</p>
②	総和老人福祉センター			

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【基本的な考え方】

今後の高齢者人口の推計を踏まえ、施設の必要性や有効性を検証し、老人福祉センターのあり方について検討します。

【個別施設の方向性】

① 古河老人福祉センター ② 総和老人福祉センター

高齢者の健康の増進、教養の向上、余暇活動、入浴保養等の場を提供し、設置目的に沿って利用されているものの、施設の利用者が固定化していること、入浴施設の老朽化に伴い、今後、多額の更新等の費用が見込まれることにより、他の公共施設との複合化による高齢者の活動の場の確保を含め、機能のあり方、施設のあり方、管理運営のあり方について検討します。

今後も継続する場合には、受益者負担の適正化について検討します。

【年度別スケジュール】

施設名	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度～2029年度 令和7年度～令和11年度
①古河老人福祉センター ②総和老人福祉センター	→		-----→			
	今後のあり方についての検討 受益者負担の適正化の検討			検討結果に基づく対応		

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

施設名	大規模改修等 (千円/10年間)	維持管理費 (千円/年)	備考
① 古河老人福祉センター	171,000	30,180	
② 総和老人福祉センター	251,500	33,034	

※「継続」の施設については、公共施設等総合管理計画の更新費用算出と同様に、建築後30年（既に超えている施設も含む。）で大規模改修、60年で建替えを行うこととして算出。

※「検討」の施設は、結論が出るまでは使用することから、継続する施設と同様に算出。

※ 維持管理費は、施設のランニングコスト（過去3か年の平均）を計上し、人件費、減価償却費は含めない。

(8) 医療施設

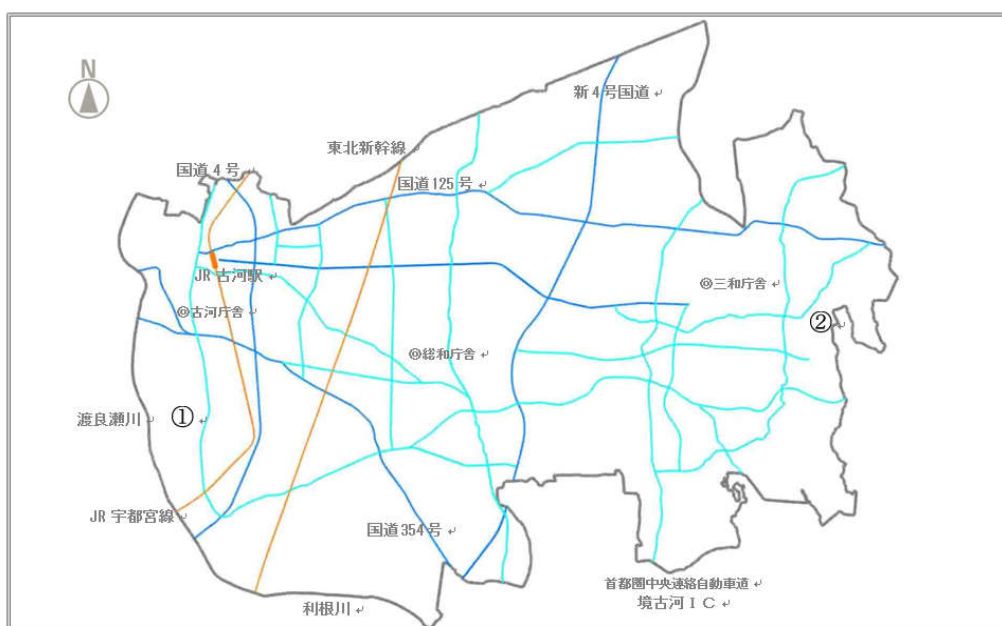
地域住民の健康保持に必要な地域医療を確保するため、2か所の診療所を設置しています。

なお、市内には同じ診療科を有する民間の診療所（個人の医院を含む）が35か所（古河地区20か所、総和地区8か所、三和地区7か所）設置されています。

a 施設概要

施設 No.	施設名	所在地	地区名	所管課
①	古河福祉の森診療所	新久田 271 番地 1	古河	古河福祉の森診療所
②	尾崎国民健康保険診療所	尾崎 5610 番地 5	三和	

【施設の位置図】



b 現状と課題

施設 No.	施設名	建築年	法定耐用年数(年)	経過年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者数(人)
①	古河福祉の森診療所	H8	50	23	1114.00	直営管理	正8 非1 委1	139,444	112,156	12,400
②	尾崎国民健康保険診療所	S55	50	39	610.0	直営管理	正3 委1	58,619	34,541	3,100

① 古河福祉の森診療所

古河福祉の森診療所は、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積は1,114 m²。平成8年に新耐震基準で建設した建物で、建築から23年経過しています。平成30年には、屋根補修工事を実施しています。

診療科目は内科・外科で、診療日及び診療時間は、土日祝・年末年始を除く毎日、8時30分

から 17 時 15 分まで。管理運営は直営で行い、人件費を含む管理運営費は 139,444 千円、診療報酬など事業収入は 112,156 千円となっています。なお、不足額 5,300 千円を一般会計からの繰入で賄っています。

施設は、古河福祉の森診療所（診療室 2、処置室 1、レントゲン室、検査室、内視鏡室等）、旧古河夜間診療所などで構成し、年間約 12,400 人が利用しています。平成 30 年度まで、旧夜間診療所はリハビリの施設として利用していましたが、隣接の古河福祉の森会館に移管し、現在は未利用となっています。

【利用状況】

年間利用者数	約 12,400 人
--------	------------

② 尾崎国民健康保険診療所

尾崎国民健康保険診療所は、鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積 610 m²。昭和 55 年に建てられた新耐震基準以前の建物で、建設から 39 年経過し老朽化が進んでいます。耐震診断、耐震改修は未実施です。

診療科目は内科・外科で、診療日及び診療時間は、土日祝・年末年始を除く毎日、8 時 30 分から 17 時 15 分まで。管理運営は直営で行い、人件費を含む事業費は 58,619 千円、診療報酬などのほか、施設の貸付収入を含め 34,541 千円の収入があります。不足額 22,300 千円は一般会計からの繰入で賄っています。

施設は東棟と西棟で構成し、東棟は市直営の「尾崎国民健康保険診療所」（診療室、レントゲン室、検査室）などで構成し、年間約 3,100 人が利用しています。西棟は民間事業所の福利厚生室として貸与しています。

【利用状況】

年間利用者数	約 3,100 人
--------	-----------

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

施設 No.	施設名	方向性		説明
		機能	建物	
①	古河福祉の森診療所	検討	継続	<p>【機能】</p> <p>周辺における民間医療機関の配置状況を精査するとともに、保健・医療・福祉・介護の連携を図るための公立診療所の役割について検討が必要です。</p> <p>【建物】</p> <p>新耐震基準の建物であり、建築から 23 年経過しています。予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。</p> <p>【管理運営】</p> <p>上記の検討結果にあわせて、経営手法について検討します。</p>

②	尾崎国民健康 保険診療所	検討	検討	<p>【機能】 民間の医療機関の乏しい地域において医療の確保を行う必要があるため、国保事業の一環として設置しましたが、周辺における民間医療機関の配置状況や、1日当たりの利用者状況などを踏まえ、今後のあり方について検討が必要です。</p> <p>【建物】 新耐震基準以前の建物であり（耐震診断、耐震改修は未実施）、建築から39年経過し老朽化が進んでいることから、上記の検討結果を踏まえ、施設のあり方について検討が必要です。</p> <p>【管理運営】 上記の検討結果を踏まえ、隣接する民間事業所の産業医との連携を含め、管理運営のあり方について検討が必要です。</p>
---	-----------------	----	----	---

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【基本的な考え方】

- 古河福祉の森診療所は、公立診療所として、一般の外来診療に加え、在宅療養支援診療所としての役割を担ってきましたが、今後は、地域で支え合う医療機関との連携体制について検討します。
- 尾崎国民健康保険診療所は、民間の医療機関の乏しい地域において、医療の確保を目的として、国保事業の一環として設置しましたが、その後の民間医療機関の設置状況を精査し、今後のあり方について検討します。

【個別施設の方向性】

① 古河福祉の森診療所

新耐震基準の建物であるものの、建築から23年経過しており、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

② 尾崎国民健康保険診療所

新耐震基準以前の建物であり、耐震診断、耐震改修も未実施なことから、診療所の今後の方向性を検討するなかで、施設のあり方、経営のあり方について、隣接する民間事業所の産業医との連携を含め検討します。

【年度別スケジュール】

施設名	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度～2029年度 令和7年度～令和11年度
①古河福祉の森 診療所	→		-----→			
	予防保全計画の策定		計画に基づく対応			
②尾崎国民健康 保険診療所	→		-----→			
	機能・施設・経営 のあり方検討		検討結果に基づく対応			

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

施設名	大規模改修等 (千円/10年間)	維持管理費 (千円/年)	備考
① 古河福祉の森診療所	278,500	6,874	
② 尾崎国民健康保険診療所	100,750	10,139	

※「継続」の施設については、公共施設等総合管理計画の更新費用算出と同様に、建築後30年（既に超えている施設も含む。）で大規模改修、60年で建替えを行うこととして算出。

※「検討」の施設は、結論が出るまでは使用することから、継続する施設と同様に算出。

※ 維持管理費は、施設のランニングコスト（過去3か年の平均）を計上し、人件費、減価償却費は含めない。

2 行政施設

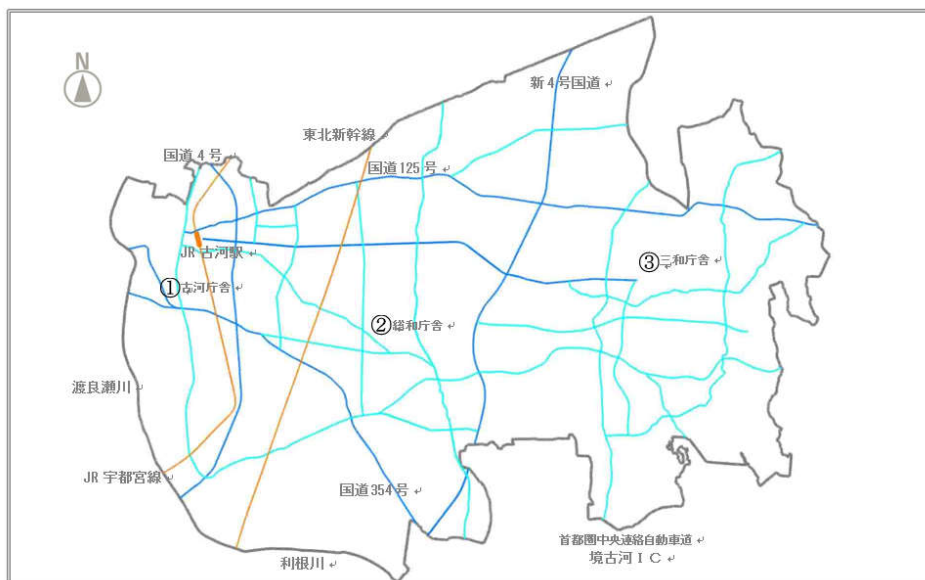
(1) 庁舎施設

市民の暮らしに必要な手続きや相談窓口など行政サービスの提供のほか、議会機能・防災機能などを備えた庁舎として、「古河庁舎」「総和庁舎」「三和庁舎」の三庁舎を分庁舎方式で設置しています。

a 施設概要

施設 No.	施設名	所在地	地区名	所管課
①	古河庁舎	長谷町 38 番 18 号	古河	財産活用課
②	総和庁舎	下大野 2248 番地	総和	
③	三和庁舎	仁連 2065 番地	三和	

【施設の位置図】



b 現状と課題

施設 No.	施設名	建築年	法定耐用年数(年)	経過年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者数(人)
①	古河庁舎	S62	50	32	10,232	直営管理	正 195 非 17 臨 17	97,813	10,221	29,500
②	総和庁舎	S52	50	42	8,441		正 195 非 13 臨 2	83,189	3,589	26,300
③	三和庁舎	H16	50	15	7,716.16		正 220 非 3 臨 2	92,160	2,163	26,500

※利用者数は市民総合窓口受付件数

分庁舎方式により、「古河庁舎」には、市民総合窓口のほか、税部門、商工部門、教育委員会及び議会事務局などを、「総和庁舎」には、市民総合窓口のほか、企画・総務・財政などの管理部門、消防防災・交通防犯などの生活安全部門などを、「三和庁舎」には、市民総合窓口のほか、都市建設・上下水道・環境・農政部門などを配置しています。

3庁舎の開庁日及び開庁時間は、土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く8時30分から17時15分（総和庁舎の一部の窓口については木曜日に限り19時）までで、施設の管理運営は市直営（保守点検など施設管理業務の一部を民間委託）で行い、施設管理に関わる職員の人件費を含めた3施設の管理運営費の総額は292,241千円となっています。自動販売機の貸付収入など16,000千円の収入があります。

① 古河庁舎

主な建物は、庁舎棟、現業棟、車庫棟などで構成し、庁舎は、鉄骨鉄筋コンクリート造4階建、延床面積は8,542㎡。昭和62年に新耐震基準で建設し、平成28年から防水修繕・改修工事を行っています。建築から32年経過し老朽化が進んでいます。

庁舎は執務室や待合ロビー、議場、小会議室、書庫等で構成し、古河法務局証明サービスセンターを配置しているほか、平成26年度からは、空きスペースを「スペースU古河」の会議室として有効活用を図っています。また、市民活動支援センターを配置しています。

管理運営費は、施設管理に関わる職員の人件費を含め97,813千円で、自動販売機の貸付けや広告付き行政情報モニターの設置などにより年間10,221千円の収入があります。なお、市民総合窓口室の年間受付人数は約29,500人です。

② 総和庁舎

主な建物は、第一庁舎、第二庁舎、第三庁舎などで構成し、第一庁舎は、鉄筋コンクリート造4階建、延床面積は1,903㎡。平成26年度に耐震改修を行っています。建築から42年経過し老朽化が顕著になっています。

第二庁舎は、鉄骨造3階建、延床面積は1,462㎡。平成4年に新耐震基準で建設した建物で、建築から27年経過しています。

第三庁舎は、鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積761㎡。昭和56年に新耐震基準で建設した建物で、建築から38年経過し老朽化が進んでいます。なお、旧館（2,769㎡）については、老朽化により令和元年度に解体しました。

庁舎は執務室や会議室等で構成し、管理運営費は、施設管理に関わる職員の人件費を含め83,189千円で、自動販売機の貸付けや広告付き行政情報モニターの設置などにより年間3,589千円の収入があります。なお、市民総合窓口課の年間受付人数は約26,300人です。

③ 三和庁舎

主な建物は庁舎棟、倉庫、車庫などで構成し、庁舎は、鉄筋コンクリート造3階建、延床面積6,996㎡。平成16年に新耐震基準で建設した建物で、建築から15年経過しています。

庁舎は、執務室、会議室、書庫等で構成し、市民活動支援センターを設置しているほか、3階の一部を三和地域交流センターの会議室として使用しています。

管理運営費は、施設管理に関わる職員の人件費を含め92,160千円で、自動販売機の貸付けや

広告付き行政情報モニターの設置などにより年間 2,163 千円の収入があります。なお、市民総合窓口室の年間受付人数は約 26,500 人です。

(まとめ)

古河市の庁舎は、合併前の旧 1 市 2 町の各庁舎を引き続き活用し、平成 17 年 9 月の合併時には管理部門を除き、合併以前と同様に各事業担当部署を各庁舎に配属させた「総合支所方式」でスタートしました。その後、平成 21 年度からは各事業担当部署を一つにまとめ、組織機能を各庁舎に分担させた「分庁舎方式」による行政組織に再編し今日に至っています。

また、合併時から「総和福祉センター（健康の駅）」を古河市福祉事務所として位置付け、子ども福祉課を除く福祉部門を配属しているほか、「古河福祉の森会館」には健康づくり課を配属し、この 2 施設を含め、実質的には 5 カ所で庁舎機能を担っていることとなります。

このため、庁舎利用者が場合によっては 1 カ所で必要な手続き等が完了できず、他の庁舎へ移動することが生じるなど市民サービスの面が課題となっています。

また、議会や庁内外の会議、打ち合わせなどの際に、職員による庁舎間の移動が必要になり、時間的なロスが生じています。また、3 庁舎の管理運営費が 3 億円弱となっており、効率性の面からも、庁舎のあり方について検討が必要になっています。

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

施設 No.	施設名	方向性		説明
		機能	建物	
	各庁舎 【共通事項】	検討	—	<p>【機能】</p> <p>市民サービスの提供や市の行政事務などの執務を行う施設として、また、古河市の行政の中核機能として、さらには、災害時の防災拠点として今後も必要です。</p> <p>分庁舎方式により、市民サービスの利便性、職員の庁舎間の移動や効率的な業務展開、三か所の維持管理コストなど様々な課題が生じていることから、庁舎に必要な機能や業務の見直し、現庁舎周辺のまちづくりを含め、庁舎のあり方について検討が必要です。</p>
①	古河庁舎	検討	検討	<p>【建物】</p> <p>新耐震基準の建物であるものの、建築後 32 年が経過し老朽化が進んでいます。</p> <p>庁舎のあり方を検討する一方で、当分の間、当該施設は使用していくことを前提に、必要な修繕・改修に取り組むとともに、空きスペースの有効活用について検討が必要です。</p>
②	総和庁舎	検討	検討	<p>【建物】</p> <p>すべての庁舎棟は新耐震基準の建物であるものの、第一庁舎は建築から 42 年、第二庁舎は建築後 27 年、第三庁舎は建築後 38 年が経過し老朽化が進んでいます。</p>

				庁舎のあり方を検討する一方で、当分の間、当該施設は使用していくことを前提に、必要な修繕・改修に取り組むとともに、空きスペースの有効活用について検討が必要です。
③	三和庁舎	検討	検討	【建物】 新耐震基準の建物であり、建築後 15 年経過しています。 庁舎のあり方を検討する一方で、当分の間、当該施設は使用していくことを前提に、必要な修繕・改修に取り組むとともに、空きスペースの有効活用について検討が必要です。

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【基本的な考え方】

- 庁舎施設は、証明書発行や相談窓口などの様々なサービスを提供する中核的な公共施設として、また、災害発生時の防災拠点としての役割を果たすことが求められており、今後も市政全般の拠点施設として継続します。
- 分庁舎方式の様々な課題が顕在化していることから、庁舎機能のあり方、事務事業の見直し、現庁舎周辺のまちづくりなどの視点から、庁舎のあり方について検討します。
- 庁舎のあり方の検討の一方で、現庁舎は新耐震基準の建物であり、当分の間、使用が可能なことから、必要な修繕・改修を行い継続使用します。改修に当たっては、ユニバーサルデザインを導入するなど、利用者の視点に立った利便性の向上に努めていきます。
- 庁舎施設の敷地を含め、空きスペースや壁面などの貸付や転用など有効的な活用を図ります。

【個別施設の方向性】

① 古河庁舎

古河庁舎は、新耐震基準の建物であるものの、老朽化が進んでいることから、必要な修繕・改修を行い耐用年数まで使用します。また、空きスペースの有効活用を検討します。

② 総和庁舎

総和庁舎は、すべての棟で新耐震基準の建物であるものの、第一庁舎は建築後 42 年、第二庁舎は建築後 27 年、第三庁舎は建築後 38 年が経過し、いずれも老朽化が進んでいます。庁舎のあり方検討と並行し、隣接する中央公民館の建替えも視野に、施設の修繕・改修の時期、内容について検討します。

③ 三和庁舎

三和庁舎は、新耐震基準の建物であり、建築から 15 年経過しています。災害対策本部機能移転に伴う設備等の整備を計画的に進めるとともに、必要な修繕・改修を行い耐用年数まで使用します。

【年度別スケジュール】

施設名	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度～2029年度 令和7年度～令和11年度
庁舎施設 【共通事項】	庁舎のあり方検討		検討結果に基づく対応			
	包括管理業務の導入(令和2～4年) 導入の検証			導入検証に基づく対応 (対象施設の拡大など)		
①古河庁舎	修繕・改修計画の策定 空きスペースの有効 活用検討		検討結果に基づく対応			
②総和庁舎	修繕・改修計画の策定 空きスペースの有効 活用検討		検討結果に基づく対応			
③三和庁舎	修繕・改修計画の策定 空きスペースの有効 活用検討		検討結果に基づく対応			
	災害対策本部移転に伴う対応					

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

施設名	大規模改修等 (千円/10年間)	維持管理費 (千円/年)	備考
① 古河庁舎	2,231,250	79,521	
② 総和庁舎	1,031,500	66,331	
③ 三和庁舎	413,280	65,755	

※「継続」の施設については、公共施設等総合管理計画の更新費用算出と同様に、建築後30年（既に超えている施設も含む。）で大規模改修、60年で建替えを行うこととして算出。

※「検討」の施設は、結論が出るまでは使用することから、継続する施設と同様に算出。

※維持管理費は、施設のランニングコスト（過去3か年の平均）を計上し、人件費、減価償却費は含めない。

(2) 消防施設

災害が発生した際、地域に密着し、中核的な役割を果たすとともに、平常時・非常時を問わず市民の安全と安心を守るため、1本部27分団体制で消防組織法に基づき消防団を編成し、その活動の拠点として、消防団詰所・車庫を、古河地区に8施設、総和地区に10施設、三和地区に9施設と、分団ごとに計27施設設置しています。

a 施設概要・b 現状と課題

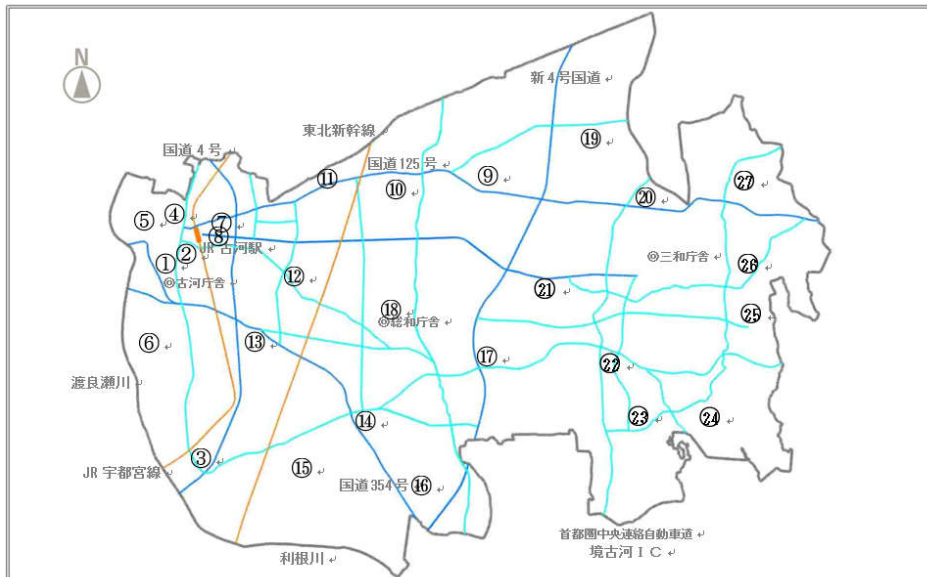
施設No.	施設名	地区	建築年	法定耐用年数(年)	経過年数(年)	構造	延床面積(m ²)	支出(千円)	団員数/定数
①	古河市消防団第1分団詰所・車庫	古河	H13	31	18	S造2階	74.52	1,950	12/15
②	第2分団詰所・車庫		H20	38	11	RC造2階	52.65	1,769	15/15
③	第3分団詰所・車庫		H23	31	8	S造2階	133.48	2,758	14/15
④	第4分団詰所・車庫		H13	31	18	S造2階	193.75	2,447	15/15
⑤	第5分団詰所・車庫		H7	31	24	S造2階	68.94	2,449	12/15
⑥	第6分団詰所・車庫		H16	31	15	S造2階	117.82	2,357	13/15
⑦	第7分団詰所・車庫		H9	31	22	S造2階	115.38	2,201	12/15
⑧	第8分団詰所・車庫		H20	38	11	RC造2階	79.46	1,706	10/15
⑨	第9分団詰所・車庫	総和	H4	31	27	S造2階	89.58	2,518	11/15
⑩	第10分団詰所・車庫		H5	31	26	S造2階	89.58	3,035	13/15
⑪	第11分団詰所・車庫		H6	31	25	S造2階	89.58	6,020	15/15
⑫	第12分団詰所・車庫		H3	31	28	S造2階	89.58	2,744	15/15
⑬	第13分団詰所・車庫		H4	31	27	S造2階	89.58	1,737	14/15
⑭	第14分団詰所・車庫		H3	31	28	S造2階	89.58	3,882	15/15
⑮	第15分団詰所・車庫		H4	31	27	S造2階	89.58	2,362	15/15
⑯	第16分団詰所・車庫		H4	31	27	S造2階	89.58	3,123	15/15
⑰	第17分団詰所・車庫		H3	31	28	S造2階	89.58	2,834	15/15
⑱	第18分団詰所・車庫	H4	31	27	S造2階	89.58	2,087	11/15	
⑲	第19分団詰所・車庫	三和	H16	31	15	S造2階	99.00	3,922	15/15
⑳	第20分団詰所・車庫		H8	31	23	S造2階	88.80	3,161	15/15
㉑	第21分団詰所・車庫		H14	31	17	S造2階	96.00	3,888	13/15
㉒	第22分団詰所・車庫		H10	31	21	S造2階	96.00	3,082	15/15
㉓	第23分団詰所・車庫		H15	31	16	S造2階	96.00	3,810	15/15
㉔	第24分団詰所・車庫		H17	31	14	S造2階	96.00	3,263	13/15
㉕	第25分団詰所・車庫		H17	31	14	S造2階	96.00	2,778	15/15
㉖	第26分団詰所・車庫		H6	31	25	S造2階	96.00	3,656	14/15
㉗	第27分団詰所・車庫		H15	31	16	S造2階	96.00	4,023	14/15

※S造＝鉄骨造、RC造＝鉄筋コンクリート造

消防団は、地域防災力の中核的役割を担い、その活動拠点となる消防団詰所は、活動の戦略を立てるほか、団員の待機・打合せの場所として、また、消防車両等機械器具の保管・維持管理のための機能を備え、常時、使用できる状態で管理運営しています。

施設は、すべて新耐震基準で建設し、1階が車庫、2階が待機所となっており、常時使用できる状態で市が直営で管理し、管理運営の総額は、人件費を含め79,562千円となっています。

【施設の位置図】



(まとめ)

消防団については、昭和40年代から50年代にかけて分団を編成し、現在も当時の体制を維持していますが、消防団員の高齢化やサラリーマン化により団員の確保が困難になってきていること、常備消防力が充実してきていること、地域の自主防災組織の結成が進んでいることなど、編成当時の状況が大きく変化してきていることから、消防団組織のあり方について検討が必要となっています。

一方、消防団分団詰所については、すべて耐震基準は満たしていますが、建築から20年を超え、老朽化が進んでいる施設が15施設もあること、ポンプ車両の更新時期と同時進行であること、敷地として民有地12箇所を借り受けていることなどの課題も顕在化してきています。

○ 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

施設 No.	施設名	方向性		説明
		機能	建物	
	消防団詰所・ 車庫 【共通事項】	継続	継続	<p>【機能】 市民の生命や財産を守るため、火災の消火や救急活動等を行う拠点として、今後も必要です。</p> <p>【施設】 消防団組織については、昭和40年代から50年代にかけて編成した当時の分団数で推移しており、消防団を取り巻く環境の変化を捉え、消防団の組織及び配置のあり方、団員の規模と確保対策、施設の機能のあり方などについて、消防団本部及び関係機関等と協議が必要です。</p> <p>その上で、再編統合を進めるとともに、今後も継続していく施設については、計画的な改修が必要です。</p> <p>【管理運営】 日常管理は消防団員が行うなどの効率的な管理が必要であり、管理運営は市が直営で行う、現行どおりとします。</p>

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【基本的な考え方】

- 市民の生命や財産を守るため、火災の消火や自然災害における救命救助等の救急活動を行うため、消防団の機能は継続します。
- 消防団員の高齢化やサラリーマン化による団員の確保の観点や常備消防の充実強化が図られているなかで、常備消防を補完する非常備消防としての消防団組織及び配置のあり方について関係者で協議します。
- 消防団詰所・車庫については、消防団組織及び配置のあり方の協議結果を踏まえ、またポンプ車両の更新とあわせた今後のあり方について検討します。
- 管理運営については、現行どおり市の直営管理とします。

【個別施設の方向性】

① 古河市消防団第1分団詰所・車庫～㉔ 古河市消防団第27分団詰所・車庫

地域防災の要となる消防団の機能やその活動の拠点となる消防団施設については、今後も充実、強化を図っていきます。

その上で、消防団編成時以後の環境の変化を捉え、関係者の意見を聞きながら、消防団組織のあり方と適正配置(人員・規模・場所含む)を検討し、その結果に基づき、消防団施設の配置のあり方・機能のあり方・老朽化した施設のあり方について検討し、今後継続使用する施設については、予防保全を含む計画的な改修による長寿命化を図ります。

【年度別スケジュール】

施設名	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度～2029年度 令和7年度～令和11年度
①～㉓消防団詰所・車庫 【共通事項】	→			→		→
	消防団組織及び配置のあり方について ポンプ車の更新とあわせた関係者協議			協議結果を踏まえ、 今後のあり方の検討		検討結果に基づく対応

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

施設名	大規模改修等 (千円/10年間)	維持管理費 (千円/年)	備考
① 古河市消防団第1分団詰所・車庫	—	150	
② 第2分団詰所・車庫	—	106	
③ 第3分団詰所・車庫	—	176	
④ 第4分団詰所・車庫	—	159	
⑤ 第5分団詰所・車庫	—	192	
⑥ 第6分団詰所・車庫	—	154	
⑦ 第7分団詰所・車庫	—	232	
⑧ 第8分団詰所・車庫	—	163	
⑨ 第9分団詰所・車庫	—	241	
⑩ 第10分団詰所・車庫	—	197	
⑪ 第11分団詰所・車庫	—	245	
⑫ 第12分団詰所・車庫	—	200	
⑬ 第13分団詰所・車庫	—	234	
⑭ 第14分団詰所・車庫	—	256	
⑮ 第15分団詰所・車庫	—	225	
⑯ 第16分団詰所・車庫	—	209	
⑰ 第17分団詰所・車庫	—	246	
⑱ 第18分団詰所・車庫	—	218	
⑲ 第19分団詰所・車庫	—	292	
㉑ 第20分団詰所・車庫	—	233	
㉒ 第21分団詰所・車庫	—	227	
㉓ 第22分団詰所・車庫	—	296	
㉔ 第23分団詰所・車庫	—	289	

②④	第 24 分団詰所・車庫	—	220	
②⑤	第 25 分団詰所・車庫	—	150	
②⑥	第 26 分団詰所・車庫	—	266	
②⑦	第 27 分団詰所・車庫	—	236	

※「継続」の施設については、公共施設等総合管理計画の更新費用算出と同様に、建築後 30 年（既に超えている施設も含む。）で大規模改修、60 年で建替えを行うこととして算出。

※「検討」の施設は、結論が出るまでは使用することから、継続する施設と同様に算出。

※維持管理費は、施設のランニングコスト（過去 3 か年の平均）を計上し、人件費、減価償却費は含めない。

(3) 環境衛生施設

公衆衛生その他公共の福祉の観点から、墓地、埋葬等に関する法律に基づき古河市斎場（火葬棟及び葬祭棟）を設置しています。

また、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に古河クリーンセンターを設置しています。

a 施設概要

施設 No.	施設名	所在地	地区名	所管課
①	古河市斎場	三杉町二丁目1番1号	古河	環境課
②	古河クリーンセンター	牧野地768番地1		環境課 環境施設管理室

【施設の位置図】



b 現状と課題

施設 No.	施設名	建築年	法定耐用年数(年)	経過年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用件数・処理量
①	古河市斎場	S48	38	47	999	指定管理	委4	19,849 (71,094)	0 (71,150)	920件
②	古河クリーンセンター	H6	38	25	4,144	直営管理	正4 非2 他15	399,533	115,843	16,300t

※古河市斎場の支出額、収入額の上段は市の収支額、下段は指定管理者の収支額

① 古河市斎場

古河市斎場は、火葬棟と葬祭棟で構成し、このうち、火葬棟は、鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積は225 m²。昭和48年に建設した新耐震基準以前の建物であり、建築から47年経過し、

老朽化が進んでいます。平成 30 年に耐震診断を行い、耐震基準は満たされているとの判定を受けています。葬祭棟は、鉄筋コンクリート造平屋建、延床面積は 774 m²で、平成 10 年に新耐震基準で改築し、建築から 21 年経過しています。

施設は、年始（1 月 1 日から 1 月 2 日まで）を除く毎日、8 時 30 分から 17 時 15 分まで開館。通夜式のために利用する場合は 21 時まで使用できます。管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は 71,094 千円で、指定管理料（10,561 千円）、施設利用料約 22,000 千円のほか、その他の収入として生花及び賄い飲食物料として約 38,500 千円、合計 71,150 千円の収入があります。市の支出額は指定管理料と市職員の人件費で 19,849 千円となっています。

火葬棟には火葬炉 3 基を設置し、年間約 920 件の火葬を行っています。

葬祭棟は、式場、待合室、夜間控室などで構成し、式場は告別式と通夜に使用され、合わせて年間 400 件程度利用されています。待合室は、火葬中や通夜の待合に年間 1,100 件程度利用されます。夜間控室は年間 30 件程度利用されています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
式場	27	待合室	21
夜間控室	9	火葬炉	36

② 古河クリーンセンター

古河クリーンセンターは、管理棟、工場棟、車庫棟で構成しています。このうち、管理棟は、鉄筋コンクリート造地上 2 階建、延床面積は 609 m²、工場棟は鉄筋コンクリート造及び鉄骨造地下 1 階、地上 4 階建、延床面積 3,191 m²、車庫棟は鉄骨造平屋建、延床面積は 344 m²で、合計の延床面積 4,144 m²となっています。

施設は平成 6 年に新耐震基準で建設し、建築から 25 年経過しています。当地域は水害時の浸水危険区域になっております。

古河クリーンセンターでは、集積所から回収されたごみのほか、持参したごみの受入れと焼却を行っており、自己搬入ごみの受入れは、土日及び年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日）を除く毎日、平日は 9 時から 16 時、祝日は 9 時から正午まで市職員が行っています。ごみ焼却は、日曜及び年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日）を除く毎日、8 時 30 分から翌 0 時 30 分まで、運転管理業務は民間委託で行っています。施設の管理運営費は人件費を含め 399,533 千円で、ごみ搬入者からのごみ処理手数料を含め 115,843 千円の収入があります。

焼却炉は 2 基設置し（焼却能力は 45 t / 16h 1 基）、焼却しているごみの種類は可燃ごみ、可燃性粗大ごみで、年間約 16,300 t 焼却しています。

【利用状況】

部屋名	稼働時間率 (%)	焼却量 (t)
1 号炉	75.8	7,644
2 号炉	79.7	8,629

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

施設 No.	施設名	方向性		説明
		機能	建物	
①	古河市斎場	継続	継続	<p>【機能】 火葬業務については原則、地方自治体が実施することになっており、市内唯一の火葬場であることから今後も必要です。</p> <p>【施設】 火葬棟は新耐震基準以前の建物であり、建築から 47 年経過し、火葬炉等の設備や施設の老朽化が進んでいることから、施設、設備のあり方について検討が必要です。 葬祭棟は建築から 21 年経過しており、施設・設備のあり方検討の中で、長寿命化を含めた検討が必要です。</p> <p>【管理運営】 指定管理者による運営を継続するものの、業務仕様書の検証やモニタリング評価を徹底し、さらに効率的かつ効果的な運営が必要です。 火葬料金、斎場使用料について、原価計算や周辺自治体との状況を比較検証し、受益者負担の適正化の検討が必要です。</p>
②	古河クリーンセンター	継続	継続	<p>【機能】 ごみ処理を適正に進め、生活環境の向上と公衆衛生を確保する観点から必要な機能であるものの、ごみ処理の広域化を進める必要があります。</p> <p>【施設】 新耐震基準の建物であるものの、環境基準を達成するためには、広域化への移行を視野に入れつつ、継続使用するための計画的な改修が必要です。</p> <p>【管理運営】 広域化への移行まで現行どおりとします。</p>

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【個別施設の方向性】

① 古河市斎場

火葬業務については原則、地方自治体が実施することになっており、市内唯一の火葬場であることから今後も継続します。

火葬棟は新耐震基準以前の建物であり、建築から 47 年経過し、火葬炉等の設備や施設の老朽化が進んでいることから、令和 3 年度に火葬炉設備設置工事、火葬棟改築工事を行います。

管理運営については、当面、指定管理者による運営を継続するものの、施設の改築にあわせ、今後の管理運営のあり方について検討します。

火葬料金、その他の施設使用料について、原価計算や周辺自治体との状況を比較検証し、受益者負担の適正化を検討します。

② 古河クリーンセンター

ごみ処理を適正に進め、生活環境の向上と公衆衛生を確保する観点から継続します。なお、将来的には、ごみ処理の広域化を進めます。

施設は、ごみ処理の広域化に向けて協議中のため、必要な改修を行い、継続使用します。

管理運営については、当面の間、現行どおりの市直営を維持します。

【年度別スケジュール】

施設名	2020 年度 令和 2 年度	2021 年度 令和 3 年度	2022 年度 令和 4 年度	2023 年度 令和 5 年度	2024 年度 令和 6 年度	2025 年度 ~ 2029 年度 令和 7 年度~令和 11 年度
①古河市斎場	実施設計	更新工事		継続運用		
	管理運営方法の検討			検討結果に基づく対応		
	受益者負担の適正化の検討			検討結果に基づく対応		
②古河クリーンセンター	広域化に向けての協議					

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

施設名	大規模改修等 (千円/10 年間)	維持管理費 (千円/年)	備考
① 古河市斎場	994,960	13,991	
② 古河クリーンセンター	950,000	108,943	

- ※「継続」の施設については、公共施設等総合管理計画の更新費用算出と同様に、建築後 30 年（既に超えている施設も含む。）で大規模改修、60 年で建替えを行うこととして算出。
- ※「検討」の施設は、結論が出るまでは使用することから、継続する施設と同様に算出。
- ※維持管理費は、施設のランニングコスト（過去 3 か年の平均）を計上し、人件費、減価償却費は含めない。

3 インフラ等関連施設

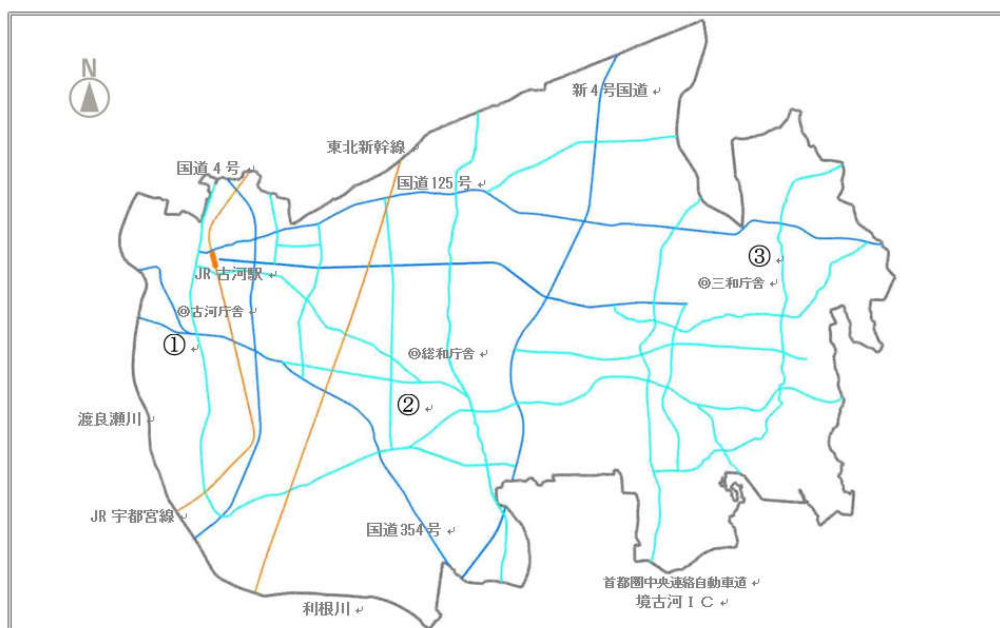
(1) 公園

市民の憩いの空間として、「古河総合公園（古河公方公園）」、「ネーブルパーク」、「三和ふるさとの森」を設置していますが、利用者の利便性の確保のため、管理棟、飲食施設等を設置しています。なお、公園の維持管理については、別途、「公園施設長寿命化計画」に示された基本方針に基づき行います。

a 施設概要

施設 No.	施設名	所在地	地区名	所管課
①	古河総合公園内建物	鴻巣 399 番地 1	古河	都市計画課
②	ネーブルパーク内建物	駒羽根 620 番地	総和	
③	三和ふるさとの森内建物	東諸川 711 番地 1	三和	

【施設の位置図】



b 現状と課題

施設 No.	施設名	建築年	法定耐用年数(年)	経過年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	職員数(人)	支出(千円)	収入(千円)	利用者数(人)
①	古河総合公園内建物	H10	24	21	1,342	指定管理	指 5	71,045 (60,021)	688 (61,558)	581,257
②	ネーブルパーク内建物	H3	24	28	4,511	指定管理	指 9	192,508 (261,398)	0 (264,154)	357,900
③	三和ふるさとの森内建物	H13	24	18	220	指定管理	指 2	24,724 (15,815)	0 (16,026)	17,120

※支出額・収入額の上段は市の収支額、下段は指定管理者の収支額

① 古河総合公園内建物

古河総合公園の面積は224,569㎡で、園内には古河公方館跡を中心に残されている自然の環境を保存し、花桃をはじめ梅林や大賀ハスといった四季折々の花々に親しめるほか、管理棟と飲食施設を設置しています。このうち、管理棟は、木造平屋建、延床面積556㎡。飲食施設は鉄骨造平屋建、延床面積262㎡で、いずれも平成10年に新耐震基準で建設した建物で、建設から21年経過しています。

公園は年中無休で開園し、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の合計は60,021千円で、市からの指定管理料(49,207千円)のほか、利用料収入や売上収入など61,558千円の収入があります。

市の支出額は指定管理料49,207千円のほか、総合公園整備事業費など71,045千円で、施設使用料として688千円の収入があります。

管理棟は、展示室や会議室などで、また、飲食施設は、食堂や調理場などで構成し、公園利用者や市民団体の自主的な活動で使用され、公園の利用者を含め年間約581千人が利用しています。利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
展示室	17	会議室	—

② ネーブルパーク内建物

ネーブルパークの面積は176,241㎡で、パーク内には、アスレチック広場やポニー牧場、釣り堀などのほか、管理事務所、キャンプセンター、工芸館、農産物直売所、野外ステージ、古民家を設置しています。

パーク内の施設はすべて新耐震基準で建設した建物で、施設の現況は以下のとおりです。

施設名	構造	延床面積	建築年	経過年数
研修センター平成館	木造2階建	1,972㎡	平成4年	27年
管理事務所	木造平屋建	136㎡	平成3年	28年
キャンプセンター	木造平屋建	123㎡	平成元年	30年
工芸館	鉄筋コンクリート 平屋建	123㎡	平成4年	27年
農産物直売所	木造平屋建	166㎡	平成7年	24年
野外ステージ	鉄骨造平屋建	143㎡	平成7年	24年
古民家	木造平屋建	151㎡	平成7年	24年

公園は年中無休で開園し、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出するネーブルパーク全体の管理運営費は261,398千円で、指定管理料(137,219千円)のほか、利用料収入や売上収入など264,154千円の収入があります。

市の支出額は指定管理料137,219千円のほか、ネーブルパーク整備事業費など192,508千円で、施設使用料としての収入はありません。

研修センター平成館内は、講義室、研修室、会議室、宿泊施設などで構成し、利用状況は以下のとおりです。

【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
講義室	68	研修室	79
会議室	13	宿泊施設	83

キャンプセンターは、キャビン 10 棟とバーベキュー広場で構成し、キャビンの利用回数は 1,181 回で、稼働率は 58%、バーベキュー広場の利用回数は 1,321 回で、稼働率は 59%です。

工芸館は陶芸室と木工室で構成し、利用状況は陶芸室が利用者数 3,469 人で稼働率 79%、木工室が利用者数 217 人で、稼働率は 11%です。

野外ステージは、11 件の利用で稼働率 4%、古民家は利用者数 4,796 人です。そのほかに農産物直売所や売店があり、公園全体の年間利用者数は約 358 千人となっています。

③ 三和ふるさとの森内建物

三和ふるさとの森の面積は 51,105 m²で、園内にはバーベキュー広場や休憩舎のほか、管理事務所を設置しています。このうち、管理事務所は、木造平屋建、延床面積 50 m²。平成 13 年に新耐震基準で建設した建物で、建設から 18 年経過しています。

公園は年中無休で開園し、8 時 30 分から 20 時 30 分までで、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費の合計は 15,815 千円で、市からの指定管理料（15,740 千円）のほか、利用料収入など 16,026 千円の収入があります。

市の支出額は指定管理料 15,740 千円のほか、施設維持管理費など 24,724 千円で、施設使用料としての収入はありません。

公園全体の年間利用者数は約 17 千人となっています。

c 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

施設 No.	施設名	方向性		説明
		機能	建物	
①	古河総合公園内建物	継続	継続	<p>【機能】</p> <p>古河総合公園やネーブルパーク、三和ふるさとの森の維持管理や利用者にとって必要な付帯施設であるため、今後も必要です。</p> <p>研修センター平成館については、研修機能の位置付けがあるものの、利用実態に鑑み、有効活用の検討が必要です。</p>
②	ネーブルパーク内建物	継続	継続	

③	三和ふるさとの森内建物	継続	継続	【建物】 新耐震基準の建物であり、建築から20～30年経過しており、計画的な改修が必要です。 【管理運営】 現行どおり指定管理者制度を継続しますが、モニタリング評価の徹底を図り、サービスの向上につなげる必要があります。
---	-------------	----	----	--

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【基本的な考え方】

- 公園内建物については、古河総合公園やネーブルパーク、三和ふるさとの森など公園の付帯施設として継続します。
- 施設については、新耐震基準の建物であり、建築後20～30年経過していることから、計画的に改修し長寿命化を図ります。
- 管理運営については、当面、現行どおり指定管理者制度を継続しますが、業務仕様書を検証するとともに、モニタリング評価を徹底し、サービスの向上を図ります。

【個別施設の方向性】

- ① 古河総合公園内建物 ② ネーブルパーク内建物 ③ 三和ふるさとの森内建物

新耐震基準の建物であり、今後も継続使用するため、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

管理運営については、業務仕様書を再点検するとともに、モニタリング評価を徹底します。

【年度別スケジュール】

施設名	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度～2029年度 令和7年度～令和11年度
①～③公園内建物						
	予防保全計画の策定			計画に基づく対応		
	業務仕様書の点検・ モニタリング評価の徹底					

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

施設名	大規模改修等 (千円/10年間)	維持管理費 (千円/年)	備考
① 古河総合公園内建物	163,600	62,541	
② ネーブルパーク内建物	568,600	159,572	
③ 三和ふるさとの森内建物	0	10,517	

※「継続」の施設については、公共施設等総合管理計画の更新費用算出と同様に、建築後30年（既に超えている施設も含む。）で大規模改修、60年で建替えを行うこととして算出。

※「検討」の施設は、結論が出るまでは使用することから、継続する施設と同様に算出。

※維持管理費は、施設のランニングコスト（過去3か年の平均）を計上し、人件費、減価償却費は含めない。

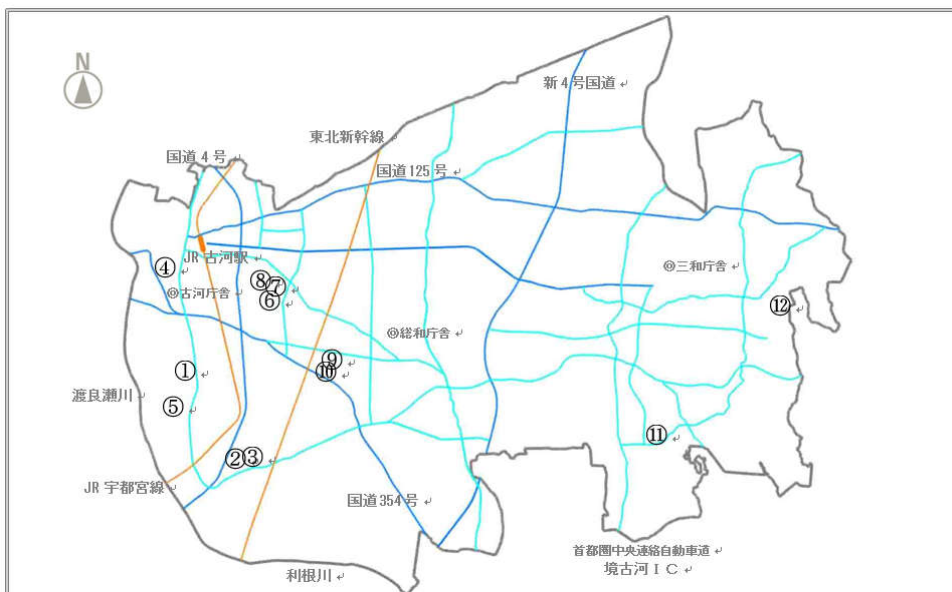
(2) 市営住宅

住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため、「赤松市営住宅」など 12 箇所の公営住宅を設置しています。

a 施設概要

施設 No.	施設名	所在地	地区名	所管課
①	赤松市営住宅	新久田 220 番地 3	古河	営繕住宅課
②	大山市営住宅（上耕地）	大山 1555 番地		
③	大山市営住宅（第二）	大山 1554 番地		
④	城郭外市営住宅	桜町 9 番 1 号 他		
⑤	ククヤ台市営住宅	三和 176 番地 18 他		
⑥	上辺見第一市営住宅	上辺見 2539 番地	総和	
⑦	上辺見市営住宅	上辺見 2500 番地		
⑧	鹿養市営住宅	上辺見 2386 番地		
⑨	磯部市営住宅	磯部 1 番地 1		
⑩	磯部第一市営住宅	磯部 16 番地 1	三和	
⑪	沼影市営住宅	東山田 1808 番地 3		
⑫	尾崎市営住宅	尾崎 4037 番地 1		

【施設の位置図】



b 現状と課題

施設 No.	施設名	建築年	法定耐用年数(年)	経過年数(年)	延床面積(m ²)	運営形態	支出(千円)	収入(千円)	入居世帯／管理戸数
①	赤松市営住宅	H7	47	24	1,976	直営管理	4,226	6,815	21/23
②	大山市営住宅(上耕地)	S41	27	53	813	直営管理	3,012	1,174	4/25
③	大山市営住宅(第二)	S47	47	47	651	直営管理	2,978	1,165	3/18
④	城郭外市営住宅	S49	47	45	2,786	直営管理	19,093	7,931	45/48
⑤	ククヤ台市営住宅	S53	47	41	4,421	直営管理	15,077	14,424	64/66
⑥	上辺見第一市営住宅	S47	47	47	1,804	直営管理	7,142	4,383	35/40
⑦	上辺見市営住宅	S58	47	36	2,315	直営管理	3,233	6,831	30/30
⑧	鹿養市営住宅	H5	47	26	2,517	直営管理	5,964	6,909	25/30
⑨	磯部市営住宅	S48	47	46	496	直営管理	3,143	1,468	9/10
⑩	磯部第一市営住宅	S52	47	42	1,076	直営管理	3,256	3,089	16/16
⑪	沼影市営住宅	S53	27	41	510	直営管理	2,997	1,443	5/10
⑫	尾崎市営住宅	S54	27	40	540	直営管理	3,016	1,356	4/10

市営住宅管理戸数は326戸(うち2戸火災滅失)で、そのうち、大山・沼影・尾崎市営住宅は用途廃止に向け、入居募集を停止しています。入居戸数は245戸、入居率は約93%となっています。(用途廃止予定の住宅は政策空家として入居戸数・入居率算定には含めない。)

施設の管理運営は市直営で行い、入居者の募集・決定など入居者の管理のほか、住宅使用料の徴収、滞納整理、施設の維持管理、修繕対応などを実施しています。

人件費を含む管理運営費の総額は73,137千円で、住宅使用料は、建物の大きさや経年、利便性係数などを考慮して設定され、入居者の所得状況により決定します。市営住宅に関する収入は、住宅使用料や交付金等を含め、総額で56,988千円になりますが、滞納世帯等もあり、収納率は96%で、滞納世帯は19件となっています。

① 赤松市営住宅

赤松市営住宅は、鉄筋コンクリート造4階(一部3階)、延床面積は1,976 m²。平成7年に新耐震基準で建設した建物で、建築から24年経過しており、長寿命化に向けて対策工事を行っています。

管理戸数は23戸で、住宅内の間取りは2DK、3DK、3LDK、入居戸数は21戸、入居率は91%です。人件費を含む管理運営費は4,226千円で、住宅使用料等として6,815千円の収入があります。

② 大山市営住宅(上耕地)

大山市営住宅(上耕地)は5棟で構成し、軽量鉄骨造平屋建、延床面積は813 m²。昭和41年

に建設した新耐震基準以前の建物で、耐震診断の結果、耐震基準は満たしていますが、建築から53年が経過し、老朽化が顕著となっています。用途廃止に向けて入居者に対して住み替え事業を展開しています。

管理戸数は25戸（うち2戸火災滅失）で、住宅の間取りは2K、2DK、老朽化により用途廃止に向け新たな入居者の募集を停止し、現在の入居戸数は4戸、入居率は16%です。人件費を含む管理運営費は3,012千円で、住宅使用料等として1,174千円の収入があります。

③ 大山市営住宅（第二）

大山市営住宅（第二）は3棟で構成し、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積は651㎡。昭和47年に建設した新耐震基準以前の建物で、耐震診断の結果、耐震基準は満たしていますが、建築から47年が経過し、老朽化が顕著となっています。用途廃止に向けて入居者に対して住み替え事業を展開しています。

管理戸数は18戸で、住宅の間取りは2DK、老朽化により用途廃止に向け新たな入居者の募集を停止し、現在の入居戸数は3戸、入居率は17%です。人件費を含む管理運営費は2,978千円で、住宅使用料等として1,165千円の収入があります。

④ 城郭外市営住宅

城郭外市営住宅は2棟で構成し、鉄筋コンクリート造4階建、延床面積は2,786㎡。昭和49・50年に建設した新耐震基準以前の建物で、耐震診断の結果、耐震基準は満たしています。建築から45～46年が経過し、老朽化が進んでいますが、長寿命化に向けて対策工事を行っています。

管理戸数は48戸で、住宅の間取りは3K、2DK、現在の入居戸数は45戸、入居率は94%です。人件費を含む管理運営費は19,093千円で、住宅使用料等として7,931千円の収入があります。

⑤ ククヤ台市営住宅

ククヤ台市営住宅は4棟で構成し、鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は4,421㎡。昭和53年に建設した新耐震基準以前の建物で、耐震診断の結果、耐震基準は満たしています。建築から41年が経過し、老朽化が進んでいますが、長寿命化に向けて対策工事を行っています。

管理戸数は66戸で、住宅の間取りは3K、2DK、現在の入居戸数は64戸、入居率は97%です。人件費を含む管理運営費は15,077千円で、住宅使用料等として14,424千円の収入があります。

⑥ 上辺見第一市営住宅

上辺見第一市営住宅は、鉄筋コンクリート造5階建、延床面積は1,804㎡。昭和47年に建設した新耐震基準以前の建物で、耐震診断の結果、耐震基準は満たしています。建築から47年が経過し、老朽化が進んでいますが、長寿命化に向けて対策工事を行っています。

管理戸数は40戸で、住宅の間取りは3K、2DK、現在の入居戸数は35戸、入居率は88%です。人件費を含む管理運営費は7,142千円で、住宅使用料等として4,383千円の収入があります。

⑦ 上辺見市営住宅

上辺見市営住宅は2棟で構成し、鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は2,315㎡。昭和58年に新耐震基準で建設した建物で、建築から36年が経過し、老朽化が進んでいますが、長寿命化に向けて対策工事を行っています。

管理戸数は30戸で、住宅の間取りは3DK、現在の入居戸数は30戸、入居率は100%です。人件費を含む管理運営費は3,233千円で、住宅使用料等として6,831千円の収入があります。

⑧ 鹿養市営住宅

鹿養市営住宅は2棟で構成し、鉄筋コンクリート造3階建、延床面積は2,517㎡。平成5年に新耐震基準で建設した建物で、建築から26年が経過し、長寿命化に向けて対策工事を行っています。

管理戸数は30戸で、住宅の間取りは3DK、現在の入居戸数は25戸、入居率は83%です。人件費を含む管理運営費は5,964千円で、住宅使用料等として6,909千円の収入があります。

⑨ 磯部市営住宅

磯部市営住宅は2棟で構成し、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積は496㎡。昭和48年に建設した新耐震基準以前の建物で、耐震診断の結果、耐震基準は満たしていますが、建築から46年が経過し、老朽化が顕著となっています。

管理戸数は10戸で、住宅の間取りは2DK、現在の入居戸数は9戸、入居率は90%です。人件費を含む管理運営費は3,143千円で、住宅使用料等として1,468千円の収入があります。

⑩ 磯部第一市営住宅

磯部第一市営住宅は、鉄筋コンクリート造4階建、延床面積は1,076㎡。昭和52年に建設した新耐震基準以前の建物で、耐震診断の結果、耐震基準は満たしています。建築から42年が経過し、老朽化が進んでいますが、長寿命化に向けて対策工事を行っています。

管理戸数は16戸で、住宅の間取りは3DK、2DK、現在の入居戸数は16戸、入居率は100%です。人件費を含む管理運営費は3,256千円で、住宅使用料等として3,089千円の収入があります。

⑪ 沼影市営住宅

沼影市営住宅は5棟で構成し、軽量鉄骨造平屋建、延床面積は510㎡。昭和53年に建設した新耐震基準以前の建物で、耐震診断の結果、耐震基準は満たしていますが、建築から41年が経過し、老朽化が顕著となっています。用途廃止に向けて入居者に対して住み替え事業を展開しています。

管理戸数は10戸で、住宅の間取りは3K、老朽化により用途廃止に向け新たな入居者の募集を停止し、現在の入居戸数は5戸、入居率は50%です。人件費を含む管理運営費は2,997千円で、住宅使用料等として1,443千円の収入があります。

⑫ 尾崎市営住宅

尾崎市営住宅は5棟で構成し、軽量鉄骨造平屋建、延床面積は540㎡。昭和54年に建設した

新耐震基準以前の建物で、耐震診断の結果、耐震基準は満たしていますが、建築から 40 年が経過し、老朽化が顕著となっています。用途廃止に向けて入居者に対して住み替え事業を展開しています。

管理戸数は 10 戸で、住宅の間取りは 3 K、老朽化により用途廃止に向け新たな入居者の募集を停止し、現在の入居戸数は 4 戸、入居率は 40%です。人件費を含む管理運営費は 3,016 千円で、住宅使用料等として 1,356 千円の収入があります。

(まとめ)

市が保有する市営住宅の管理戸数は 326 戸、入居戸数は 245 戸となっていますが、ほとんどの住宅では、建築から 40 年以上経過し、老朽化が進んでいます。

一方、古河市の民間賃貸住宅の空き家状況について平成 30 年の住宅土地統計調査に基づき推計すると 1,860 戸と見込まれています。

今後、各市営住宅の老朽化が進み、建替えや大規模改修は避けられませんが、その際、公営住宅のニーズを精査し、市が保有すべき管理戸数を明らかにした上で、公共で施設を確保することに加え、一定程度民間ストックを活用することが求められます。

住宅使用料（家賃等）については、公営住宅法の規定に基づき、建物の大きさや経年、利便性係数などを考慮して設定され、入居者の所得状況により決定し、家賃等を設定していますが、全体の収納率は現年度分 96%（過年度分を含むと 89%程度）となっています。負担の公平性の観点から滞納対策の強化が必要です。

なお、管理運営のための職員の人件費と施設の減価償却費を含めると、全体の支出は 124,604 千円となっています。現在、管理運営を市直営で行っていますが、民間活力を活用した手法と比較検証し、より効率的に管理運営を行なっていくための検討が必要です。

○ 施設評価

公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、「施設の安全性」、「施設の必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、次のように分析・評価しました。

施設 No.	施設名	方向性		説明
		機能	建物	
	【共通事項】 市営住宅	—	—	<p>【機能】 住宅に困窮する所得の低い市民に対して低廉な家賃で住宅を提供する、公営住宅の機能は継続しますが、市内の民間賃貸住宅の空き家の状況や、国における民間ストックを活用した公営住宅の提供指針を踏まえ、古河市としての公営住宅の管理戸数を示した上で、公と民の役割を明確にし、老朽化した住宅については用途廃止を含め、今後のあり方の検討が必要です。</p> <p>【管理運営】 当面、現行どおりとしますが、周辺自治体との連携などを含め、民間活力を活用した効率的な管理運営方法について検討が必要です。</p>

① ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑩	赤松市営住宅 城郭外市営住宅 ククヤ台市営住宅 上辺見第一市営住宅 上辺見市営住宅 鹿養市営住宅 磯部第一市営住宅	継続	継続	【建物】 耐震診断基準を満たしているものの、公営住宅法における法定耐用年数を踏まえ、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図る必要があります。
② ③ ⑪ ⑫	大山市営住宅(上耕地) 大山市営住宅(第二) 沼影市営住宅 尾崎市営住宅	廃止	廃止	【建物】 耐震診断基準を満たしているものの、老朽化が著しいことから、用途廃止に向けて住み替え事業の促進が必要です。
⑨	磯部市営住宅	継続	検討	【建物】 耐震診断基準を満たしているものの、老朽化が進み、公営住宅法における耐用年数とほぼ同様になっていることから今後のあり方について検討が必要です。

d 今後の方針とスケジュール

施設評価に基づき、今後の方針とスケジュールは次のとおりとします。

【基本的な考え方】

- 公営住宅法に基づき、住宅に困窮する所得の低い市民に対して低廉な家賃で住宅を提供する公営住宅の機能を継続します。
- 市内の民間賃貸住宅の空き状況や、国における民間ストックの活用指針を踏まえ、市としての公営住宅の管理戸数を示し、公と民の役割を明確にした上で、民間ストックを活用した公営住宅の提供のあり方を検討するとともに、老朽化し、公営住宅法に定める耐用年数を超えた市営住宅については用途廃止を進めます。
- 管理運営について、民間活力の活用を図り、効率的な手法を検討します。

【個別施設の方向性】

① 赤松市営住宅

新耐震基準で建設した建物で、建築から 24 年経過していることから、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

② 大山市営住宅（上耕地）

耐震診断基準を満たしているものの、建築から 53 年経過し老朽化が顕著なこと、公営住宅法の耐用年数（簡易耐火構造住宅平屋 30 年）を超えていることから廃止に向けた事業展開をします。

③ 大山市営住宅（第二）

耐震診断基準を満たしているものの、建築から 47 年経過し老朽化が顕著なこと、公営住宅法の耐用年数（簡易耐火構造住宅 2 階建 45 年）を超えていることから廃止に向けた事業展開を

ます。

④ 城郭外市営住宅

耐震診断基準を満たし、建築から 45 年経過し老朽化が進んでいるものの、公営住宅法の耐用年数（耐火構造住宅 70 年）を踏まえ、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

⑤ ククヤ台市営住宅

耐震診断基準を満たし、建築から 41 年経過し老朽化が進んでいるものの、公営住宅法の耐用年数（耐火構造住宅 70 年）を踏まえ、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

⑥ 上辺見第一市営住宅

耐震診断基準を満たし、建築から 47 年経過し老朽化が進んでいるものの、公営住宅法の耐用年数（耐火構造住宅 70 年）を踏まえ、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

⑦ 上辺見市営住宅

耐震診断基準を満たし、建築から 36 年経過し老朽化が進んでいるものの、公営住宅法の耐用年数（耐火構造住宅 70 年）を踏まえ、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

⑧ 鹿養市営住宅

新耐震基準で建設した建物で、建築から 26 年経過していることから、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

⑨ 磯部市営住宅

耐震診断基準を満たし、建築から 46 年経過し老朽化が進んでいるものの、公営住宅法の耐用年数（簡易耐火構造住宅 2 階建 45 年）を踏まえ、今後のあり方について検討します。

⑩ 磯部第一市営住宅

耐震診断基準を満たし、建築から 42 年経過し老朽化が進んでいるものの、公営住宅法の耐用年数（耐火構造住宅 70 年）を踏まえ、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

⑪ 沼影市営住宅

耐震診断基準を満たし、建築から 41 年経過し老朽化が顕著なこと、公営住宅法の耐用年数（簡易耐火構造住宅平屋 30 年）を超えていることから廃止に向けた事業展開をします。

⑫ 尾崎市営住宅

耐震診断基準を満たし、建築から 40 年経過し老朽化が顕著なこと、公営住宅法の耐用年数（簡易耐火構造住宅平屋 30 年）を超えていることから廃止に向けた事業展開をします。

【年度別スケジュール】

項目・施設名	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度～2029年度 令和7年度～令和11年度
市営住宅 【共通事項】	→		-----→			
	公営住宅のあり方検討		検討結果に基づく対応			
市営住宅	→		-----→			
	民間活力を活用した管理運営手法の検討		検討結果に基づく対応			
赤松市営住宅 城郭外市営住宅 ククヤ台市営住宅 上辺見第一市営住宅 上辺見市営住宅 鹿養市営住宅 磯部第一市営住宅	→					
大山市営住宅 (上耕地) 大山市営住宅(第二) 沼影市営住宅 尾崎市営住宅	→		-----→			
	廃止にむけた事業展開		計画に基づく対応			
磯部市営住宅	→		-----→			
	今後のあり方検討		検討結果に基づく対応			

e 概算事業費

個別施設の方向性に基づき、計画期間内に見込む概算事業費を示します。

なお、大規模改修等の内容及び実施時期については、今後策定する公共施設保全計画の中で明らかにするとともに、財政状況を踏まえ、各年度の予算編成の中で具体化していくこととします。

施設名	大規模改修等 (千円/10年間)	維持管理費 (千円/年)	備考
① 赤松市営住宅	309,619	2,507	
② 大山市営住宅(上耕地)	0	236	
③ 大山市営住宅(第二)	0	318	
④ 城郭外市営住宅	453,730	12,802	
⑤ ククヤ台市営住宅	715,209	18,266	
⑥ 上辺見第一市営住宅	295,411	3,018	
⑦ 上辺見市営住宅	380,970	1,038	

⑧ 鹿養市営住宅	416,160	2,980	
⑨ 磯部市営住宅	84,320	212	
⑩ 磯部第一市営住宅	174,590	761	
⑪ 沼影市営住宅	0	75	
⑫ 尾崎市営住宅	0	84	

※「継続」の施設については、公共施設等総合管理計画の更新費用算出と同様に、建築後30年（既に超えている施設も含む。）で大規模改修、60年で建替えを行うこととして算出。

※「検討」の施設は、結論が出るまでは使用することから、継続する施設と同様に算出。

※維持管理費は、施設のランニングコスト（過去3か年の平均）を計上し、人件費、減価償却費は含めない。

第3章 計画の推進

本計画に掲げた様々な課題に、着実かつ実効性のある取組を展開し、次代の市民に健全な状態で公共施設を継承するため、次に示す考え方により計画を推進します。

(1) 公共施設マネジメントを推進する体制の確立

公共施設の保全と管理運営について、総合的なマネジメントを推進するため、ファシリティマネジメント推進会議を中心として、一元的な庁内体制の確立を図ります。

(2) 地域別適正配置計画の策定

老朽化に伴い利用・運営等に支障が生じるなど、施設改修等のタイミングが生じた公共施設については、本計画の方針に基づき、その施設を含め面的な視点から周辺施設との多機能化等について検討を行い、地域別の適正配置計画を策定します。

(3) 長寿命化のための保全計画の策定

長寿命化を図る施設については、中長期的な視点で財政支出の平準化を図りながら、建物及び設備の計画的な改修及び更新を進める必要があるため、施設ごとに予防保全の観点を含む保全計画を策定します。

(4) 地域経営を推進するための仕組みづくり

地域経営を推進するに当たっては、その活動拠点として公共施設を提供するほか、人材育成、財政的支援、情報提供など、地域経営主体が主体的に活動できる環境を整えるとともに、地域と行政との連携及び協働によるネットワークやマネジメントを進める仕組みを構築します。

(5) 受益者負担の適正化に向けての方針の整備

施設使用料等については、行政の役割と利用者の負担のあり方を明確にしつつ、施設の利用者に負担していただく維持管理費の設定など、施設特性等を反映した施設使用料等への改正を行い、受益者負担の適正化を図ります。

(6) 市民協働を推進するための協議手法の検討

公共施設の再編・再配置を進める際には、地域の特性や実情に応じた協議の場を設け、対話を図りながら取組を進めます。

古河市公共施設適正配置基本計画

令和2年3月発行 古河市 財政部 財産活用課
〒306-0291 古河市下大野2248番地
TEL 0280-92-3111 (代表)
URL <https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/>